

平成30年第6回（9月）定例会一般質問議事録目次

【1日目】

質問 順位	議席 番号	質問者	質問事項	頁
1	4	山寺はる美	1. 食の革命プロジェクトの進捗状況について 2. 農家民泊について 3. 保育園、小中学校のエアコンの設置状況について	2
2	11	根橋 俊夫	1. オスプレイ飛行訓練への対応について 2. 救急車の搬送遅れに対する今後の対応等について 3. 災害時の避難の在り方及び防災訓練の見直しについて	15
3	12	垣内 彰	1. 移住定住について 2. 川島小学校について 3. 辰野町の教育環境について	30
4	13	堀内 武男	1. 新ごみ中間処理施設の稼働に伴う課題と対応について 2. 道路行政推進について	45
5	6	中谷 道文	1. ブロック塀解体撤去の支援を 2. 空調施設整備計画及び今後の対応について 3. 県道下諏訪辰野線の郡境周辺の樹木の管理について 4. 辰野町に道の駅を創ろう	60
6	7	宇治 徳庚	1. 西日本豪雨災害の教訓から町としての今後の課題対応について 2. ほたる祭り 70 回の節目にほたるの町へ通年観光の強化促進について	73
7	5	篠平 良平	1. インバウンド対策と夢のある台湾「都市交流」の促進について	88

質問 順位	議席 番号	質問者	質問事項	頁
8	2	向山 光	1. 湖周行政事務組合による板沢地区への最終処分場 建設計画について 2. 防災に関する課題について 3. ユニバーサルデザインに関する具体的な課題に ついて 4. 職員の人事制度改革と働き方改革について 5. 松くい虫被害の現状について	104
9	9	瀬戸 純	1. 障害者雇用について 2. 福祉医療制度の支援拡充について 3. 保育園入所状況について 4. 福祉灯油購入券について	118
10	1	小澤 睦美	1. ハイウェイオアシス創設について 2. 川島地区小学校児童の教育環境について	132
11	8	成瀬恵津子	1. 通学路の安全確保について 2. 防災について	145
12	3	熊谷 久司	1. 人口減少対策について 2. 辰野病院の決算とその改善策について	156
13	10	宮下 敏夫	1. 熱中症対策について 2. ゲリラ豪雨災害等に対する減災対策について 3. 新たな福祉避難所設置について	169

平成 30 年第 6 回辰野町議会定例会会議録（8 日目）

1. 開会場所 辰野町議事堂
2. 開会年月日 平成 30 年 9 月 10 日 午前 10 時 00 分
3. 議員総数 14 名
4. 出席議員数 14 名
- | | | | |
|------|---------|------|---------|
| 1 番 | 小 澤 睦 美 | 2 番 | 向 山 光 |
| 3 番 | 熊 谷 久 司 | 4 番 | 山 寺 はる美 |
| 5 番 | 篠 平 良 平 | 6 番 | 中 谷 道 文 |
| 7 番 | 宇 治 徳 庚 | 8 番 | 成 瀬 恵津子 |
| 9 番 | 瀬 戸 純 | 10 番 | 宮 下 敏 夫 |
| 11 番 | 根 橋 俊 夫 | 12 番 | 垣 内 彰 |
| 13 番 | 堀 内 武 男 | 14 番 | 岩 田 清 |

5. 地方自治法第 121 条により出席した者

町長	武 居 保 男	副町長	山 田 勝 己
教育長	宮 澤 和 徳	代表監査委員	三 澤 基 孝
総務課長	小 野 耕 一	まちづくり政策課長	赤 羽 裕 治
住民税務課長	伊 藤 公 一	保健福祉課長	小 澤 靖 一
産業振興課長	一ノ瀬 敏 樹	建設水道課長	西 原 功
会計管理者	武 井 庄 治	こども課長	加 藤 恒 男
生涯学習課長	原 照 代	辰野病院事務長	今 福 孝 枝

6. 地方自治法第 123 条第 1 項の規定による書記

議会事務局長 中 畑 充 夫
議会事務局庶務係長 田 中 香 織

7. 地方自治法第 123 条第 2 項の規定による署名議員

議席 第 10 番 宮 下 敏 夫
議席 第 11 番 根 橋 俊 夫

8. 会議の顛末

○局 長

ご起立願います。（一同起立）礼。（一同礼）

○議 長

おはようございます。傍聴の皆さんには、早朝から大変ありがとうございます。定足数に達しておりますので、第6回定例会第8日目の会議は、成立いたしました。直ちに、本日の会議を開きます。本日の議事日程は一般質問であります。4日正午までに通告がありました、一般質問通告者13人全員に対して、質問を許可いたします。質問答弁を含めて、1人50分以内として進行してまいります。また、町長等に反問を許可いたしますので、ご協力のほどお願いいたします。質問順位は、抽選により決定いたしました。ただ今から質問順位を申し上げます。

質問順位 1 番	議席 4 番	山 寺 はる美 議員
質問順位 2 番	議席 11 番	根 橋 俊 夫 議員
質問順位 3 番	議席 12 番	垣 内 彰 議員
質問順位 4 番	議席 13 番	堀 内 武 男 議員
質問順位 5 番	議席 6 番	中 谷 道 文 議員
質問順位 6 番	議席 7 番	宇 治 徳 庚 議員
質問順位 7 番	議席 5 番	篠 平 良 平 議員
質問順位 8 番	議席 2 番	向 山 光 議員
質問順位 9 番	議席 9 番	瀬 戸 純 議員
質問順位 10 番	議席 1 番	小 澤 睦 美 議員
質問順位 11 番	議席 8 番	成 瀬 恵津子 議員
質問順位 12 番	議席 3 番	熊 谷 久 司 議員
質問順位 13 番	議席 10 番	宮 下 敏 夫 議員

以上の順に質問を許可してまいります。質問順位1番、議席4番、山寺はる美議員。

【質問順位1番 議席4番 山寺 はる美 議員】

○山寺（4番）

おはようございます。何回か質問させていただきましたが、トップバッターということは初めてで、少々緊張気味ですが、よろしく願いいたします。通告どおり、3点について、今回質問させていただきますが、ちょっと質問時間の関係で、2番と3番を入れ替えさせていただきます。

それでは、まず1番目の食の革命プロジェクトの進捗状況について、お尋ねします。辰野町では、平成27年度に辰野町第五次総合計画後期基本計画と、まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定しました。この総合計画、総合戦略では、六次産業化の推進

が掲げられており、その一環として、町の良質な食材や特徴ある食文化に着目し、地域ブランドの確立、地域発信のフードビジネスの創出、食を中心とした地域経済全体の活性化などを目的として、辰野町食の革命プロジェクト運営協議会を立ち上げました。既に4業者が六次産業推進に向けて動き出しており、町は地方創生加速化交付金を活用して、それぞれの4事業者に必要な設備の一部に交付金を支給しています。六次産業についての質問は、武居町長になって初めてですので、初めに六次産業のための食の革命プロジェクトに懸ける町長の思いと期待について、お答えいただきたいと思えます。

○町 長

まずは、傍聴にお越しの皆さんおはようございます。いつも町政に関心をお持ちいただきまして、感謝申し上げます。2日間の一般質問でございますが、よろしく願いいたします。それでは山寺議員のご質問にお答えさせていただきます。先ほど議員が述べられましたとおり、地域ブランドの確立、また地域発信のフードビジネスの創出、また食を中心とした地域経済全体の活性化などを目的として、今から2年前になりますが、平成28年の7月に辰野町食の革命プロジェクト運営協議会が設立されました。私もこの発足以来、副町長として、参画してきたわけでございますが、細かなことはまた担当課長の方から順次詳細にわたって、ご説明申し上げますけれども、このプロジェクトに懸ける私の思いということでございますので、お答えさせていただきます。まず、古くから交通の要衝として栄えまして、物流とともに、多様な食文化も育ち、現在も守り継がれております。また、辰野町では決して大きくはありませんけれども、安全で安心な農産物を生産する農家が増えてきております。また、工業製品が中心ではありますが、ものづくりの町でもあります。こうした環境の中で、価値観を同じくした生産者、あるいは加工・流通・販売事業者、飲食店などがともに連携して、地域ぐるみの六次産業化を目指すのが、辰野町らしい六次産業化のあり方であると思っておりますし、それが食の革命プロジェクトの目的でもあると思っております。地域が作って、加工して、販売する、そこに搾取する、搾取されるといった利害の衝突、利害関係だけではなくてですね、それぞれの担い手の垣根を取り払って、地域全体で取り組むことで、生産者や事業者などの所得向上と地域全体の振興を実現するプロジェクトとして、町では力を入れて支援してまいりたいと考えております。以上です。

○山寺（4番）

はい。ありがとうございます。町長も熱い思いを持って取り組んでいただけるということですので、期待をしています。それでは食の革命プロジェクトの4事業者の取り組みの進捗状況についてお尋ねします。まず、蔵番活用部会についてお尋ねします。平成28年度に町内の事業者が業務用冷蔵庫、蔵番を導入しました。蔵番は通常の冷蔵庫に比べ、鮮度を保持しながら長期間の冷蔵保存が可能ということです。さらに保存することで、熟成が進み、うまみ成分が増加することも確認されているとのこと。蔵番の冷蔵庫で保存期間を延ばし、熟成させて、通年旬のものを味わうことができる農作物とは何か。また付加価値を付けた農作物で、加工品は開発されましたでしょうか。お尋ねします。

○産業振興課長

それでは山寺議員のプロジェクトの中に置かれた4つの専門部会の1つ目からお答えをしてみたいと思います。去る7月の20日に開催した食の革命プロジェクト運営協議会の総会におきまして、各専門部会の活動報告と今後の見通しについて発表がありましたので、概要をお知らせしていきたいと思います。現在、蔵番におきましては、辰野町産の農産物で熟成や長期保存されているものがございますが、リンゴ、それから日本酒、カキ、ブルーベリーなどがあります。また、鮮度を保ちながら長期保存することで、出荷調整を行っているもの、これにつきましては、これから旬を迎える、マツタケ、ニンジン、カボチャ、それからリンゴジュースやニンジンジュースなども熟成しますと甘味が出て、大変おいしいということで、保存されております。続きまして、その中で付加価値を付けた農産物で、加工品は開発されたかというご質問につきましては、お答えをしてみたいと思います。昨年の成果のひとつは、ドラゴンシードルでございました。辰野町産のリンゴと洋ナシを使いまして、リンゴの早生種からですね、晩生種のフジまで8種類を蔵番で熟成保存することで、高品質な完熟リンゴを使ったシードル、これができたわけですが、他にはない差別化を狙った新商品となりました。そのほか1 去年は豊作だったマツタケを保存することで、市場価格との調整の役割を担いました。日本酒ですけれども、地酒を長期熟成させることで、味わいの変化を試験中でございます。また、あんぼ柿ですけれども、通常2週間程度の賞味期限でございますが、これを3ヶ月程度長期に熟成保存し、またそれを試験場で細菌の検査をする中で、新商品に向けて安全確認ができて、そういった実証もな

されました。また、今後の予定も含めて、お話しいたしますけれども、辰野町の無農薬で育てられた野菜を蔵番で保存して、東京、名古屋の著名な店舗に卸しておいでのようなのですが、今年はずいぶん名古屋の店舗に辰野町コーナーというものを設置したいと考えております。もうひとつ蔵番で長期保存をした無農薬野菜のパウダー化を計画しております。サンプル出荷して、マーケティング調査を進めていく中で、できれば著名なパン屋さんですとか、麺類をお出しする店、それからスイーツ店などとコラボレーションをして、そういった企画も考えていきたいというお考えでございます。以上です。

○山寺（4番）

はい。いろいろな物に取り組んでいただいているようですが、この農作物でももう少し種類を増やすってことは考えてないんでしょうかね。カキだとか、ブルーベリーだとか、リンゴだとか、そういうものだけですかね。

○産業振興課長

蔵番部会の方ではですね、いわゆる鮮度を高める特殊な冷蔵庫ではありますが、中に入れる野菜については、安全安心な有機農産物を中心に入れていきたいというお考えを持っていますので、そういったものを選別する中で、付加価値を高めていきたいというふうに考えております。以上です。

○山寺（4番）

はい。もう少し様子を見たいと思いますが、マツタケが去年は不作でしたけれど、今年もしできたとしたら通年味わえるっていう中で、マツタケのおにぎりみたいなものもぜひ開発してもらいたいなあっていうふうに思いますので、これは要望です。よろしく願いいたします。

次に、あんぽ柿部会についてお尋ねします。平成26年度に、伊那農業協同組合辰野支所が中心になって設立された、辰野町あんぽ柿研究会が辰野で生産された柿を加工した、あんぽ柿の商品化を目指して、活動しているとのこと。平成26年度より試作を続けており、平成28年度には試作販売を行い、29年度より本格的な生産販売に移ると計画されています。29年度の生産販売実績を教えてください。また、30年度の課題である加工設備の整理と、販路の確保はどのように進めて計画していますでしょうか。

○産業振興課長

それではあんぽ柿専門部会の生産販売実績と、今後の課題についてご説明を申し上げます。平成29年度のあんぽ柿の生産実績は1,656キロ、1,347パックでございまして、生産量では28年度比で215%となりました。柿の方も年を追うごとに成長し、収量は倍増しているという現状でございます。製品はJA上伊那の商品名として、JA系列の小売店、町内ではパークホテル、かやぶきの館などに卸しておりまして、昨年の売り上げは約50万円と聞いております。30年度の課題等でございますが、今年度は、売上高をさらに増やして、約80万円を目指す計画でございまして、いよいよ11月後半から販売の予定でございます。今年は、辰野独自のブランド商品として、独自の商品名での販売を予定しております。あんぽ柿の通常の賞味期限は、それほど長くはないわけですが、蔵番市場との連携で、長期保存を図り、販売時期を大きくずらすことで、例えばほたる祭りなどでも販売を計画しております。これからの課題といたしましては、辰野の特産として、あんぽ柿を活用する飲食店や加工品を増やしていきたいという考えでございます。また、天候に左右されずに乾燥できるように、また規格外でも利用できる干し柿にも力を入れていくために、乾燥機の導入を31年度あたりで考えているということでございます。以上です。

○山寺（4番）

はい。今、ほたる祭りであんぽ柿を販売するっておっしゃいましたけど、どういふふうに保存するのでしょうか。

○産業振興課長

先ほどご案内申し上げましたが、29年度で試験場への細菌ですね、食中毒を起こすかどうかの細菌の検査をしましたところ、数ヶ月経ってもですね、細菌は確認できなかったということから、蔵番の中に入れることですね、熟成を進めるとともに、菌の繁殖が抑えられるという実証実験のもとで、半年以上経つほたる祭りでも販売が可能であるというふうに判断をしているところでございます。以上です。

○山寺（4番）

はい。蔵番で保存することで、それが可能ということは、本当に凄いことだと思います。この蔵番の商品にしてもそうですし、このあんぽ柿にしてもそうですが、なかなか町民の口に入らないっていうところがあるんですが、そういう対策はどういふふうにお考えになってらっしゃるのでしょうか。

○産業振興課長

はい。やはり付加価値を付けるということだと、やっぱり一定の金額が高くなります。それをやはり地域の方に味わっていただいて、辰野町の特産品という素晴らしいものがあるということをもまず認識していただく、これが非常に大事なことでございまして、なかなか足もとの部分の消費拡大には、至っていないところが現状ですので、あんぽ柿にしましても数量が一定程度増えてまいります。そうした中においては、町内向けのですね、PRをやっていきたいと考えております。課題はこれからでございます。よろしく申し上げます。

○山寺（4番）

どんなに美味しいものを作っても地元の人達が食べてみないと、本当にその判断が本当に評判が良いのかどうかというところも、判断しかねますので、ぜひ少々値段は高くても、まず地元の人達が食べれる、そういう販路をぜひ構築していただきたいと思っております。

次に雑穀の里専門部会についてお尋ねします。雑穀のブランド化を目指して、平成28年度より町内の2業者が雑穀米、小麦のブランド化に取り組んでいます。辰野産米小麦粉を小ロットで事業者提供することにより、付加価値の高い商品の開発、販売を目的に活動しているとのことですが、29年度はアワ、ゴマの取り扱いの多いのが目立ったように思います。今、雑穀の中で力を入れている作物はなんですか。また、商品化にあたって課題は何か、お答えください。

○産業振興課長

はい。雑穀の里プロジェクト専門部会が今年度力を入れている作物をごく簡単にご説明、ご案内を申し上げます。まず、エゴマでございますが、約3.5反歩を栽培しております。これは農業委員会を通じて広く多くの方にエゴマの種を配布しておりますので、農業委員会と連携して、取り組むことが期待をされているところでございます。このほどスタンプラリーイベントなどを行いましたし、ぜひ今年、これからはエゴマの油や、実をそのまま商品化するというようなことを目指して取り組んでおります。キビでございます。こちらについては約5畝を栽培しております。工房ぬくもりのコラボ商品、雑穀米パフなどの加工などへの取り組みを進めております。アワでございます。こちらは1.5反歩を栽培しております。同様に工房ぬくもり等のコラボを考えております。タカキビこれはソルダムとも申し上げますけれども、こちらは約3反歩を栽培しております。こちらは県内の会社への取引先が確保されております。

すので、それを中心に取り組むとともに、売り先があれば町内でも販売していきたいと。健康志向の中で栽培された実はタカキビハンバーグなどへのメニューへの活用を提案していきたいと考えております。ソバでございます。こちらはたつの営農の川島支部を中心に行っておりますが、美味しいそばに取り組むプロジェクトとともに、まるぬきそばへの加工を目指しております。そのほかソフト事業におきましても11月には昨年と引き続き、あわウィークを開催して、雑穀メニューを販売してもらうイベントやマルシェを企画中でございます。商品化にあたっての課題でございますけれども、こういった健康に良いとされる雑穀が、食文化に根付く取り組みを地道に行っていくために、生産レベルの安定供給体制の確立、それから加工段階での品質確保を図るとともに、何におきましても町内飲食店、それから小売店との連携が重要になってくると考えております。以上です。

○山寺（4番）

はい。わかりました。このいろんな雑穀を作っていらっしゃるようですけども、これもまた町民にはよくわかってないっていう、もう少し広報のあれを考えていただかないと、今、食に対する関心っていうのは凄い強くてですね、高くても、少々高くても体に良いものは欲しいという。私も先日ですね、エゴマ油をもうずっと飲んでいたんですが、買って。終わったので、パークホテルに買いに行きました。売ってるということで、買って来たときはラベルもみなかったんですが、たまたまなんか食感が全然違ったので、ちょっと裏をみてみましたら、安曇野のゴマ油だったので、大変がっかりしてしまったというか。そういうことっていうのは、あり得ることなんでしょうね。

○産業振興課長

エゴマに限らず油は劣化が非常に危惧されますし、エゴマの油を精製する段階ではですね、非常におりと言いますか、そういったものを除去する、ろ過する技術も違いがあります。辰野町では、日本エゴマ普及協会のエゴママイスターを取得した方がおひとりおりまして、上伊那ではもうひとり、駒ヶ根におりまして、そういった意味においては、当面は委託製造によるエゴマ油の販売になりますけれども、質の高い高純度のエゴマを販売していきたいというふうに考えております。以上です。

○山寺（4番）

はい。辰野産にやはりこだわって、辰野で売るのは辰野産で、お願いしたいと思

います。とてもがっかりするんですよね。お土産に買っていったとしても、例えば買ってきたものが、中国産だったりとかすると大変がっかりするのと同じで、辰野産のエゴマだと思って、お客様も買って行かれたのに、それが安曇野産ではちょっと考えてしまうところがあると思いますし、これでは専門部会を立ち上げての意味もないと思います。そうだったらやはり売るべきではないと思います。

それでは4番目の電解水専門部会について。平成28年度に町内の事業者から電解水技術の導入による殺菌力を活用した環境にやさしい農作物栽培に関する提案があり、一般の殺菌・殺虫用農薬に関わるものとして、消費者への信頼の確保及びブランド化を推進する技術として、有効ということで、食の革命プロジェクトに採択されました。しかし、どこでどのような活動をしているのかみえてきません。活動内容を教えてください。

○産業振興課長

それでは電解水専門部会の活動状況でございます。現状での電解水の利用件数は10件ほどございまして、養蜂、あんぼ柿、各種野菜、イチゴなどの農家で活用をいただいております。特にあんぼ柿は、機械を貸し出して、箕輪町の試験圃場で電解水の殺菌効果を検証していただいております。また、飲食店で使う生鮮食品の鮮度保持など、電解水の様々な利用について実験中ございまして、町内の飲食店で試してもらった結果、導入を検討している店舗があるというふうに聞いております。以上です。

○山寺（4番）

この電解水には、いくら投入したんでしたでしょうか。補助金とか、交付金で。

○産業振興課長

1機、百数十万の金額でしたので、1機分ですね、導入補助を昨年度行ったと記憶しております。以上です。

○山寺（4番）

1機だけで取り合えず、試験的っていうことに考えて良いでしょうか。1機だけでは、ちょっと効率が悪いような気がします。

○産業振興課長

この部会では、まず1機を導入して、電解水の効果を農家の皆さんに確認をしていただきたいという思いでございましたが、課題にも触れさせていただきますけれども、

この電解水の効果は、持続時間が短いということが欠点でございまして、電解水ステーションなるものをセットして、水だけで行うビジネス展開は非常に難しいという課題が出てまいりました。そこで、今後は大規模農家、飲食店、宿泊業へのですね、電解水生成機、機械そのものの導入を啓発していきたいという形になりますし、その際、食の革命プロジェクトを通じて、より電解水の効能をPRしていきたいというふうに考えております。以上です。

○山寺（4番）

はい。そのじゃあ機械そのものを導入することを進めていくということに理解して良いでしょうか。

○産業振興課長

現在、電解水活用専門部会ではそのような方向に舵を切ろうとしております。以上です。

○山寺（4番）

わかりました。この計画にあたっては、見直しも可能だということで、途中でまた見直してくってということも謳っておりますので、あまり効果のない、成果のないものはやはり見直していくことが必要ではないかと思えます。食の革命プロジェクトの4事業者の皆さんには、しっかり辰野ブランドの完成品を目指して、頑張ってくださいと思います。現在、町が月に1回行っている、みんなの加工セミナーに都合のつくときだけですが、私も参加させてもらっています。加工を本格的に考える人達にとっては、参考になるセミナーかもしれませんが、ちょっとハードルの高いという感じですか。前加島町長は、「何を持って食の革命かというのか」という私の問いに対して、「住民皆が得意な分野を活かして、食のブランド化をすること」と答えられました。町内には、多くの人達に紹介したいほど、美味しいジャムや季節の漬物、干し芋などを作る人達がいます。そんな人達が商品について販売するまでの簡単なノウハウを勉強したいという声が挙がっています。まさに得意の分野のアイデアを出し合う食の革命だと思います。空き店舗、空き事業所などを利用した簡単な施設で良いので、加工施設の設置を要望いたします。ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。食の革命については、以上をもって終わりです。次の質問にまいります。

保育園、小中学校のエアコンの設置状況と、来年度の設計計画についてお尋ねします。先日の北海道の震度7の大地震、甚大な被害をもたらした西日本の豪雨。そのあ

と異例な数の多さで日本列島を通過する巨大台風。そして今年の夏の記録的な猛暑。気候変動の社会。今までの対応では、対処できなくなっています。一部では、今年の夏の暑さは、災害だと表現する人もいました。防災の面からみても、家庭でのエアコンの設置はもちろん、保育園、小中学校のエアコンの設置をすべきという声がどこの市町村からも挙がっています。辰野町の保育園、小中学校の設置状況と、来年度の設置計画についてお答えください。

○町 長

議員のお話しのとおり、本当に今年は災害級の猛暑だったと認識しております。特にですね、大人よりは本当に体力的にもまだ弱い幼少期の児童の皆さん、生徒の皆さんの命、健康をやはり優先して守っていかなければいけないという認識を新たにしました次第でございます。そんな中で、ただ今のご質問、今年度の保育園、小中学校のエアコンの設置状況と、また今後の設置計画について、ご説明申し上げます。まず、設置状況でございます。まず、当町の保育園につきましては、全園調理室に設置済みであります。中央・小野・新町の3園の3歳未満児室の計8室も設置済みであります。その中の保育室や事務室などは未設置の状況であります。なお、中央保育園の未満児室につきましては、今年度設置しまして、8月の6日から利用しています。また、当年度中に残りの3歳未満児室の全てに設置を終える予定でありまして、具体的には東部の4室、新町の延長保育を含む2室、羽北の1室、あと平出の1室の計8室であります。学校につきましては、西小、東小、南小と辰野中学校の給食室とパソコン教室に設置済みでございます。両小野小につきましては、給食室のみ設置済みでありまして、川島小は未設置であります。こちらについては、扇風機で対応できてきたためであります。またそのほかの普通教室、特別教室、職員室等は、全ての学校で未設置であります。こうした中で来年度の設置計画について、ご説明申し上げます。保育園につきましては、残りの保育室、事務室など42室に設置する計画であります。学校については、来年度全ての小中学校の普通教室78室にエアコンを設置する計画であります。また、その翌年度以降については、残りの特別教室、職員室など84室に設置を予定してあります。現在、使用していない普通教室3室を含みます。このため両小野小学校を除きます小中学校普通教室の空調設置工事に係る設計の予算を、今回のこの9月議会の一般会計補正予算に計上いたしました。保育園の設計につきましては、園の状況により、新たな受電設備が必要になる等の工事費が大きく変動する要素がございます。

すので、現在詳細を検討中でありまして、まとめ次第、補正予算を計上して対応したいと考えております。以上であります。

○山寺（4番）

はい。わかりました。来年度に向けて、大規模なエアコンの設置をされるということをお聞きしましたが、このエアコンというのは、暖房にも使う予定でしょうか。冬の。

○こども課長

基本的には機能としましては、冷房・暖房に使える機種になりますけれども、冷房を中心に運用する予定であります。以上です。

○山寺（4番）

はい。両方に機能できるということですね。その費用についてはですね、石油の方がずっと安いってことは私も家で使っていてわかります。エアコンの。エアコンは冷房には凄いい電力あんまりかからないんですけど、暖房にはやっぱりその何倍もお金がかかってしまうってことは、大変でしょうけれど、小学校や中学校の先生達ですね、今、石油を使っているわけですけど、各先生達が教室に運ぶわけですよ、石油を。その作業が女の先生達なんかはとても大変そうだっていうことも聞いていますので、予算が許すならば、両方に使っていただくことを希望したいと思います。それでは、その予算措置ですね、財源はどこから調達してくる予定でございましょうか。

○こども課長

では財源について、お答えをしてみたいと思います。まずその前にですが、予算の関係です。一般会計における事業費について、まず説明をさせていただきたいと思います。町内、小中学校5校の普通教室への設置につきましては、来年度約2億2,100万円程度を見込んでおります。残りの特別教室等につきましては、約1億9,300万円程度を見込んでいるところであります。また、保育園については現在詳細を検討中というような段階であります。で、財源でございまして、学校につきましては、国、文部科学省になりますけれども、交付金がございまして、学校施設環境改善交付金がございまして、こちらの方を財源の一部ということで活用してみたいと思います。残りについては、一般財源ということになります。有利な起債等ありましたら活用を検討してみたいと思います。保育園につきましては、活用できる補助金が具体的には今ございません。現在のところ町単独事業での整備を前提としておりますけれど

も、引き続き国等の動向を見守り、利用できる財源があれば、ぜひ活用してまいりたいと考えております。以上です。

○山寺（4番）

はい。わかりました。大きな財源がいるようですけれども、保育園の方は流動的ということで、ぜひ厚労省の方に、なぜ文科省はすぐ対応して小中学校に対応しているのか、結構早くどこの市町村も陳情したってということもあるでしょうけれど、対応が早かったのに、なぜ厚労省は保育園関係、動かないのかなって不思議に思うんですけど、そこら辺わかりますでしょうか。

○こども課長

ただ今の質問ですが、議員と同様に私も考えております。文科省がやっているのに厚労省がんばって何かを、制度を考えていただきたいなあと思っているところでございますが、ようやく厚労省の方でも、調査はどうも始めてみたいでありますので、そういった中で新たな制度が出てくればありがたいなと考えているところであります。以上です。

○山寺（4番）

はい。わかりました。ぜひ、厚労省の方にもしっかりと陳情していただいて、働きかけをお願いしたいと思います。過去に経験がない事態になっています。今やエアコンの設置は、贅沢ではなくシリアスに考えれば、子ども達の身を守る大切な手段です。大きな財源が必要だと思いますが、国や県にもしっかりと働きかけて来年度に備えていただきたいと思えます。それとですね、今年、こんなに暑かったのに、子ども達1人もその救急搬送されることもなく、具合も悪くなった子がいなかったと聞いています。って言うのは、町の対応がやっぱ凄い早かったのかなあっていうことが、凄い効果がでてると思えます。保育園では、外ではなるべく高温のときには遊ばせない。で、園児の登園するのに、園児の服なしで登園させるって言うのが新町でもさせたようですし、また、学校でも水筒持参により、水分の摂取とか。それで驚いたのがですね、その、うちの子どももスーパーから買ってきて塩分タブレットって言うのを舐めてたんですが、それがいつの日かスーパーからタブレットが消えてしまった。で、なぜかと思ったら、教育委員会で全て買いためというか、をしていただいて、子ども達に配っていただいたって言う。そんな細やかな対処、それに中学生もスーパークールビズとして、Tシャツや短パンで登校させる。そういう早めの対応をしていただいたおかげ

で、本当にひとりの子ども達の熱中症もなく、本当に過ごせたことに孫を持つ私としては、本当に感謝しております。本当にありがとうございました。

次にですね、農家民泊についてお尋ねします。一般住宅に客を泊める民泊が去る6月15日に解禁し、住宅宿泊事業法が施行されました。空き家対策、空き部屋対策に効果が期待されると思っていたら、町は農家民泊に協力隊を1人専属で入れました。民泊と農家民泊の違いと町が協力隊を入れて、農家民泊に力を入れる狙いをお聞かせください。

○産業振興課長

それでは、民泊と農家民泊の違いについて、まずお答えをいたします。民泊は、住宅の全部または一部を活用して、宿泊サービスを提供することと規定されております。また農家民泊でございますが、農山漁村において、日本ならではの伝統的な生活体験と、農村地域の人々との交流を楽しみ、農家民宿や古民家を活用した宿泊施設など、多様な宿泊手段により、旅行者にその土地の魅力を味わってもらうことと規定されております。そもそも民泊という言葉は非常にあやふやなものであるということございまして、少し前までは、現在でいうところの農家民泊体験型民泊がその意味として、理解されていたと、認識されていたと思いますが、今町議からのご案内の住宅宿泊事業法が施行されたことによって、昨今は賃貸マンションや分譲マンションなどの一室を外国人観光客に貸し出すことが民泊というふうに理解されがちでございます。したがって、辰野町としましては、農家民泊は、民泊とは切り分けて、農家に宿泊するとともに、収穫体験などの生活体験を通じて、その土地の魅力を味わってもらうことというふうに理解をしているところでございます。また、協力隊を入れての農泊に、農家民泊に力を入れる目的でございますが、東小学校区にですね、学校区ですけども、辰野町あさひ農村振興協議会というのが、昨年設立されまして、国の農泊推進事業の採択を受けて、現在事業が行われております。で、町が地域おこし協力隊1名を採用して、この事業を支援しておりますのは、この協議会が活用する竜東地域における農家民宿が少ないため、辰野町の観光協会や辰野町の旅館組合などと連携をすることで、宿泊と体験メニューを一体的に実施することが可能となりまして、地域内の活性化事業を効果的に行うことができるというふうな判断をしたところでございます。農泊が自然と農業との共存型の新しいビジネスとなって成長していくことで、地域コミュニティの持続的発展に資するという、ある意味広域性があるという事業であるからでござ

います。できればこの事業をビジネスモデルとしまして、竜東地区から辰野町全域に拡大させていくことに、町としても戦略的に取り組んでまいりたいという思いから1名を導入したところでございます。以上です。

○山寺（4番）

はい。その成果みたいなものは、もう出ているんでしょうか。農家民泊、農家宿泊というか、民宿をやっている場所はどこでしょうか。

○産業振興課長

はい。農家にですね、自らの建物を宿泊さしていただくというのは、非常にハードルが高いという認識をする中で、辰野町では、農泊という言葉には捉われず、宿泊と体験、農業体験と切り離して考えていくということで、現在取り組みを進めておりますので、宿泊はかやぶきの館、例えばですね。で、農業体験は、地域の農家とタイアップして行うというような連携をすることが、まず1番辰野町にあった農泊事業ではないかというふうに考えております。今年度は、まだ国の補助をあさひ農村振興協議会受けておりますので、体験ツアーの実施でありますとか、東京でのマルシェの出展、町内への誘客のための宣伝活動等を積極に行っていくということでございまして、特定の家が新しい農泊事業として、スタートしたというような事例はまだ現在ございません。以上です。

○議長

質問時間あと5分を切りましたので、答弁の方も含めて簡潔にお願いします。

○山寺（4番）

はい。農家民泊、私は空き家対策として、空き家、空き部屋対策として、民泊に力を入れるのかと思いましたが、農家民泊のその目的というのがわかりました。ぜひ、観光農業というのが今流行っておりますので、ぜひそんな方向で辰野町の活性化に繋げていただければありがたいと思います。以上を持ちまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長

進行いたします。質問順位2番、議席11番、根橋俊夫議員。

【質問順位2番 議席11番 根橋 俊夫 議員】

○根橋（11番）

それでは通告にしたがいまして、3点につきまして、質問をしてまいりたいと思

ます。最初の質問は、オスプレイの飛行訓練への対応ということであります。7月18日付の信濃毎日新聞では、米軍輸送機オスプレイと思われる機体2機を、塩尻市木曾平沢で、同紙記者が目撃したことを、その写真とともに報道をいたしました。防衛省北関東防衛局は、オスプレイ2機が17日午後3時53分から57分にかけて、青森県の三沢基地を離陸し、同6時18分頃東京都横田基地に着陸をしたこと。及び同省南関東防衛局によると、16日から20日の間に、静岡県東富士演習場で、オスプレイ2機が離着陸訓練を実施する可能性があるとの報道がアメリカ側から5日にあったことを併せて報道をいたしました。さらに、同月19日付の同紙では、辰野町の樋口で、釣りをしていた人が午後5時54分頃2機を目撃し、写真を撮影したこと等を報道しております。また、樋口区及び赤羽区の複数の町民の方々からオスプレイらしい飛行機をみた。凄い音だったと。不安になったなどの声が寄せられております。さらに8月13日の午後5時頃、川島区の町民の方からは、オスプレイのような飛行機をみた。音と風が凄かったという情報が寄せられております。さて、オスプレイについては、既に配備されている沖縄において、度重なる墜落事故や部品落下事故を起こすなど、極めて危険な軍用機であることから、飛行訓練中止を求める住民の声が上がり、沖縄県はじめ、関係自治体が訓練中止を求めています。ところが米軍は、住民の要望を無視し、事故原因や対策を明らかにしないまま訓練を再開し、本土での訓練を行うことを明らかにしております。既に4月5日には、米軍横田基地に5機が飛来をし、日本全国で、傍若無人な飛行訓練を行っており、横田基地ではこの8月だけで300回以上の離着陸をしていると報道されております。横田基地に配備されているCV-22型機というのは、沖縄に配備されているMV-22と機体構造は同じですが、地形追従装置や夜間飛行能力を強化した特殊作戦を遂行する機材を搭載しており、今後、夜間飛行や低空飛行、山岳地帯での訓練が拡大する可能性があるとの報道されています。また、平成27年10月に公表されたCV-22オスプレイの横田飛行場配備に関する環境レビューという文書では、訓練区域の一部に長野県の市町村が含まれていることが確認をされております。このため、平成28年9月20日には、県知事、県市長会長、県町村会長、3者連名により、防衛大臣に対して、オスプレイの飛行訓練に関して、事前説明、県民や観光客に不安や懸念を抱かせるような飛行訓練の中止などを要請しています。そこでお伺いをいたします。今回の長野県内におけるオスプレイ飛行訓練に関して、訓練計画や飛行ルート等について、事前説明はあったのかどうか。また、今後

このオスプレイの飛行訓練に対してどのような対応を考えているか、まず伺いをいたします。

○総務課長

まず、最初にですね、当町上空でのオスプレイの飛行訓練の実態についてですが、町ではですね、オスプレイの情報については、県の危機管理防災課のメール配信により、飛来情報を得ております。飛来情報と言いましても、先ほど今、議員おっしゃられました、離発着とですね、結果のみなんですけど、ちょっと具体的にご紹介させていただきますと、情報提供として、MV-22 オスプレイの飛行情報についてということで、長野県危機管理防災課から2018年9月7日10時27分に町に届いております。内容については、「北関東防衛局より以下のとおり、情報提供がありましたので、お知らせします」という内容で、「本日午後、MV-22 オスプレイ1機が岩国飛行場を離陸し、普天間飛行場に着陸予定との情報がありましたので、お知らせします」というこういう短いメールが来ておりますし、もう1件情報メールをご紹介しますと、やはり、同じ日になりますけど、今度CV-22のオスプレイの目撃情報について9月7日、②として、危機管理防災課から9月7日の18時38分にメールが町に届いております。やはり同じ北関東防衛局より、以下のとおりに情報提供がありましたので、お知らせしますという内容で、「本日、9月7日の横田飛行場における飛行に係る情報ということで、地方防衛局職員による目視、1552以降、（これ15時52分以降）日没の時点でもCV-22 オスプレイ2機が離着陸している。本日は、本報告をもって目視を終了し、明日0830（8時30分）頃から目視を行う予定です。」ということで、具体的には、こんなメールがですね、数多くは町に来るんですけども、結局ですね、この北関東防衛局の米軍が発表した情報とですね、職員の目視による離陸や着陸の情報提供のみとなっております。よって、当町上空でのですね、飛行訓練や通過等の実態について、米軍の発表がない限りは、把握することはできておりません。先ほど議員が言った7月18日のですね、辰野町の目撃情報を聞いてですね、県の危機管理部へ照会しましたが、やはり県の危機管理部でも離陸や着陸の情報しかわからない旨の回答をいただいておりますので、現状では、飛行ルート情報は得られないような格好になっております。続いて、2番目のですね、飛行訓練中止を求める取り組みですが、先ほど根橋議員おっしゃられた、28年9月20日付でですね、県市町村会、町村会へ連名で出した文書のちょっと内容もちょっとお知らせしたいと思っておりますけれども、この

要請はですね、オスプレイの飛行訓練における実態を広く情報開示し、関係自治体及び地域住民に対し、事前に十分説明すること。これによってですね、前段のメールの配信があるわけですが、繰り返しますが、離陸と着陸の情報に限られております。2点目として、県民や観光客に不安や懸念を抱かせるような飛行訓練が実施されないよう在日米軍に強く求めること。3点目として、オスプレイの訓練区域は、絶滅危惧種の生息が確認されている重要な地域であるため、その生息環境に与える影響の提言に配慮した、適切な対策を講じるよう在日米軍に強く求めることという3つの内容をですね、要請しております。町でもですね、29年3月議会において、採択された意見書を提出してるところですし、県の町村会におきましても、今年10月16日にですね、国に要望書を提出する運びになっております。ほかの要望書もあるわけなんですけれども、3項目目にですね、このオスプレイの低空飛行の訓練について、要望するというので、先日の町村会でも確認されたところでございます。以上が取り組み、それから状況でございます。

○根橋（11番）

今の答弁を聞いておりますと、7月それから8月のあれは全く連絡もなかったということで、28年度要望も反故にされたというかね、無視されてるとというのが、また明らかになったわけです。で、そういったその今のオスプレイをめぐる状況ですけれども、この日米安全保障条約に基づく、いわゆる日米地位協定っていうのがありまして、これによりますと、米軍は日本の全ての基地を使用することができることになっておりまして、また、米軍、軍隊の米国軍隊の犯罪に関しては、日本の警察権、裁判権は及ばず、また最低安全高度など航空機の安全のために全ての航空機が遵守すべき航空法は、この米軍には適用除外となるなど、日本と米国とのこの関係というのは、戦後の占領状態が続いたような、世界に例をみない屈辱的な状況が続いているわけです。で、こうしたことから、沖縄県民は、戦後から今日まで、筆舌に尽くしがたい幾多の苦難を強いられてきました。その根源が日米地位協定にあるということから、沖縄県では、日米地位協定の見直しというのが県民世論になっております。今後オスプレイの飛行訓練の中止を求めていくためには、この日米地位協定の見直しを国に対して要望していかなくちゃいけないというふうに考えているわけですが、ただ今の答弁のあと10月に町村会等でまた改めて、このオスプレイのことについての申し入れをするということで、内容はちょっとわかりませんが、要はその沖縄の事例みますと、い

くら要望をしても一切無視するというのが米軍の体質であります。こういう中でやはり、まずひとつは、ご存知のとおり長野県は北アルプス北部で、ブルールートというのが既に設定はされておりまして、特に懸念されるのは、山岳地域の訓練、及び低空飛行訓練。これが行われるっていうことは確実であります。こういったことに対して、やはりしっかりした声を上げていくことが必要かと思えますけれども、その上伊那広域連合、あるいは県の町村会等の議論の内容ですかね、もう少しちょっと細かく答弁していただければと思います。

○総務課長

細かい内容については、ちょっと手元に資料がありませんので、ちょっと答弁の方できない状況ですけれども、やはり町独自というよりは、今おっしゃられた近隣市町村、上伊那広域連合と、あとは長野県ですね、県の市町村会等と協議を行っていく上で、県全体として、このオスプレイの問題については取り組んでですね、要望していくということでもいいかなあと思っております。よろしく申し上げます。

○根橋（11 番）

まさにそのとおりかと思えます。沖縄県のような状態が言ってみれば、一言で言うと、本土の沖縄化ということが今狙われておりまして、既に岩国基地にはもう米軍が配置をしているという状況です。で、次は横田ということがございます。で、横田については、これも既に明らかになってるわけですけれども、横田の区域というのは、米軍が管理をしておりまして、長野県の大半はいわゆる横田区域に入ってるということで、今後その実態が全く知らされないという状況は、一刻も早く打開しなきゃいけないという点で、今後ぜひ町長先頭にですね、広域連合それから長野県を挙げて、このオスプレイの飛行中止を求める姿勢というものをまず首長の段階からはっきり示していただきたい。議会は議会として、今後我々の課題として頑張っていかなきゃいけないと思えますけれども、それを要望しまして、2 番目の質問に入りたいと思います。

2 番目の質問は、救急車の搬送遅れに対する今後の対応ということであります。で、平成 27 年度から消防が広域化をされまして、救急車の運行体制も上伊那広域消防に移管をされました。移管後、救急車の運行については若干、当初若干のトラブルなどありましたけれども、3 年半経過する中で、救急車の到着時間については、おおむね順調に運行されているものというふうに思っております。ところがですね、最近救急

車は速やかに到着はしたんだけど、なかなかこの出発できない。これ医療機関に出発できないという事例が顕在化をしてきているように感じます。ごく最近、私の身近でも救急車が到着はしたんだけど、出発するまでに15分から20分以上かかった事例が2件続けてありました。で、町内でいろいろ聞き取りをしてみますと、そんなもんだぜみたいですね、非常に今時間がかかっているって例が多いという印象であります。で、そこでお伺いいたしますけれども、現在の救急体制の中で、到着後出発するまでどのくらい時間がかかっているのか。つまり救急車が到達してから出発の時間ですね。で、相当数のこのかかっている事例があるかと思っておりますけれども、それはどのような原因でそうなって、どう対応されたのかお伺いします。

○総務課長

救急に関してですけれども、上伊那広域消防本部の管轄になりますので、確認した内容について、報告させていただきます。救急の搬送時間については、119番の通報指令センターで受けてから、現場に救急隊が到着するまでの平均時間はですね、9分と報告されております。またですね、現場に到着してから医療機関に搬送するまでの平均時間は、29分となっております。これは全国平均のですね、30.8分より1分ほど短くなっていると報告を受けております。次にですね、現場に到着してから、医療機関に搬送するまでの29分の内、議員の質問にある現場に滞在している時間の平均ですけれども、16分となっております。この現場滞在時間中にですね、救急隊が行う活動ですが、傷病者の観察や応急手当、処置ですね、それから家族等からの日常の情報の収集、医療機関への受け入れ照会を行うため、傷病者を救急車に収容してから現場出発するまでには、時間がかかる場合があると聞いております。そして、原則ですね、救急隊は医療機関に確実に情報を提供するため、搬送先が決定するまで、現場出発をしないこととしております。また、受け入れ医療機関によりですね、詳細な観察を依頼され、心電図の測定等の検査を実施する場合がありますので、心電図の場合動けませんので、その際は救急車は、その場で動くことができません。それから救急救命士をはじめとしたですね、救急隊はメディカルコントロール委員会という委員会ですね、相当な時間講習を受けているということを知っております。よってですね、現場に留まっても、それ相応な処置をですね、行っていることもご理解願いたいと報告を受けています。以上です。

○病院事務長

救急車の搬送遅れについては、受け入れ病院の体制状況もあり、救急隊の方々も苦労されていることは承知しております。辰野病院も救急患者を診療できる場合と、できない場合があります、特に整形関係は医師のいるときは、受け入れできることもありますが、基本的には伊那中央病院か、諏訪日赤へ搬送されるパターンが多いと思います。また、症例によって、受け入れを判断する場合があります、遅れの原因になっている場合もあるかと思えます。上伊那医療圏内では、伊那中央病院が三次救急病院であるわけですが、辰野病院、昭和伊南総合病院で、受け入れ不可能な救急を全て受け持っているため、伊那中央病院も大変厳しい状況となっております。今後の対応策ですが、救急医療体制については、上伊那地域包括医療協議会で行っており、現在協議中となっております。以上です。

○根橋（11 番）

ただ今の今、上伊那での実態報告ありました。実は、これもご案内のとおりですけれども、『消防白書』というのがありまして、消防庁が発行しているわけですけれども。これ 2016 年でちょっと古いわけですが、全国平均というのは、通報を受けてから 119 番の通報を受けてから、病院に到着するまでの全国平均時間が 39 分 18 秒ということ。それからその内、通報を受けてから現場に到着する時間は 8 分 30 秒ということのようです。つまり、現場へ着いて、医療機関に行くまでの時間ってというのは、39 分から 8 分引きますと、31 分ぐらいで病院へ到着してるということになるわけですね。ところが今の数字聞いて驚くわけですけれども、119 番を受けて、病院まで到着する時間 38 分ということですが、例えば私の上島からですね、今言われた伊那中央病院まで、普通に走って私の普通の車だと 35 分ぐらい。救急車ですから、25 分から 30 分ぐらいで行くんでしょうけれども、そうすると今さっきの 15 分から 20 分既にそこでかかっていますので、もう 50 分近く、で、来るまでの時間 7、8 分、足しますとね、50 分超えちゃうわけですよ。で、先ほど申し上げました事例では、この方の事例では、ごく近所の事例ですけれども、結果的には心筋梗塞だったんですが、初期の症状は比較的軽くてですね、ただ呼吸ができないというような状況だけだったために、そこでいろいろさっき言われたような状況もあって、交渉したようなんですけれども、どうもその段階では、伊那中央ではそのやっぱり受け入れができないようなふうに聞いてました。ところが見る間にだんだんだんだん症状が重くなりまして、もう最初は立ってても大丈夫な状態だったんだけど、こう話してるうちにどんどんおかしく

なってきました、それで、最終的に伊那中へ急遽どうも受け入れが決まって、搬送していただき、なんとか命を取り留めたというような事例が、あとで聞くとですね。そういうことなんですね。それで今の辰野病院の事務長からも答弁ありましたように、この上伊那の救急体制っていうのは極めてこれもお案内のとおりです。木曾を除けば全県最低の状態であることはもう間違いありません。で、そういう中で、この重要なことは長野県の地域医療構想ってのがあるわけですが、これでいきますとですね、この現状分析をみますと、2015年なんですが、その今申し上げました、上伊那医療圏の高度急性期と急性期病床ってのが今現在、892床あるわけなんですけれども、これ10万人当たりでは48.2床しかないんですよ。ところが諏訪医療圏は人口若干多いですけども、その同病床っていうのは62.2床あるわけです。つまり上伊那は諏訪圏の77%ぐらいしか、その救急患者を受け入れるベッドがないという状況です。その高度急性期といわゆる急性期病床、すべてがその緊急医療用ではないということは、もちろん承知しておりますけれども、その空きベッドがないということも受け入れができない一種の問題と併せてですね、それもひとつの受け入れができない原因のひとつになっているのではないかとというふうに思ってるわけです。こうした現状があるのにさらに問題なことは、先ほどの長野県地域医療構想で、2025年、今度は25年目標になってるわけなんですけど、この高度急性期と急性期病床を大幅に削減しようというふうにしてるってことだと思います。で、具体的にみてみますと、2025年の上伊那医療圏の高度急性期と急性期病床の合計というのは、551床に削減ということで、2015年対比341床も減らすことになってるんですね。それで、これは人口10万人当たり29.7になるということで、これはどうもいろいろその文章を今福事務長もその今の言われた協議会のメンバーになってるようですが、どうも最近の文書をみますと、県はなにがなんでもこの地域医療構想を実現するというので、公立病院を主体に、この病床削減を迫ってくるのではないかとというふうに思います。そうなりますと、今まで以上に、この上伊那医療圏では、諏訪圏などの、とか松本等の他の医療圏に依存せざるを得なくなるのではないかっていう心配があります。そうしますと、ますますこの医療機関まで搬送する時間っていうのが、長くならざるを得ない。日赤までも30分はかかりますし、そういう中で、この搬送遅れによって、助かる命も助からないという場合が出てくるのではないかとということをお非常に心配をしております。で、質問ですが、この2025年の長野県地域医療構想のこうした上伊那がますます悪循環に陥っ

てくようなこの構造に対して、今後このどのように対応していくのか、お考えをお聞かせください。

○病院事務長

議員おっしゃるとおり、非常に上伊那の方は病床数も医師も少ない状況です。現在先ほども言いましたけれど、救急医療体制については、上伊那広域連合に事務局がある上伊那地域包括医療協議会の中の専門委員会として、救急医療対策委員会において、検討しております。また救急搬送については、以前から課題となっております。昨年度は上伊那広域消防から上伊那医療圏の中のすべての病院を聞き取り調査しまして、上伊那における問題点を出しております。現在問題を少しでも解決すべく、さらに専門のワーキンググループを設けて、再検討する段階となっております。当院の院長もこのワーキンググループに参加し、意見交換する予定ですが、今申し上げましたとおり、非常に課題が多く、体制が整うことはちょっとなかなか現状では難しいかなと感じております。専門委員会の会長ですが、伊那中央病院の救急の先生、医師なんですけれど、やはり地域としてやっぱり病院をバックアップして欲しい。上伊那地域は、医療が崩壊してしまうくらいの状況だということをぜひ住民の方も知って欲しいと言っておりました。また、救急隊及び病院からのお願いでもありますが、救急車の適正使用、救急病院のコンビニ利用等、理解いただきたいということで、住民の方々にもご理解いただきたいということで啓発をしていきたいというふうに言っております。やはり相談できるかかりつけ医をもってもらいたいということで、伊那中央病院は、本当に全ての患者さんが受け入れになってしまって、疲弊しているというのが現状です。その中において、やっぱりかなり軽症の方も救急搬送されるっていう方があると、その辺の適正利用のことについては、理解していただきたいなあっていうことは、会議の中で再三出ております。ただ今議員の申しましたように、本当に救急を要するものは、もうやはりやり取りして専門の医療機関に搬送するというのが一番だと思いますが、例えば心臓とかそういうものについては、やはり上伊那の方、専門でないとはやはり日赤に行くとか、松本の方に行くとか、その辺の判断が出てまいりますので、なるべく速やかな対応ができるように、救急隊ともに、あと病院の方としても対応していきたいと思っておりますので、ぜひご理解いただきたいと思っております。

○根橋（11番）

なかなか難しい課題ではあるわけですがけれども、町民の皆さんの願いというのは、

まず私ども素人は、この病状はどういうものかわからないと。で、不安で呼んだりするわけですが、まずその何かに関わらずドクターにまず第一診というか、状況をみてもらって、次の判断にね、移行できないかっていうのがね、ひとつ要望としては出ております。それでやっぱり当面の対策と中長期的な対策があるわけですが、中長期については、先ほど申し上げました、やはりこの上伊那医療圏、地域医療構想調整会議、これ保健福祉事務所ですか、やっている会議にも当町からもメンバーが出てるわけですが、ここで申し上げましたように上伊那のこのよりより医師不足でどんどんと病床が少なくなるような動きをストップさせてもらいたいということがひとつと、それから短期的には、そのやはり周辺との連携ですかね。諏訪医療圏は、もう先ほど申し上げましたように上伊那とは比較にならないほどの医療体制が整っているわけですので、そういった点で、引き続きやっぱり連携の中で上伊那の患者の受け入れについてもですね、受け入れてもらえるようなことは考えざるを得ないだろうと。あとやはり医師確保について、一層、これは何回も言ってるわけですが、県に対してやはり上伊那の現状というものをやっぱり正確に伝えて、県としてやはり医師確保について、責任を果たしてもらいたいという要望をしていくべきだというふうに考えますので、これについても町長先頭にですね、あるいは病院長だとか、医療関係者、総力を挙げて取り組んでいただくことを要望して、3つ目の質問に移りたいと思います。

3番目の質問は、災害時の避難のあり方及び防災訓練の見直しについてということであります。先ほど来もありましたが、今年も大きな災害だけで西日本水害、台風21号、それから今度の北海道の大地震ということで、大災害が頻発をしております。本当に犠牲になられた皆様のご冥福を祈るとともに、関係の皆様にご心からお見舞いを申し上げますというふうに思います。で、今度の豪雨、あるいは台風に関しまして、50年、100年に1度の雨量とか、非常に危険な状況で、過去の経験はあてにならないなどの気象庁の呼びかけが、テレビ等で報道されております。で、私は平成28年9月議会で、この町の災害対策については、いくつかの質問や提案をさせていただきましたけれども、その際、強調したことは、町の地域防災計画を策定したときの前提条件を超える雨量等が現実化してきていることへの対応をどうしていくのかということでありました。その後、毎年のように繰り返される豪雨災害の状況は、年毎に深刻になっておりまして、改めてこの防災計画の修正、あるいは運用の見直しというものが、必要になってきているのではないかとこの問題意識から以下3点について質問を

したいと思います。まず、最初に避難準備情報の伝達、避難勧告、避難指示の今日的な意義の周知ということについて伺います。先の西日本水害での被害は、水害としては人的被害が甚大であったということに加えて、岡山県倉敷などでは、被害面積も大きく、家屋の被害も広範囲となりました。専門家による様々な調査研究が進行中かと思えますけれども、住民避難のあり方について、次のような課題が指摘をされております。1つは、自治体が避難勧告や避難指示を発令しても、住民意識として、「私は大丈夫」という主観的な判断で、避難しない人が多数存在し、そうした方々の一部が被災して亡くなったこと。2番目は、要介護者を抱えた家庭等では、実際に避難しようとしたけれども、避難ができなかったケースがあったということ。3つ目は実際に数百人以上が避難できる体制、食糧だとか、寝具等ですね、そういったものが速やかに構築できるのかどうかよくわからないというようなことで言われております。そこで質問いたします。まず避難準備情報の伝達、避難勧告、避難指示とはどのような意義があるのか、改めて町民の皆さんへの正しい理解の徹底と、この具体的な行動へ移すための取り組みが必要になってきているのではないかと考えますけれども、このことについて、今後どのような対応を考えているか伺います。

○総務課長

町民の理解とですね、動機付けの取り組みの今後の対応ということですが、まず最初にですね、自治体が住民に避難を呼びかける情報はですね、議員のおっしゃられたとおりに、避難準備、高齢者等の避難開始が1つ。続いて、避難勧告、避難指示、2年ほど前から避難指示に緊急がついております。の以上、3種類となっております。避難準備、高齢者等の避難開始は事態の推移によって、避難勧告や避難指示、緊急の発令を行うことが予想されるため、避難の準備を呼びかけるものでございます。要援護者などの避難に時間を要する人は、避難を開始する必要がありますという呼びかけでございます。避難勧告は、速やかに避難開始を呼びかけるものです。また、外が危険な場合は、屋内の高いところに避難することを推奨しております。避難指示、緊急は、もう緊急に避難をすることを呼びかけるものです。また、外が危険な場合はですね、屋内の高いところに避難をすることをこれも推奨をしております。今後の考えられる対応についてですが、昨年6月に配布したハザードマップに、この細かい内容は記載されておるわけなんですけれども、そのときにですね、併せて広報も行って、周知はしたわけなんですけれども、やはり住民の方の理解の状況は、厳しいも

のがあるのかなあと考えております。具体的にですね、どんなふうにしていけばいいかなあっていう中で、町内ですね、ある区では、7月にですね、土砂災害警戒区域の見回りがあります。その都度、町の危機管理職員が同行してですね、その際、防災に関する話しをする中で、このハザードマップのですね、確認、周知を行っているような区もございます。やはりですね、今後は各地区で、防災の勉強会等があれば職員が出向いて、周知をしていきたいと思っておりますし、また、小学校、中学校でですね、防災教育の場面でもお知らせしていきたいと考えております。今年には既に南小でですね、実施したところでございます。それから、また「私は大丈夫」といった件でございませけれども、そういう避難を行い方への動機付けとしましては、先日の防災訓練で実施しました町長自らがですね、緊迫した口調で避難指示、緊急を防災無線で放送することや、実際にですね、現場にですね、消防団員、また近所の方が直接語りかけて避難するような、行動が必要と考えております。以上です。

○根橋（11番）

今の住民避難のあり方ということなんですけれども、これも28年9月のときには申し上げましたが、これは例えですけれどもあくまで、天竜川の600トン放流がこれそういうことが想定されておまして、それに基づいてハザードマップができていくということで、それをみますと、平出旭町等ではですね、この600トン放流によりまして、相当広範囲な浸水、辰野中学校も浸水するということになってるんですが、そうなりますと、相当な規模の方々が、人数がですね、避難しなきゃいけないと。そういった具体的なことについて、注目すべきはやっぱりこの間、小野区、それから新町区でいわゆるワークショップ方式な形で、住民一人ひとりから積み上げるような形で、具体的な各区のこの避難計画を各災害ごとに策定されている。小野はされているってことで。新町は進行中ってことだと思いますけれども。山寺先生のご指導によるところが大きいかなとは思いますが、要は質問したいのはですね、こうした小野区の取り組みのような取り組みを特にそういったことが想定されてるもう地区なり区があるわけで、そこでは急ぐ必要があると思うんですけれども、そうした町やそこへやっぱ具体的な支援を行い、何年までにそうした可能性のある今言ったような平出、あるいは下辰野、宮木等でですね、等のまだ取り組んでないそういう地域なり、区の問題については、いつまでどういう対応するのかお伺いします。

○総務課長

議員、指摘のですね、ハザードマップの見直しを今、小野で行ってですね、現在、新町で行ってるわけですがけれども、今年度からですね、随時その見直しをですね、山寺先生の息のかかった業者さんをお願いしてですね、大雑把な検討はこれからもして、今年中には何らかの形は残していきたいわけですがけれども、その次は今度、住民にその意識付けって言いますか、周知をしてかなきゃいけませんので、なかなか1年に1区っていうと遅くなってしまいますので、何区か複数に渡ってですね、今年新町でやったような取り組みを行っていきたくと計画しておりますけれども、ちょっと最終年度までは、今の段階では、なんだ、示すことはちょっとできないような状況ですがけれども、行っていきたくって言うことは考えております。以上です。

○根橋（11番）

ぜひですね、その先進事例があるわけですので、それをやっぱり見習って、町内に特に危険なところからですね、一刻を争うような、裏返していうと緊迫感があるのかって言いたくなっちゃうので、緊迫感を持って、一刻も早くそうした取り組みに対して、町が支援をしてくって言うことを強く要望して、あと時間がないので、残りの3点について質問したいと思います。1つは、区を越えた避難ということですが、最近のこの、この間もありました避難防災訓練。言ってみればこう定式化されてマンネリ化しちゃってるわけですね。で、しかも時間も全く同じというようなこと。で、そういうことではなく、ひとつはですね、その、区を越えたってというような、例えばこれも前回申し上げましたが、北大出区に注目してみるとハザードマップほとんど大半8割ぐらいはもう土砂流出危険区域になっておりまして、小学校も保育園ももう避難ではできないということになると、どこへ避難するかっていうことが課題になるわけですが、あれみる限り、羽場のコミュニティセンターしかない。北大出の皆さんの大半はですね。そうなってくると、日頃から北大出と羽場の連携しておかないと、急にやってもできない。で、前、いずれにしてもそういった問題、どうするのかって言うことが1点です。それに2点目は、夜間の避難訓練であります。これも今申し上げましたように、今の避難防災訓練って言うのは、もう同じような日の同じ時間に行われているわけですが、今度もそうですけれども、大災害はほとんど夜、深刻な事態を迎えています。台風、それから今度の地震、みてもですね、あるいは西日本の水害みても、夜中にどうするかということが非常に大きな問題になってるわけで、今まで夜中に避難訓練した、夜中って夜やったのが、羽場でやったときに避難じ

やなかったけど、避難所設置ですか、そういうようなことはやったことは記憶してま
すけども、少なくとも20年間、夜やったことは1回もないと。夜起きることが、半
分は確率があるわけですし、しかも危険だし、非常にいろんな点が困難になってくる
ということで夜間にですね、必要なところは、1回は避難はしておくということをし
ないと、全く様子がわからないというこの危機感があるのかと言いたくなるので、夜
間訓練について検討できないかということです。3つ目は、一時のご近所への避難と
いうことで、これも今度の災害では、学者の方もかなり指摘してるんですが、特に先
ほど今申し上げましたように、夜間に指定避難所に行くということが、非常に危険、
あるいは困難ということがあり得るわけですね。多発してます。そういうときにどう
するかっていう点では、ひとつの有効な手段は、最寄の安全な一般住宅ですね、等へ
のやはり早めの避難ということが大事で、私の個人的なあれでも伊勢湾台風のとき
には、近所の人達が蔵へ避難したっていうことを経験もってますけれども、そういうや
はり発想が大事だと言われております。こういったそれにはやっぱり町が事前にそう
いった方を選定をし、お願いをしておかなきゃ急に言ったってできないわけですから、
そういうきめ細かなね、避難計画が必要というふうに考えますが、以上3点について
答弁をお願いします。

○総務課長

まず初めに、区を越えた訓練とですね、夜間避難訓練の実施についてですけれども、
議員指摘のとおりですね、平成28年度以降ですね、区に複数訓練や夜間避難訓練の
依頼はしてきております。しかしなかなか手を挙げる区がなかったというのが、実
際です、これについては、区の協力が必要ですので、今後ですね、区長会等で話し
をして、協力をいただける地区があれば、実施していきたいと考えておりますけれど
も、やはりなかなかですね、自分から手を挙げてくださる区はございませんので、9
月の総合防災訓練の中でですね、町と区で、計画を立ててですね、来年度からは何ら
かの形で実施していかなければ進まないかなあと思いますので、町としても大きな課
題として、取り組んでまいりたいと考えております。もう1点の最寄の家屋等への避
難についてのきめ細やかな計画ということですが、支え合いマップでですね、
支援者の家に避難する等、最寄の家への避難の対応は大変有意義だとは考えておりま
す。基本的には、支え合いマップの見直しのときにですね、併せて論議していただく
ことがよいかあと思っておりますけれども、必要な地区はですね、町でも協力して、

そんな助言をしながら策定をしていけばいいかなあと考えておりますので、よろしく
お願いします。以上です。

○根橋（11 番）

今の答弁の中で、区がなかなかね、この手を挙げないっていう答弁ありましたけども、これ別に区長さんの手挙げを待ってるっていう課題じゃないんじゃないかと。最後に町がやっぱり一番大きな役割を果たさなきゃいけない事例であって、押し付けるつつうわけにはいきませんが、やっぱり町が危険区域はわかっているんで、やはり区と真剣な相談をしてですね、で、やっぱり一つひとつ区長さん、区の理解を得ながらやっぱりやってくような町の姿勢が大事じゃないかというふうに思います。ただ区でやれって言ってもそれはなかなかね、区の方もいろいろ大変な中で、単独ではやりにくいわけですから、町が支援する中で、やっぱり小野区の経験を学んで、で、やはり取り組むと、で、そのハザードマップで特にそういうふうに特に浸水ですね、あと土砂流出、こういったところがはっきりしてるところは、急いでやっぱりやるような取り組みをお願いをしたいというふうには思います。で、今の一時の避難についても、この支え合いマップつつうのは、原則個人、災害弱者と言われますか、そういう人達を個人個人の中でどうするかっていうようなイメージなわけで、先ほどちょっと答弁いただけなかったんですが、そういったその弱者というかね、その避難しようと思ってもできないというこれは、いろんな施設、辰野も相当、福祉施設ありますけれども、例えばかたくりの里では、上島区と協定ができておまして、かたくりの里もいざっていうとき、かたくりの里、実は安全なんですけども、それでも避難をするとなったら職員だけではできないと。で、区が応援をするような体制ができています。タイムラインですね、いわゆる。で、そういった点では、その支え合いマップっていうのはあくまで個々のこういった計画なので、避難っていう感じはちょっとね、ないわけじゃないけど弱いというか。で、もっとそのもう少し具体的にその町内じゃない、隣組ですかね、隣組帯ぐらいの段階で、これ避難をする場所というものをやっぱ確保し、日頃からそういう認識を持ってるということが、備えとしては大事じゃないかという意味で申し上げてるわけなんです。だからそういった点では、これについては、全く今後の課題ではないかということなので、そういう意味では、早急にこれもですね、一刻も早く、これはこうみても全域ということじゃなくても、いいかなと思って、さっき言ったように、浸水地域と土砂流出、ここを優先して、どうするのかとい

うことを本当に区へ下ろして、ともに考えるというような町の強力なリーダーシップを求めたいと思いますけども、その辺について再度お考えをお聞きします。

○議 長

総務課長、答弁でまとめてください。

○総務課長

はい。根橋議員のおっしゃるとおりだと思いますので、今後何らかのですね、アクションを町でも起こして、対応していきたいと思います。以上です。

○根橋（11 番）

以上で私の質問を終わります。

○議 長

ただ今より暫時休憩といたします。なお、再開時間は 11 時 50 分、11 時 50 分といたしますので、時間までに入場をお願いいたします。

休憩開始 11 時 39 分

再開時間 11 時 50 分

○議 長

ただ今より再開いたします。質問順位 3 番、議席 12 番、垣内彰議員。

【質問順位 3 番 議席 12 番 垣内 彰 議員】

○垣内（12 番）

それでは通告にしたがいまして、質問をさせていただきます。まず、移住定住についてであります。辰野町は、平成 25 年移住定住促進協議会準備会を立ち上げ、空き家バンク制度の確立に向け、準備研究を進め、平成 26 年 1 月に設立総会を開催し、着々と実績を上げてまいりました。空き家バンク制度や補助金制度を始め、担当課長の努力や、メディアに対するインタビュー、あるいは新聞社、出版社等のアンケート調査の回答の内容の良さ等が功を奏し、今年、宝島社の発行する『田舎暮らしの本』2018 年度版、日本住みたい田舎ベストランキングでシニア世代、堂々の全国 1 位にランキングされました。発行部数 10 万部の同誌に掲載された効果は大きく、その後、民放、数局、NHKシブ 5 時などに移住者が出演するなど、大変な反響を巻き起こすきっかけともなりました。さて、実態は現在どうなっているのか。本当に移住者は増えているのか。まず空き家バンク制度の実績及び今後の課題について、お尋ねしてまいりたいと思います。平成 28 年、29 年度、各別登録件数、成約件数は、どうなっ

ていたでしょうか。

○まちづくり政策課長

はい。垣内議員の成約件数について、お答えを申し上げたいと思います。平成28年、9年でございます。こちらの新たに地域おこし協力隊として、この空き家バンクに対して、専属の方をまたお招きする形の中で、始まった年度でございます、その年度から飛躍的に登録件数、成約件数等が伸びているわけでございます。町内全体でよろしいでしょうか。各区ごと。

○垣内（12番）

上位5件ぐらいで。すみません。

○まちづくり政策課長

そうしましたら、上位でございます。こちらにつきましては、まず町全体でございますけれども、平成28年度は、登録件数が28件でございます。平成29年度も同じく登録件数は28件でございます。成約件数でございますけれども、町全体成約件数が、28年が16件、29年が19件となっております。登録件数の大きなところというところでございます。1番につきましては、川島区のこの2年分でいきますと、9件でございます。2番が、宮木区で7件、同じく平出区で7件、小野区で6件となっております。成約数につきましては、川島区で6件、小横川区で5件、小野区で4件、同じく宮木区で4件、同じく平出区で4件という実績になっております。以上です。

○垣内（12番）

了解しました。そうしますと、28年、29年に限って、考えますと、登録件数総計なんですけど、56件に対して、成約件数が35件ということで、全町あげて調べてみると、調べてみるとというか、数字だけをみると、ほぼ62%が成約に至ったというような形になろうかと思えます。それで、今28年から協力隊が専門で入ってっていうことでありましたけれども、制度が始まりました26年から比べてみますと、トータルの累積値では、上位5区ぐらいですね、どの程度の成約件数があり、それが何て言うんですか、登録件数の何%になるのか。あるいは、その成約件数の何%になるのか。全体の成約件数に対する各区の割合というようなものが、資料としてありますようでしたら、お示しをお願いします。

○まちづくり政策課長

はい。それではご質問の成約件数に対して、各区の割合が全体から占める部分では

どうなっているかということでございます。まず、上位から申し上げますとですね、上位1番につきましては、川島区で13.3%でございます。続きまして、小横川区の11.1%、あと3区、同じ同数でございます、小野区で8.9%、宮木区8.9%、平出区8.9%ということで上位を占めている状況でございます。

○垣内（12番）

私もですね、今の結果を聞いて、意外な感じを持ちましたけれども、どうしても空き家バンクっていう、それから田舎暮らしでシニアナンバーワンっていうような先入観があってですね、郊外あるいはその谷筋っていうのですかね、要するに、辰野町からみても田舎が好まれるのではないかなあというふうに思ったんですが、1番、2番は想定内かもしれないです。川島、小横川というところですが、あるいはその宮木とかですね、平出もそこそこ決まってきたいて、9%近い全体の中の割合を占めるということであると、まんべんなく都市部と言えるかどうかわからないんですけども、田舎の中でも、その本当にへんぴな所と、人が大勢いるような都市部と、両方にまんべんなく空き家の物件捌けてるのかなあという印象を持つわけですが、その何か特徴について、所感がありましたらお示してください。

○まちづくり政策課長

はい。今の議員もそういう点について、不思議と言いますか、感想をいただきましたけれども、やはり今、上位2区とその下の町内でいけば大きな3区になるわけでございますけれども、やはり特徴的な点からみますと、その川島、小横川区につきましてはですね、やはり定年等リタイアをされて、こちらの方にですね、住んで、こういう田舎暮らしを体験をしたいという方が大方でございます。中には子育て世代で、川島辺りは住んでいただいている方もいらっしゃいますけれども、やはりそういう方が多くを占めていると。やはり町内部と言いますか、町中心部に住まわれる方はですね、長野県、特にこう希望をされる中で、辰野町がどこに行くにしても起業的な部分にも良いですし、商業的な部分、また観光的な部分でも真ん中に位置するということで、比較的にリタイア寸前くらいの方達が、こう空き家物件を求めて来ていただいているという傾向が、この特に山付きと言いますか、そういう谷筋の地区と、また都市部と言いますか、賑やかな地区との特徴的なものが現れているんじゃないかというふうに考えてます。

○垣内（12番）

そういう意味ではですね、若い世代もシニア世代もなかなか正確な情報を辰野町については、つかんでいるのかなあってというような気はします。それが先ほど冒頭でも言わしていただきましたけれども、辰野町の職員の皆さんの努力や、そのメディアの使い方の上手さってというのが、功を奏してですね、宣伝費を掛けずとも、その全国的に知れ渡るような形になってきているなあというふうに思うわけです。で、ただこれが長く続くかどうかというのは、ちょっと私自身も疑問がありまして、何て言うんですかね、辰野町全体にも言えることなんですけれども、町外の方は、辰野町について関心は高いんですが、町内の人達が辰野のそういった動きをあんまり知っていない。で、自分の空き家って言うんですかね、住んでないところを貸す、あるいは売ってということに対して躊躇しているようなところがあるので、その辺、その町の外に向かってのアナウンスというよりは、町内あるいは区の実際の人々、町外に住んでる方々含めてですね、何かそのもう少しこういう制度が上手く回ってますよってというようなアナウンスをするような、そういった施策って言うんですかね、それに予算配分するなりなんなりしてやるっていうな考えていらっしやいませんでしょうか。

○まちづくり政策課長

はい。町外につきましては、今そういうメディアを使ったりとかですね、たまたまメディアがそういうことで、辰野町取り上げていただいたりとかして、町の予算等を使わずにそういう形の中で、多く町外に発信できている部分もございます。町内につきましては、議員ご指摘のようにですね、いろんな形では、広報等通じる中でですね、町民の皆さんにも空き家バンク制度につきましては、周知をしているところでございます。また、ホームページ上はですね、これ町外の方に向けての部分ではございますけれども、移住定住応援ということで、たつの暮らしという部分もトップページには出てきておりますので、そういう部分につきましても町内の方は、ご覧をいただいてですね、関係する空き家等、自分の親類縁者でありましたら、そういう方達の方にも応援していただけるという情報を発信していただけるような部分もお願いをしているところでもございますし、どうしても17区に情報という点につきましては、各区長の皆様に、4月当初の区長会等を通じる中でですね、そういう空き家バンク制度等を広めている。また、区の方でもそういう部分について、回覧等もしていただけるよということ、文書等もお配りをしているところでございます。以上です。

○垣内（12番）

はい。ぜひそういった制度の広報っていうのをですね、進めていっていただきたいってそういうふうに思います。で、次のその質問に移りたいんですが、移住希望者の好む環境についてでありますけれども、その当初、移住定住促進協議会で空き家バンク制度を立ち上げたときに心配したのは、その地域の住民の方々、もう住んでいらっしゃる方々と交流することなくですね、ひっそり暮らすような好みの方が来てしまったら困るなあというような心配があったわけですが、その辺は今どうなっていますか。

○まちづくり政策課長

はい。今のご心配でございますけども、特に空き家バンク制度等、通じる中において、私どもの方に各その移住された方がお住まいの地区からの苦情等はきておりません。

○垣内（12番）

あの、私の知る限りもそうで、むしろですね、地域のお年寄りの方々の方が区の行事にあんまり積極的に参加しない、消極的な態度であるのに対してですね、移住して来た方の方が、お祭りだとか、地区の行事に積極的に関わってくるっていうような事例を何度かお聞きしております。で、そういう意味でも、辰野町にいらしていただいている方々っていうのは、かなり質の高い方というか、現状よく田舎暮らしの実態をよく知って、移り住んできているんだなああと、これも事前にですね、担当の方々が状況の何ていうか、説明を丁寧にして、こういう事態が起きるよ、良いことばかりではないですよっていうようなきちんと説明した上で、空き家に住み始めるというような現状の良い形ができてきているからだろうと思うわけです。ところがですね、私、つい今年入ってからか、去年の暮れぐらいか、ちょっと耳にしたんですが、ある物件で、ある地区のですね、近所のお年寄りは、その家主さんっていうか、オーナーさんをよく知っていて、売らないよ、貸さないよっていう話を聞いていたと。ところが、聞いていたんで、もうこれは空き家バンクにはできないなあと思っていたところ、どうやらその知らないうちについていうか、その方がご存知ないうちについていうことだと思うんですが、空き家バンクに登録されたか、あるいはそういった直接不動産屋さんを通してかもしれないですけども、お年寄りの夫婦が越して来ることになったらしいと。で、その方は、若い世代の人が目星をつけていて、あの家だったら入ってもいいかなあみたいな話があったらしいんですが、そういったところに、その情報のタイムラグって言うんですかね、入りたいっていう人の情報がある程度こうバッファされてき

て、それで空き家バンクになったときに、声掛けるにしても、例えば若いお子さんをお持ちの世代とかですね、優先順位が、住んでもらう辰野町や地域の住民にしてみれば、どちらかと言えばお年寄り夫婦よりは、若い世代の子持ちの夫婦の方が、優先順位高いだろうと。勝手に私思うわけですが。そういったその情報がそのどこのタイミングかですれてしまって、で、「あっもうちょっと、その早く、その知っていれば、あの人が移住して来てくれたのに」っていうような残念な思いっていうのは、なくなるような気がするんですよね。で、そういう意味で、その情報の、その整合って言うんですかね、ある程度まとまった空き家バンクと、それからそのニーズって言うんですかね、移りたい人っていう情報っていうのをすぐぱっぱって決めるんじゃなくて、ちょっと保留しておいて、様子見みたいなの。あるいはそのもっとほかに情報がないかっていうような、そういうようなその情報の整理っていうか。そういったような仕組みっていうのは、現状ではできないのでしょうか。

○まちづくり政策課長

議員の今、一例お話しいただいたケースは、大変レアなケースかと思います。私も実際、身近にもそういう家をお聞きしたこともございますけれども、現実、そういう隣の近所の方ですね、その家主の方に、そういうお話しをしてく中で、家主の方が売らないというおつもりが、売らなければ、知り合いの若い人達に紹介をしたいなあっていうケースがあったにも関わらず、いつの間にか空き家バンクに掲載をされていて、そちらの方で、売買なり契約がされていたというお話しでございます。たまたまそういう事例があったやに、今の質問の中でお聞きしましたがけれども、私もそういうこと1件ございまして、本当にそのタイムラグと言いますか、その辺のところ難しい点もあろうかなというふうには感じておりますけれども、いずれにしても町の方は、その空き家の情報につきましては、先ほども話させていただきましたように、町が運営しております空き家バンクのホームページに、真っ先に物件を登録させていただいて、そういう流れの中で、一元的に管理がされているものと思っておりますけれども、今議員おっしゃられたように、不動産屋さん等を通されたのみで、個人等が売買と言いますか、契約等を模索してるケースにつきましては、こちらの方に全部情報等上がってきておりません。そういう部分につきましては、こちらの方に全部情報等上がってきておりません。そういう部分につきましては、町民の皆さんにお声掛け、啓発活動する中でですね、本当の100%、一元化という部分が理想でございますけれども、それにさらに近づけるようにですね、努力をしていきたいと思っ

ております。以上です。

○垣内（12番）

確かに課長おっしゃるように、レアなケースだと思います。私も耳にしたのは1件ですし、課長もそれ1つご存知だということなので、その60何件、50件近い物件の中の、1件だけだというような形かと思いますが。とにかくその情報を把握してというか、整理してるところが、まちづくり政策課がトップだということで、お聞きすると一安心で、制度的にいうか、その空き家バンクのその情報整理っていうのが、今のまちづくり政策課中心にされているということであれば、その情報を逆にですね、地域の人達や区や、その人達がインターネットを通じて情報をみたりですね、あるいは直接担当課に問い合わせるなどして、情報収集すれば済むことですので、何とかなるだろうというふうに思います。で、このあとその次のその川島小学校についての項ともだぶるわけですけれども、情報発信ということで、今度、県の移住モデル地区に認定に向けての県への申し込みって言うんですかね、申請っていうのは、予定されていたようですが、現状どこまで進んでいるか、ご説明をお願いします。

○まちづくり政策課長

はい。情報発信に関しまして、長野県移住モデル地区についてのご質問でございます。長野県移住モデル地区につきましては、3月の町長の発言があった以降ですね、川島区の方でもいろいろ検討をされてまいりました。また、まちづくり政策課の担当の方とも相談をする中でですね、8月10日付で、川島区から町の方を経由する中で、町長の8月22日でございますけれども、町からの推薦書を添えまして、県の方に提出をしているところでございます。現在、県において、認定に係る審査が行われておりまして、特段の問題がなければ2ヶ月ほどで認定がされるというふうに聞いております。

○垣内（12番）

順調に進んでいるようで、一安心なんですけど、そうしますと、県の認定を受けられるのは年内っていうふうに思ってよいのでしょうか。それか今後ですね、来年度に向けて、期待される効果というのはどんなものがあるかお教えてください。

○まちづくり政策課長

はい。今、ご心配はなくてですね、年内にくるだろうということで、担当も県の方から先日話しをいただいております。効果といたしましては、県と県全体ですね、移

住情報が掲載をされております。これ本当に県が独自でやっているホームページの楽園信州のホームページの地区の取り組みという部分で紹介をいただけることになろうかと思います。現在、長野県の場合は、3地区がこのモデル地区に指定をされていまして、この川島がこの認定を受けますと、4番目になるということでございます。このほかですね、3大都市圏等で県主催での、県主催と言いますか、3大都市圏で各そういう移住定住関連の町村が集まって開催される移住セミナー等にはですね、優先的に地区のPRが行えるといった点がございます。ただし一方でですね、認定されたと言ってもですね、すぐ具体的な効果に結びつくわけではないということを感じております。モデル地区のですね、認定をきっかけにですね、地域と連携した取り組みが進むようにですね、今発足しております、連絡会の場などを通じまして、議論を進めてまいりたいというふうに考えております。

○垣内（12番）

了解しました。移ってくるのは、人、家族でありますので、私も26年度より前に移住した家族を何組か知っているんですが、どうして辰野を選んだかって言ったときに、景色や環境が良いってということもさることながら、役場行って、説明受けたときに、非常にその役場の職員の対応が良かった。やっぱりその人と人なので、相性もありますでしょうし、その真心を持って接すれば、それが相手に伝わるんだろうなあとというふうに思います。そういう意味でも役場の職員にしてみれば、移住希望者の1人ってということかもしれませんが、移住希望者にしてみれば、辰野町の1人ってことで、その職員が辰野町というふうに思い込むこともあるわけなので、今までどおりですね、丁寧な説明をしていただいて、人当たりの良いというか、その辰野町がこういう人で溢れているよってというような見本になるような対応を、今後も続けていっていただけたら少しでも移住希望者が増えてくるのではないかなあというふうに思っています、お願いをさせていただきます。

続きまして、川島小学校についてであります。町長にお聞きしたいんですが、3月26日の総合教育会議での発言、結論から言うと、川島小学校を存続させますっていう内容で、いくつかのその理由、それから今後の施策について発言されました。で、その中で、もう一度、その3年という区切りをつけたその中期的と私は勝手に判断させてもらいましたが、3年間と、それから10年目以降とかですね、その長期のその川島に限らず、辰野全域のその教育環境について、もう一度、そのかいつまんで説明をお

願いたします。

○町 長

はい。垣内議員のご質問にお答えします。3年という期間は、先ほどお話しにも出ておりました、長野県移住モデル地区の効果が1期3年というようなこともありましたので、そこら辺も私の判断の1つにもなっておりましたことをまず申し上げます。さて、総合教育会議におけます、私の発言に対するご質問でありますけれども、3月26日の総合教育会議におきまして、川島小学校の存続を表明しまして、3年間をそのためのチャレンジ期間としたい旨、発言をしたところでございます。この3年間というのは、川島小学校の取り組みに資するための期間でございますが、全町的な児童数の減少傾向を踏まえますと、中長期的な視座のもとに、小学校のあり方を考える必要があると考えてのものでもございます。こういった思いのもとで、これから先、5から10年後の将来を見据えて構想したものが、校舎併設型公立小中一環校に、信州型コミュニティスクールの指定などを加えた、いわゆる辰野モデルであります。ただこの辰野モデルにつきましては、全くこれは私個人の考え、思案でございますので、今後、有識者の皆様方を交えた中で、研究を進めてまいりたいと考えております。以上です。

○垣内（12番）

その今おっしゃられたその辰野モデルに対する研究っていうのは、いつどういうその組織っていうか、陣容で検討、研究されるのか腹案がありましたら教えていただきたいんですが。

○町 長

これにつきましては、川島地域、川島区のことでもございますので、一方的に行政が進めるべきものではないと考えております。発足しました連絡会議のもとです、今後お互いの思いなり、計画性の部分にも詰めながらですね、これからの中長期計画を立てていきたいと思っております。以上です。

○垣内（12番）

6月の議会で、岩田議員はじめ、小澤議員もその総合教育会議のその扱い、立ち位置っていうのについて、意見を述べられておりました。私もその総合教育会議で、この川島小学校も含め、町内のその小学校のあり方について、結論を出すのはその総合教育会議かなと思っていたんですが、その辺は違うのでしょうか。これは、町長でも

教育長でもどちらかお答えいただきたいんですが。

○教育長

はい。垣内議員の質問にお答えしたいと思います。まず、総合教育会議というものは何かということでございますけれど、辰野町で話しをするならば、町長部局と教育委員会が町の教育施策について、情報交換をするということでございます。これは、招集をしていく、いわゆる主催というものは、町長になるわけでございます。そこで総合教育会議の中で、様々な議論をされていくわけですが、法律では、総合教育会議によって、町長部局と教育委員会とで、合意に達したものについて、教育委員会として、総合教育施策進めていきたいと思いますというふうに明記されております。以上です。

○垣内（12番）

そうしますと、例えば川島小学校の存続については、教育委員会あるいはあり方検討委員会の結論を持って、是として、教育委員会は結論を出したという状態だと私は判断していますが、それに対して、町長部局が、それを是としないというような状態で、3年間はそれは塩漬けというのはおかしいんですが、川島小学校を存続させるということで、ブレーキを外して、アクセル全開で3年間とにかく頑張るんだという町長の意向を、総合教育会議の中での妥協案って言うんですかね、3年間の留保って言うんですかね、それは会議の中での暫定的な結論と思ってよろしいのでしょうか。

○教育長

はい。そこは多少違うのではないかなあというところでございます。先ほど町長も言いましたけれど、これはあくまでも町長の思いとして、そういう方向を出した。ですが、その後教育委員会として、じゃあどうなのかという議論だとか、こんな方向に総合教育会議として、こういう結論でこうして行きましょうっていうそういう議論っていうのは一切していないわけでございます。ですので、あくまでも町長の提案と思いということで教育委員会としては、理解しておりますので、教育委員会ではあり方検討委員会の提言、それから教育委員会の見解、これはあり方検討委員会が5年先、10年先の辰野町を見据えての出した提言でございますので、これはこれからも生きてくというふうに私達は考えているところでございます。

○垣内（12番）

そのところが私にも理解できないところです。教育委員会の結論は、結論として

もう出たわけですから、あとその町長と教育委員会との間で、その落としどころじゃないですけど、どういう方法が中期的、長期的に良いかっていうところを避けることなく、そこを話し合う場が総合教育会議ではないのかなあっていう私は思うんですが、その3月26日以降ですね、何度か総合教育会議が行われたかと思うんですが、その中で川島小学校について、歩み寄るとかですね、じゃあここはこうしようというような、何か別の案っていうのは、教育委員会としては、もう絶対にそのあり得ないというふうに思っているんですか。

○教育長

はい。そういうふうに何て言うんですかね、白黒とバンっとこう決めるというんじゃないでね、あの3月26日の時にも私発言させていただきました。最後の段階ですけどもね。教育委員会としますと、とにかくその学校で学んでいる児童、生徒の学びの質の保障ということ。これを考えていくわけです。そのいわゆる教育の質ということでございます。一方、町長の立場からしますと、町の教育施策も含め、頭に描きながらも今度町全体として、この辰野町のこの町政をどうするのかというね、これ全体、そこを加味した中での結論ということになってきますので、そこは多少ずれているということは教育委員会もこれは理解をしております。ですが、教育委員会はあくまでもその子どもの学びという部分だけでこう考えております。ですが、町長のそういう思いも教育委員会理解をしながら教育委員会として今後ね、町議言われるように教育委員会何もしないのか、これに対して、じゃなくてそこを理解をした上で、教育委員会として、できることはやっていきますよということでございます。ですので、白黒つけろとか、そういう問題じゃなくて。以上です。

○垣内（12番）

私も白黒つけない曖昧な男なので、そういうその右か左かっていうような結論ではなくて、中庸なところ、両者、何て言うんですかね、思いが通じ合うところで、実現する施策というのはできたら良いなあとは思ってはいるんですが、とにかくその町民からみていると今の川島小学校の状態っていうのは非常に曖昧だと思うんですね。覚悟ができないって言うんですかね。3年間は確かにこのままあるかもしれない。でも、その先はまだわかりませんって言われたときに、じゃあ子どもを連れて川島に移り住んでこれるかっていうと、ちょっと勇気がいると思うんですね。で、それは私はもう3月に白旗上げた人間なので、どう言うんでしょう。こうしろああしろっていう

ことは言えないですけども、教育の質を考えるって言ったときに、辰野町中一色に塗るのではなくて、あのときも言わせてもらいましたけれども、その多様性に富んだ町であることがわかるような制度的なものっていうのを実現していただきたいというふうに思うわけです。なので、3年間まあとにかく町長の思いに、横槍をさすようなことをしないで、川島の人達、あるいは町長の思いを大事にして、見守っていきましょうというような、その総合教育会議の立場だとは思いますが、もう少し寄り添うって言うんですかね、だったらその教育長は考えてらっしゃると思うんです。こういう方法もある、ああいう方法もあるよっていうのは思ってたかもしれないけれども、何か目にみえるような形で示してもらえたらなあっていうような思いが私の率直な形です。考えです。で、その時にですね、向こう3年間っていうことは、ここであんまり長く議論しても時間がありませんので、その長期的な展望というのを示していただきたいんですが、その教育総合会議の大きな役割のひとつに、その教育大綱、辰野町の教育大綱というのを、決めなければいけないというような、何て言うんですか、課題があるかと思うんです。で、その大綱にその辰野モデルっていうのを検討する価値があるのではないかと思うんですが、教育長いかがでしょう。

○教育長

はい。議員の質問にお答えをしたいと思います。その辰野モデル、これは町長が3月26日に提案した試案でございますけれど、この町長の示したこの試案も含めて、今日それぞれの自治体がね、少子化に伴って、様々な学校の枠組みっていうのを検討しております。今までこう想像もつかなかったような学校のモデルっていうのが、全国的に出てきているわけですけど、いずれにしましてもまだ成果というのはほとんど出ていないというようなそんな状況でございます。ですので、実は教育委員会としましてもその3月26日以降、町長の試案も含めて、様々なその学校のスタイルとして、義務教育学校、辰野町にどうなのかとか、小中一貫どうなのか、さらにそれについては、施設併設型が良いのかはどうか、分離型はどうだとか、あるいは本校、分校形式どうなのかと。様々なスタイルを検討しているところでございます。教育委員会としましてもね、まだ辰野町に合った学校の枠組み、義務教育の学校のあり方っていうものは、決めるまで至ってないわけでございます。これほどこの自治体も非常に苦労してるんだろなあ。先を走った自治体もあるんですけども、そこも今なかなか苦労してるようなことはお聞きしているところでございます。

○垣内（12番）

はい。そうしましたらその教育大綱をまとめる期間って言いますかね。おおよそ何年間のうちにまとめたいなあとというような思いというのはありますか。

○教育長

はい。教育大綱、3年前に決めました。大体これは3年から5年に1度は見直しをしましょうということになっておりますのでね、いずれにしましても来年、あるいは再来年あたりには、これを見直しをしていかなければいけませんので、教育大綱を町で定めたときの状況と変わってきておりますので、これにつきましては、次回の策定の中で、どうしていくのかっていうことね、入れる入れないも含めて、どういうふうにしていくのかってことは、検討していかなければならないだろうと思います。

○垣内（12番）

はい。了解しました。着々とというか、私が知らなかっただけで、申し訳ありません。大綱がもう第1次ですかね、新教育委員会制度ですか、教育長制度ですか、変わったときにすぐ大綱は1回できてたんですね。で、町長変わられて、状況が変わってきて、第2回目のその3年過ぎた見直しというところになるかと思うんですが、ちょうどその頃が、何ですかね、川島小学校のあり方についても期限が来る頃かなあとと思うので、3年かけてですね、辰野町に合った、その全体見渡せるような向こう3年あるいは10年、何て言うかね、見通せるようなその教育の仕組みっていうのが、示されたら良いなあとと思います。で、そういう意味でも、そのアとかイでも、一応質問項目として書きましたけれども、義務教育校可能かどうかというその検討ももう先ほどの話しの中で、教育委員会の中でも進んでいるということなので、もう次の話しに移りたいんですが、その、そういうベースって言うんですかね、その辰野モデルに可能性としては、ないことはないというようなことだとは思いますが、それにしてもその川島小学校と、いきなり突然という形で、西小学校あるいは、ほかの学校と統合とかですね、そういうようなことになると、混乱が起きるかと思うので、あるいは川島小学校の良さを町内のほかの児童に知ってもらうためにも川島小学校と、ほかの学校との交流っていうのは、必要不可欠だと思うんですね。その辺について何か考えていらっしゃいますでしょうか。

○教育長

はい。川島小学校の児童と町内の他の小学校の児童との交流ということでございま

す。実際には、東小あるいは南小を中心に既に、こう取り組んでおりますけれど、なかなかこれが継続的に続いていかないというのは、それぞれの学校に教育課程もありますし、新しい学習指導要領の移行も始まって非常に厳しいというね、今年度の事情もございまして、なかなか進んでいきません。その一方で、教育委員会としまして、本来ならばもっと積極的にこのね、交流というものを取り組んでいかなければいけないわけですが、今はそういう小学校が移行の1年目ということで、担任の先生、そのやり繰りが非常に厳しいということで、なかなか指示も十分出せないという部分がございます。さらにもうひとつのひとは、川島小学校が川島の地区の子ども達だけで構成されているならば、あるいは大半が川島の子ども達、あとは特認校とか、移住で来た子ども達でっていうならば、これわりあい簡単なんですけれど、東小学校だとか、西小学校だとかいうように、大規模校じゃなくて、そこはあえて避けて、川島に行くっていうね、こういう子ども達がもうかなりを占めているってことを考えると、その子ども達をまた西小なり東小へ連れてきて、交流させるっていうことが、果たして本当にね、良いことなのかどうなのかっていうところもこれ、吟味していかなければいけませんので、ただ単にこう連れてきて交流しましょうとかね、やってもなかなか難しいんだらうなあとふうにそういう思いもございます。

○垣内（12番）

はい。様々な難しい問題、状況っていうのを川島小学校抱えているのはよくわかります。ただやがて辰野中学校へ入学する生徒になるわけですから、どう言うんでしょう。その少数校が良いと言って、いつまでも川島小学校にいるっていうわけにはいかないということを少しずつその児童達にも馴染ませていく意味でも、その交流っていうのは必要だと思うんですね。それは、学校教育の中でできなければ、社会教育の中でも可能かと思うわけです。で、西小に行こうと川島小に行こうと、川島の子ども達であることに変わりはないわけですから、川島区の皆さんが子ども達をそういったその川島で育てるっていうか、遊ばせるっていうか、学ばせるっていうような、その川島小学校っていう枠に捉われないで、何か別のフィールドなり、その枠を大人達が用意してあげて、西小の子であれ、東小の子であれ、川島の子であれ、一緒にそこで、楽しく交流するような場をっていうのを提供できたら良いかなあと思っています。で、これ川島の人達がお聞きでしたらぜひ考えていただきたいというふうに思います。で、次の質問に移ります。6分しかありません。申し訳ありません。

辰野町の教育環境についてということで、先日7月の27日に行われたEサミットの目的・可能性についてということで、まとめてお話し、お聞きしたいと思います。私も傍聴させていただいて、目から鱗って言うんですかね、辰野町の可能性っていうのを本当に肌で感じたわけで、学園都市と言ってもいいぐらい、その教育機関に恵まれた町であるなあというふうに改めて思ったわけです。招集された教育長の思い、あるいはその目指すものというのをお聞かせください。

○教育長

はい。7月のたつのEサミットには、議員も傍聴いただき大変ありがとうございました。各教育機関が、お互いにそれぞれ夢やあるいは希望、さらには持っている課題だとか、こうお互いに共有をしていきながら、何かその中でこうね、実現できるものがあつたら良いなあということ、それから新たな今までにない枠組みも含めてね、新たな連携ができたらいいなあというふうに思っておるところでございます。ですから、現段階で、こんなことをしましょうというゴールを設定してあるわけではございません。今まで町内にある様々な教育機関の中で、お互い全く連携もしてないだとか、お互いにこの何て言うんですかね、意識もしていなかったそういう機関同士もございましたのでね、サミットによって初めてそれがお互い理解をすることができたと、これは大きな収穫だったのではないかなあと思います。これから2回、3回と進めていく中で、議論が深まっていく、それを期待したいと思いますし、幼少期からね、青年前期までの教育、あるいは人間の形成がこう完結できる町でございますので、その良さっていうのを町民も含めて、再確認できれば、ほいでそんな中から新たなね、枠組みだとか、発想のもと、教育が生まれてくるといいなあというふうに思っているところでございます。ですから私も現段階では、このEサミットについては、自分なりの理想を追い求めているだけでございます。以上です。

○垣内（12番）

なかなか隠し玉は出してもらえないっていうような気がしますが、たぶん教育長の頭の中では、いろいろなアイデアがあろうかと思います。で、今後ですね、30年度に限ったものであるのか、その年度内にあと何回ぐらい開催されて、あるいは来年度以降はどういうような形で進められるか、お考えをお聞かせください。

○議 長

3分になりましたので、まとめていただきたいと思います。

○教育長

はい。それも非常に難しい質問ですが、7月が終わったときに、次は9月の議会終わって、9月の後半にやりましょうねって言ったわけですけど、実は当時の議事録、それからあの会議をやったあと、それぞれの教育機関から寄せられた意見だとか、感想だとか、それから傍聴の方達からいただいた意見などももの凄いですね。この整理が今大変なんですけど、ようやく目処がつきつつあるんですけど、それを様々なこのテーマ毎に分けてね、これから先をそれひとつずつ、ひとつずつって言いますかね、それについて議論をしていこうと思います。そんな中で、新たなそのね、再発見したり、こんなことができるじゃないかとお互い議論を深めてられるんじゃないかなあと思っております。ですから、これも期間的にも来年中になんとかしようとか、2年後には何か結論を出したいとか、そういうものではございません。しばらくはこれ続けていきながら無理のないように開催をしていきながら、協議していきたいそんなふうに思っておるところでございます。

○垣内（12番）

ありがとうございました。時間なので終わりますが、Eサミットが2018、2019、2020と続くことを期待して、質問を終わります。

○議 長

ただ今より昼食のため、暫時休憩とします。再開時間は13時30分、1時30分といったしたいと思います。よろしく申し上げます。時間までにお集まりください。

休憩開始 12時 38分

再開時間 13時 30分

○議 長

午前中に引き続き再開いたします。質問順位4番、議席13番、堀内武男議員。

【質問順位4番 議席13番 堀内 武男 議員】

○堀内（13番）

先に通告致しました2件について質問を行います。まず初めに、新ごみ中間処理施設の稼働に伴う課題と対応について質問いたします。中間処理施設稼働に対する期待と課題について、お尋ねいたしますが、新ごみ中間処理施設は、順調に建設が進んでおり、この10月より試運転を経て、予定どおり来年4月より本稼働に入る計画で進んでいる旨の報告がなされております。この件につきましては、6月の一般質問で宇

治議員が詳細にわたって質問し、稼働の意義と対応についての答弁を得ておりますが、本稼働に向けて、いよいよ佳境に入ってきておりますので、怠りなく新施設に移行するために、今一度課題の掘り下げを行いたいと思います。武居町長に質問いたします。中間処理施設稼働に対する意義と、期待するところは何か。また稼働に向けて課題と予測されている事項は何か、お尋ねいたします。

○町 長

はい。それでは堀内議員のご質問にお答えいたします。新ごみ中間処理施設、上伊那クリーンセンターと命名される予定でございますが、この施設の特徴としましてはですね、上伊那圏域内で完結する燃やせるごみ施設への役割を担う長期的な維持管理を行う自己完結の考えが基本にあることが特徴でございます。燃やせるごみが有する熱エネルギーを活用しまして、施設の電力の一部を賄いながら、余剰の電力は電力会社に売却し、エネルギー需給の逼迫にも貢献することが期待されております。また、最新の排ガス処理によりまして、環境への影響を最小化する環境保全に配慮した施設でもあります。最新のシステムと万全の体制により、稼働管理すること。また焼却残渣が今までの半分になる。こういったことが従来に比べて、大幅な運営コストの削減に繋がると期待されております。この施設の余剰、余熱を利用しました足湯であるとか、緑豊かな広場、トイレ、また休憩施設としての東屋を設置しまして、憩いの場、あるいは施設の見学などを通して、環境学習の場としても活用できます。こういったところが大きな期待を寄せる部分でございます。ただ、一方で課題もございます。不燃ごみの一部が可燃ごみと一部定義されます。こういったところから可燃ごみのごみ量の増加が予想されます。こういった観点からすれば、やはり今後の課題としましては、ごみの減量化と距離的には今度、辰野町から遠くなりますので、その時間と労力はかかることが課題となってまいりと思っております。以上です。

○堀内（13番）

ただ今、5項目の内容の特徴と課題について、お話しいただきました。以降、順を追って課題について、質問させていただきますけれども、とりあえず施設稼働による分別方法の変更内容及びその徹底策について、質問させていただきます。焼却炉がガス化溶融炉方式となって、炉の性能向上に伴い、ごみの投入方法すなわち分別の方法が変わると思います。ここで質問いたしますが、施設稼働により分別方法の変更点は何か。また変更内容を徹底するために、どのような手段を講ずるのか、お尋ねいたし

ます。

○住民税務課長

それでは堀内議員の質問にお答えします。資源にならないプラスチック類が燃やせないごみから燃やせるごみとなります。資源とならないプラスチック製品の主なものとしまして、ポリバケツ、洗面器、食品保存用タッパー、バッグ、プラ食器、ストロー、ハブラシ、ハンガー、ビデオやカセットテープなどになります。また、ゴム製品としまして、ゴム長靴、ゴム手袋、運動靴など。革製品としまして、鞆、革靴、ベルトなど。スポンジ用の製品としまして、清掃用のスポンジ、靴磨き用のスポンジ。それからアルミ箔製品、アルミホイール、アルミ箔容器など。また資源とならない防水加工の衣料としまして、スキーウェア、レインコートなど。それからプラマーク、ペットマークのあるものでも、汚れの落とせないものなどが可燃となります。その徹底方法としまして、広域と市町村で現在ガイドブックを作成し、配布の準備をしております。現在のところ編集中でございますけれども、年が変わってからの配布の予定となります。ルールにつきましても、決まっておりますので、『広報たつの』や回覧などでも周知していく予定でございます。町では秋以降、出前講座を行う予定ですので、常会でも区全体でも開催日時を調整のうえ、開催いたしますので、時期になりましたらお知らせいたします。よろしくお願いいたします。

○堀内（13番）

今の答弁ですと、かなりの不燃物の中でのものが可燃物になるという形の状況と徹底方向についての回答をいただきました。それで、可燃ごみですね、変化予測とその影響について、続けて質問いたしますけれども、傍聴者の皆さんには今、分別の変更資料を配布さしていただきましたけれども、従来不燃物で処理されたものが、可燃物として扱われるということになります。で、そうしますとですね、次に問題になるのは何かと思いますと、質問の中になりますけれども、可燃物として扱われたものの何%が不燃物ですね、可燃物になるのか、その予測はどうであるか。また、分別の方法は変わるんですけれども、不燃物と可燃物の総重量は変わらないという形の状況になりますので、逆にごみを出す人達の総重量は変わらないということになれば、費用負担っていうのは変わらないってことでいいのかな。また、燃料補助として、今度は新たにプラスチック類が使われるわけですので、可燃物が増えることによって、焼却費っていうのはどう変わっていくと予測するのか。すると可燃ごみが増えるとい

うことで、とりあえず町の負担っていうのは、逆に私は多くなるっていう形の状況考えてますけど、費用負担等何%ぐらいが町の負担になるのか、お答え願いたいと思います。

○住民税務課長

議員の質問にお答えします。可燃ごみの変化の予測としましては、不燃ごみに含まれる資源にならないプラスチック類が可燃ごみとなり、その増加分としましては、広域連合の試算によりますと、不燃ごみ量の48%が可燃ごみに回ると回答されております。ただし、分別のルール等が守られている前提となりますので、それに沿って予測しますと、町の可燃ごみの量は、年間平均2,500トンほどになると見込んでおります。約7%増、170トンの増加の見込みをしております。不燃ごみが結果48%ほど減るといふ予測になりますけれども、これもやはり分別が守られていければの話であります。総重量が変わらないかどうかは、予測ができておりません。また、焼却費用のみの数字は、資料として提供されております。ごみ量が増えれば処理費用も増えるということになりますけれども、現実って言いますか、現状では、町の利用率はここ5年間の平均で13%、2市に続きまして、3番目に高い状況となっております。これですけれども、相対的にどうなるかっていうのは、まだ実質つかんでおりませんので、その見込みについては、ちょっと今現状ではお答えはできません。以上でございます。

○堀内（13番）

170トンの量が増えるという形の状況です。48%が不燃ごみから可燃ごみの方へ変わるといふ形の状況ですけれども、いずれにしても可燃ごみが増えますと、町の負担増という形の状況になりますので、ごみの減量化の必要性っていうのを認識するわけです。で、続きまして、ごみ減量化施策と取り組みについて、お尋ねいたします。ごみ減量化に向けて、個人個人の減量意識と減量行動及び減量化へ向けたシステムの施策が必要であると思います。現行でも減量化に向けて、分別による資源化であるとか、生ごみの処理機の導入補助とか、堆肥化、水切り、乾燥等による重量を抑える、あるいは啓発活動等の施策が必要であると私は思っております。ここで質問いたしますが、可燃ごみを減量するために、その施策は何か考えているのか。その取り組みについてお尋ねいたします。

○住民税務課長

ただ今の質問にお答えします。生ごみ処理機設置補助金の活用につきまして、以前

購入された生ごみ処理機が耐用年数を過ぎている状況と思います。買い替え需要、または新規の購入層を狙いまして、またその補助金の方を活用していくふうにしたいと考えております。また、昨年度設置の古紙リサイクルステーションも可燃ごみに含まれている雑紙類をリサイクルに回せるよう出前講座でも訴えていくつもりでございます。また、可燃ごみの重量的な要素は、厨芥ごみであり、水分を多く含んでおります。まず、水切りの徹底などできるところを徹底していきたいと思っております。引き続き、広報または出前講座等で各家庭からの減量を啓発していきたいと考えております。

○堀内（13番）

いずれにしても、今話しがありました、可燃ごみのやっぱり重量が非常にかかるって内容ってのは、やっぱりその生ごみの水分ということが非常に大きい要素であるかと思っております。これはいずれにしてもですね、住民一人ひとりを巻き込んで、減量活動という形の状況の徹底が必要ではないかと思っております。それで先ほどの課題の中でありました、距離が延びますよという形の状況でありますけれども、ごみ収集車のパッカー車ですね、稼働予測及び収集ルートの変更について、お尋ねいたします。可燃ごみは、従来はクリーンセンターたつのへの搬入から、今後、伊那市への中間ごみ処理センターに変更になります。非常に運搬に係る工数っていうのは、非常に大きくなると思っておりますし、そのために非常に過大という形の状況もいろいろの点ででてくると思っております。そんな形で質問いたしますけれども、ごみ収集車パッカー車の稼働、現在の予測と今後、それと同時に収集ルートについてですね、向こうへ持ってく時間が非常にかかりますんで、どのような形でそのルートを変更等を含めての検討をしてるか、ご回答をお願いしたいと思っております。

○住民税務課長

先ほどの質問にお答えします。まず、稼働予測ですけれども、今示されておりますのが、搬入時の経路としまして、2車線道路を通行すること。それから三峰川の右岸道路を通り、導入路から搬入することを基本とされておりました、搬入時間も8時半から16時半とされております。4月からの予測としましては、2台体制で2往復の稼働が必要とみております。具体的な収集ルートにつきましては、目的地がクリーンセンターたつのから新ごみ焼却施設になることによって、委託業者が検討することになりますけれども、今後一緒になってまた考えていきたいと考えております。

○堀内（13 番）

いずれにしてもですね、今後稼働予測も含めた内容での運用という形の状況になると思いますけども、また、運搬費用っていう形の状況からいってですね、この運搬ってというのは、今までは辰野町だけで済んでいたんですが、今後は伊那市へ持ってかなきゃいけない。そうするとその費用ってかなり掛かる。人工的にも掛かりますし、機械的の消耗度も含めて掛かりますけども、その費用ってというのは、全部辰野町が負うのか、そこら辺はどういう形になるのかっていうことがありますし、この状態です、質問さしていただきますけども、運搬費用の増大による負担はどこが負うのか、各自治体で負うということになればですね、どのくらいの費用が見込まれるかっていうのを予測してるかどうか、お尋ねいたします。

○住民税務課長

ごみ収集運搬業務は、業者に業務委託をしております。その委託料につきましては、町の負担となっております。燃料費も込みの委託料となっております。さらに修理費や燃料費も町が別に負担しております。見込まれる費用増としては、ごみ収集運搬業務委託料は、各自治体で算出根拠が異なりますけれども、辰野町ではこれまでの算出根拠に加え、距離増分、距離が増える分、それからごみステーションのごみ量の増減、またはこのステーション数になります。それから消費税の増税も考えなくてはなりません。それから燃料費の高騰も勘案して決定することになります。11月までは、クリーンセンターたつのへ、12月からはクリーンセンター伊那中央へ、来年4月から新ごみ処理施設へ搬入となります。今後精査し、平成31年の予算を積算することになります。費用の増分につきましては、これからの入札等の影響もありますので、ここではちょっと控えさしていただきと思います。

○堀内（13 番）

ただ今の答弁ですと、少なくとも今距離的な内容を踏まえた内容で、増減なるものについては、各地方自治体でみるという形ですんで、そう考えますとですね、やっぱりいずれにしてもごみ減量化っていうことはやっぱり強力に進めていかなければならないという形の状況だと思います。その中のごみ収集車の関係につきましてはですね、現状の修理状況及び車両更新の時期等予測についての質問をさせていただきますけれども、少なくとも運搬に多くの時間を費やすわけですから、ごみ収集事業は業務委託にて、事業展開を行っているわけですが、事業費のほかにパッカー車の維持

管理費の増加ということも考えられます。パッカー車は町で調達し、業者が使用していると思いますけども、ごみの出し方が変わる約5割くらい増えるという形ですんで、これは不燃物の5割ということですけども、距離が長くなったりですね、消耗度合いが多くなるってということになりますと、修理費の増大っていう、あるいは耐用年数の低下っていうのが考えられるってことだと思います。ここで質問いたしますけれども、現況におけるごみ収集車の修理状況はどうか。耐用年数及び、今後どのくらいの修理予測を予測するのか。また、更新時期予測と対応についてのお考えをお尋ねいたします。

○住民税務課長

お答えします。可燃ごみの収集運搬委託業者へのみ現在パッカー車を貸与しております。不燃ごみ委託業者については、自社の所有となっております。現在3台のパッカー車を町で所有しております。登録年数でいきますと、平成9年の登録、それから平成13年の登録、平成21年の登録のものになります。内1台、平成9年登録につきましては、パッカー車の容器自体が、穴が空いており、作動油は漏れる状態となっておりますので、本当に予備として置いてある状況になります。3台分の維持管理費としまして、年間100万円から多いときで300万の維持管理費が掛かっております。車両の耐用年数は一般的に5年、パッカー車は高額なものですので、また現在新しいものでも10年前のものを使っております。業者には安全適正な使用を徹底していただき、最低限の修理費増としたいと考えております。更新期間の予測と対応ですけれども、今年度1台更新予定でございます。現在、発注済みであります。パッカー車を賞与している自治体は聞きますと、ほとんどない状況になります。ほか、業者との公平性も考慮し、修理費は使用者責任となるよう今後検討していきたいと考えております。以上です。

○堀内（13番）

そうしますと、今ごみ収集の関係、可燃物のごみについては3台を用してて、しかもそれは、町が購入して、貸与してるという形の状況だと思いますけども、こん中です、やっぱりその購入しているのと、自分で購入してるってことにつきましては、やっぱりその扱い方がやっぱりかなり違うっていう情報もあります。そんな形でみますとですね、やっぱり今後やっぱり売り渡しをして、管理はやっぱりきちんと自分の車という感覚のもとにですね、やっぱり管理してもらってことが必要だと思います

が、そこら辺の見解ありましたらお聞かせください。

○住民税務課長

堀内議員のおっしゃるとおりだと思います。今年度は、1台購入いたしますので、その使用する契約をきちんと定めて、修理費が発生した場合には、自己の負担とするようにそういうところから変えていこうと考えております。

○堀内（13番）

今後、今以上にですね、維持コストっていうのが掛かるわけですが、十分な予算付けと同時に、予防保全体制の確立という形の状況での要望をいたします。次に、ごみ収集車ですね、積載量管理と運転者の安全管理という形について、お尋ねいたします。従来、可燃ごみの搬入はクリーンセンターたつので済みました。今後は伊那市までの搬入となり、安全管理上及び運行上ですね、かなりの注意を払わなくてはなりません。住民の目も非常に厳しい状況でみられる要素もあります。特に過積載、要するに決められた量よりも多く積んでしまったという形の状況の管理がですね、重要な要素になるのではないかと思います。現在は、袋の大きさ、どっちかっていうと容量管理っていう形の状況で家庭は出すんですけども、やっぱりこの水分の多いもの、生ごみになりますとかなりの重量差が出てくるという形の状況で、それが積んだときに今どのくらい積まれているかっていう確認っていうのが非常に難しい要素ってあるのかなあっていう気がします。それと同時に交通安全対策と労務管理においても着実、確実な管理が必要ではないかと思います。そんな中で、質問いたしますけれども、現状の積載管理、積載量の管理につきまして、どうであるか。あるいはその記録のチェックはどうかされているか。今後運転者を含めてですね、管理者等含める中で、安全管理についてはどう行うのか、お答え願いたいと思います。

○住民税務課長

現状の積載量管理、記録の確認状況といたしまして、可燃、不燃、資源、全てにおいて、業者から毎月日誌を提出していただいております。搬入時間と搬入量、収集地区、運転者名を記載したものになります。それを月毎にまとめておりまして、過積載っていうような部分に通じるものがあるとすると、そこで注意をしている状況であります。また処理施設、クリーンセンターたつので、それからクリーンセンター八乙女におきましても、搬入量を記録してあります。安全運転教育計画、収集運搬委託業者からは、町の行う業務であることを深く自覚し、町民への奉仕の心を持って業務を遂行

すること、そのことを従業員への教育に徹底すること。収集運搬中のマナーや交通安全対策に万全の注意を図ること等を誠実に履行するものとして契約を締結しております。また、業者等の立ち入りと言いますか、実際にその業者に赴きまして、注意等もしております。それは、修理、パッカー車の修理等が発生したときに必ず行っております。また、町からも随時業者への指導を行っております、広域的にはですね、今後管理する業者が、運転業者が、委託業者になりますので、その辺はかなり厳しくなります。ですので、その事前の学習等も講習会等も開いて、対応をしていく予定になっております。以上です。

○堀内（13 番）

その中で、重量を測定することができるっていう、どのくらい積んだかってことがわかるような装置はどうされているのでしょうか。

○住民税務課長

今までのパッカー車につきましては、目視で確認できるようななんか窓があったようなんです。ですけど、それも目安でしかありませんでしたので、今年購入予定のパッカー車につきましては、計測器がついております。ただそれも完全なものではなくて、静止状態でないと確認がとれませんので、やはり目安としては変わりませんが、そういったこともひとつのマナーと言いますか、安全運転の過積載に対する対応として捉えております。以上です。

○堀内（13 番）

今までは辰野町で完結しておりました。これが伊那市ということになりますとですね、今先ほど2往復くらいをとという話しの状況でしたけども、やっぱりかなりやっぱりそのやっぱりその心情として、たくさん積みたいという形の状況になりますんで、今後新しく入るものについては重量、確認ができるという形ですが、そういう教育も含めた内容ですね、推進をしていただければよろしいかと思えます。で、この項の最後の質問に入ります。生ごみの堆肥化の現状と継続要否の決断について、質問させていただきます。現在、生ごみの削減の一環として、平成20年大石平、22年宮木中央において、モデルケースとして生ごみの堆肥化を推進しております。この件につきましては、平成23年9月一般質問で私が、また28年12月には瀬戸議員が行っておりますけれども、その中で答弁で、これは試行中であるという形と、厨芥ごみのリサイクル事業として年間13トンを集積しているという形、委託費として約300万円を

支払っていると。また堆肥化としてるんですが、その還元がほとんど見込めない状況であるっていうこと。また、可燃ごみに占める割合も少なく、負担割合の軽減につながっていないこと。それと費用対効果もほとんど見込めないという状態ですということでした。また資源化についても考えた時、事業を拡大することはさらに難しいと思っていますということの答弁で、広域でのごみのですね、中間処理施設稼働に合わせて、正式に見直す時期ではないかと私は思います。質問いたします。町として生ごみの堆肥化について、現在どのような認識をされているのか。また私的には広域でのごみ中間処理施設稼働に合わせて、中止を決断すべきであると思いますが、見解をお尋ねいたします。

○住民税務課長

お答えします。生ごみ堆肥化モデル事業につきましては、費用対効果の面などから、今年度で終了の方向としております。ただし、公共施設の生ごみ堆肥化につきましては、継続したいと考えております。議員のおっしゃるとおり、生ごみ堆肥化モデル事業につきましては、今年度で終了の方向としたいと考えております。以上です。

○堀内（13番）

はい。ただ今終了という形の状況がありました。ただやっぱり実施してる地域っていうのもかなり長い期間行っておりますんで、当然その地域とのコンセンサスっていう形の状況はやっぱりきちんとしていただきたい。いずれ費用対効果を比較してですね、実際には終了の方向という形ですんで、その推進をしていただきたいと思えます。はい。以上を持ちまして、1問目の質問は終了させていただきます。

続きまして、道路行政について質問させていただきます。これは都市計画道路の見直しの骨子と検討案について、お尋ねさせていただきます。道路行政は各区からの要望が多い生活道路の整備を最優先にしているというのが現状で、辰野町の将来像を見据えた、道路整備計画はいまだ整理されていないのが現状だと思います。町の活性化は道路行政で決まると言われております。都市計画道路の見直しについて、多くの議員が質問しており、辰野駅前整備計画が盛り込まれた段階です、その計画が出たところでそれにはだいたい2、3年まだかかりますという形の状況ですが、それ以降検討しますという形の見解でした。しかし考えてみますとですね、駅前以外は全てすでに検討済みであるっていう認識をしておるんじゃないかと思いますが、いかがなんでしょうか。ここで武居町長に質問いたします。辰野町の道路行政の重要な項目であ

る、都市計画道路の見直しの骨子となる考えをお聞きします。また、現時点で何割が整備済みであり、辰野駅前以外の路線で、見直し検討はどこまで進んでいるのか、お尋ねいたします。

○町 長

はい。それではお答えいたします。本来は、都市計画決定された道路は暫時整備が進められていくものであります。ただ、しかしながら社会情勢ですとか、土地利用の変化、あるいは予算等の理由によりまして、計画決定以降、長い期間整備されずに、現在に至っている路線が存在するのも事実でございます。都市計画道路の中には、必要性等に変化が生じている路線であるとか、道路構造令に適用していない路線などが存在していることが考えられます。したがって、これは長野県土木部が平成18年3月に出したのですが、都市計画道路見直し指針というものが出されておまして、それに基づきまして、町の実情に合わせた都市計画道路の必要性等を客観的に再検証したうえで、今後の町の情勢に対応した見直しを行いました都市計画道路見直し案の作成、そしてまたそれら見直し路線と、都市計画道路以外の道路計画も含めた整備優先順位を定める道路整備プログラムを策定することを目的としまして、平成25年から見直しをしております。ただ平成27年度におきまして、長野県との協議の中で現在休止している状況でもあります。また、議員のご質問の中にありました現状申し上げますと、辰野町の都市計画道路は13路線、総延長で1万9,110メートルが都市計画決定されております。その内、整備済みの延長は7,070メートル、整備率は37.0%でございます。辰野駅前以外の路線での見直し検討状況についてでございますが、全路線の必要性の検討、あるいは代替路線の検討、実現性の検討、妥当性の検討を行いまして、コンサルが作成しました路線別の見直しの方向まで検討してあります。ただし辰野駅前の路線の方向が決定しないと見直しに影響があります。今後の進め方ですが、辰野駅前の方向が決定されるよう進めていきます。辰野駅前の方向が決定されましたら、平成26年度までの調査結果を修正し、路線別の見直し方向について、関係機関と関係住民等と調整して、都市計画道路の見直しを行ってまいります。以上です。

○堀内（13番）

ただ今の説明ですと37%が整備されてきているという形の状況で、道路整備プログラムに基づいて行っていくという形の状況です。で、具体的にですね、ちょっと路線をみてみたいんですが、ここにこういう形で都市計画道路の予想図っていうか、検討図

があります。その中で、非常に今考えると、うん。これは今後やってくるには非常に厳しい状況だなという形の状況がありますが、実際にはですね、これ新町赤羽線であるとか、今の竜東線じゃなくてもっと下の方に竜東線あるとか、今の竜東線じゃなくその上にまた竜東線の道をですね、下諏訪伊那線っていう形の状況が設定されるっていう形の状況がありますが、そのとりあえず辰野新町赤羽線、あるいは竜東線のですね、検討結果もしありましたらお知らせ願いたいと思います。

○建設水道課長

はい。それではお答えしますが、今言われた2路線については、やはり先ほど町長も申しましたけれども、道路構造的にもきついものがあったりですとか、また現道の県道の方が歩道整備等されて、必要性がないというようなこともありますので、そちらの方の検討材料となって、廃止というか、そういうような形も考えながらの検討になっておりますので、先ほど言いましたように、駅前も併せて全体的な見直しをさしていきたいと思っております。以上でございます。

○堀内（13番）

時代が非常に変わってきておりますので、やっぱりその作った内容と現状ではやっぱりかなり様子が変わってきているという形の状況があると思います。そんな内容を踏まえますとですね、やっぱりそのただ私、心配してるのは、駅前があと2、3年かかりますよと、その後に都市計画道路の見直しを云々っていう形になると、もっとその検討が遅くなってしまうという形の状況ですんで、少なくともやっば並行的にですね、辰野町駅前の路線は、決まらなければ決まらないっちゃそうですが、かなり遠くに離れたとこの路線もですね、そこに載ってますんで、並行的にですね、進めるという形の状況をぜひ行っていつていただきたいと思います。続きましてですね、定期的な交通量調査の必要性と実施状況について、お尋ねいたします。道路行政にあたって重要な要素として、交通量とその変動があると思います。現在の交通量の把握は、県道下諏訪辰野線において、毎年交通量調査が行われ、しかも3ヶ所行われていると。で、これは車種と台数等の把握を行っておりますし、本年度は24時間ですね、調査も行うという形の状況の情報でした。他の路線につきましては、国道153号がですね、平成25年9月宮所地区で行われて以来、たぶん実施されていないんじゃないかと思っておりますけど、そこで質問いたします。交通量調査の実施状況と定期的な調査が必要と考えますけれども、その見解をお願いします。

○建設水道課長

はい。要望活動時にですね、現状を理解していただく手段としまして、交通量調査を実施し、数字により要望した方がより理解されやすいので、大変有効な調査と思われます。長野県の管理する道路は5年に1回、交通量調査を実施しております。そのデータを使用しているのが現状でございます。交通量調査を実施するには、かなりの労力が必要でございます。県道下諏訪辰野線は、町の職員によりまして、岡谷市と一緒に毎年実施をしております。行政委託実施するには、12時間調査で約15万円ほど費用が掛かると言われております。地区の皆さんの協力を得ながらですね、交通量調査をした方が良いと思われれます。以上でございます。

○堀内（13番）

少なくとも道路行政を行うには、やっぱり交通量がどう変わってきてるかっていうことはきちんとみる必要があるという形の状況だと思います。そんな形を踏まえますとですね、やっぱり定期的に調査ということは、今5年毎っていう形の状況ありまして、確実に行うという形の状況ですが、やっぱりその調査を行うと結構大変、しかも24時間っていうことになりますとですね、非常に大変な状況になりますが、これはやっぱりこの部門がやるってのが原則なのか。私的には、やっぱり建設水道課が音頭を取りながら、各協議会であるとか、道路委員会が実施するっていう形の状況を一緒にですね、やれば良いのかと思いたしますが、そこら辺の見解もしありましたらお願いいたします。

○建設水道課長

はい。国道153号線の整備促進協議会沿線12区で組織してる会議がございます。その中でもですね、毎年交通量調査を行っていったらというような引継ぎ事項でございます。今年も役員会等行いまして、ぜひとも事業化に向けてやっていきたいところについては、交通量調査を行っていきたく思っておりますし、153の沿線ですね、どこがどういうような形で大型車が通るのか、人が通るのかとそういうようなところのデータをやはり持って、要望活動にしていきたいと思いたしますので、町主導というか、町も一緒になってですね、地元の皆さんとやっていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○堀内（13番）

そんな内容を踏まえてですね、やっぱり地域の方々も絶対に協力するという体制で

はありますんで、ぜひ窓口の業務をしながら中心的になりながら各委員会等をですね、動かしていただくという形の状況がよろしいんじゃないかと思います。そのあと、2-1-3のところですね、道路行政に関する住民の声を吸い上げる活動について、お尋ねしますという形の状況がありましたんですけども、この件につきましては、地区のあるいは道路行政するにはやっぱり地区の要望、地区の考え、どういう道が望んでいるかってことを常に考えるという形の状況が必要だと思いますんで、ぜひ地域にも対してですね、その懇談を密にして、活動をしてくという形の状況ぜひ行っていただきたいと思いますんで、これは意見だけの話しにさせていただきます。

続きまして、春日街道先線開通に伴うですね、交通の流れ予測と羽北地区交通渋滞対策についてお尋ねいたします。羽北地区の与地辰野線、通称春日街道先線の整備は2020年を開通を目処にして、順調に進んでいると思いますし、その効果に多くの期待を寄せるところであります。羽場の交差点の右折レーンの設置により、この地点での渋滞は解消され、大きな効果に繋がっていると思います。一方、原の交差点、これはオリンパスのところの国道153号線の出口のところですけども、それと伊北インターの交差点付近、これ交通渋滞につきましてはですね、長年にわたって慢性化しているという形の状況です。これは経済活動であるとか、あるいは生活に非常に支障をきたしているというのが現状であると思います。ここで質問いたしますけれども、与地辰野線開通に伴う交通の流れはどのように変わると予測しているのか。伊北インター付近ですね、慢性的な渋滞に対する考察及び羽北地区交差点渋滞解消対策に対してのですね、どういう考えがあるか尋ねいたします。

○建設水道課長

国道153号の伊北インター付近の交通状況として、南の方からですね、広域農道ですとか、また春日街道、また153号からの車両がひとつになって通過している状況でございます。約2万2,000台の通過車両がございます。今回、与地辰野線の事業を実施しますと、春日街道先線のことがございますが、竣工後ではですね、広域農道とまた春日街道を通行してきた車両約1万台の部分がですね、通過するというような形になるかと思っております。伊北インター付近の慢性的な渋滞解消に繋がる一因ではないかなあと考えております。しかしながらですね、やはり伊北インターまでの辰野の方から行きますと約1.2キロ、羽場の交差点からですが、その間には4つの信号機が設置されておりまして、特に先ほど議員申されたように、東西町道12号、東西線ですね、

原交差点の改良なくしてはですね、やはりこの渋滞解消にはならないという認識でおります。引き続き、事業推進に向けて努力してまいりますので、皆様のご理解ご協力をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○堀内（13番）

今1万台の内容がですね、私今懸念してるのは、あのまんま今の羽場の交差点に折れてきたら、あそこって非常に大渋滞になるのかなあって。本当にスムーズにはけるのかなっていう私は心配しております。その先線も踏まえてですね、その先線も踏まえて、うまく検討に入る必要があると思いますし、いずれにしてもですね、やっぱりオリンパスのこの原の交差点の改良ということの内容は、早急に行っていていただく必要があるんじゃないかと思います。

続きまして、最後の質問の内容に入りますけども、国道153号、宮所地区道路改良推進状況について、お尋ねいたします。国道153号宮所地区の「ハラハラ道路」の解消に向けて、平成24年4月に「国道153号宮所整備促進委員会」が発足して、6年を経過しております。整備に向けて展開してきましたが、その間12区によるですね、協議会、あるいは町当局、垣内県議や、あるいはその陳情等によってですね、非常にあるいはまた一般質問においても、各多くの議員の方々がですね、取り上げて後押しをされてという形の状況が実態でございます。その中で伊那建、あるいは県においてですね、それを動かし、いよいよその小横川入口から高畑に至る東側の道路に、着工に向けての動きが着実に出てきているという形の中で、お礼を申し上げるわけでございます。ここで質問いたしますけども、事業採択の準備に向けて、平成30年度推進に、現状の推進状況についてお尋ねいたします。

○町 長

はい。平成30年度の事業内容でございますが、平成29年の12月の委員会で確認しました高畑の信号から小横川入り口信号までの約400メートル区間において、事業採択に向けた路線の詳細な測量を行います。現在、伊那建設事務所において、測量業務の入札の手続き中でございます。業者が決定しましたら委員会と協議の上、現地測量を実施する予定でございます。また、地域住民の皆様のご協力をお願い申し上げます。以上です。

○議 長

堀内議員、質問時間が5分を切りましたので、質問をまとめて完結をお願いしたい

と思います。

○堀内（13 番）

最後の質問に移ります。いよいよ採択に向けての動きという形の状況でみえてきました。平成 31 年度事業採択に向けてですね、いよいよその予算取りということで、10 月概算要求としてのまとめられるという形の状況になってきていると思いますが、一丸となつての陳情という形の状況が必要だと思います。質問いたしますけども、事業採択に向けて、予算取りの覚悟をお聞かせください。そして事業化に向けて今後どのような工程、どういう手順に基づいて行うのか、お答え願いたいと思います。

○議 長

建設水道課長、完結にお願いします。

○建設水道課長

町としましてもですね、今後ともやはり要望活動してかなきゃいけないということで、今年になりまして 6 月 14 日につきましては、伊那建の現地調査、そしてまた去る 8 月 24 日につきましては、長野県の建設機関がみえたときには、やはり宮所の皆さんにも要望活動として、出席していただきました。来る 10 月 31 日には、国道 153 号線整備促進協議会によります伊那建設事務所長宛の要望書等も出す予定でございます。伊那建設事務所としましても平成 31 年度から社会資本整備交付金事業の交通安全事業をですね、取り入れるような形で、関係機関と調整または国への概算要望を行っている次第でございます。工事着手までの流れでございますが、詳細設計ですとか、また用地境界確認、そして用地補償等ができて工事着手となりますので、地域の皆様のご理解とご協力をお願いしたいと思います。以上でございます。

○堀内（13 番）

いよいよ 153 号宮所地区の工事につきましても佳境になっていよいよみえてきたという形の状況で、住民もですね、非常に安心した、あるいはドライバー自体も今非常に大変な状況がありますんで、そんな内容が今後行われていくという形で非常に感謝申し上げます。以上を持ちまして、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議 長

進行いたします。質問順位 5 番、議席 6 番、中谷道文議員。

【質問順位 5 番 議席 6 番 中谷 道文 議員】

○中谷（6 番）

私は、今回9月定例一般質問では、事前に通告してあります、ブロック塀対策、空調整備対策、県道下諏訪辰野線の北部における樹木の管理の状況について、4つ目に道の駅について、4点を質問させていただきます。今回の質問の4点については、特に多くの町民により、皆様方が寄せていただいた切なる意見・要望・提案でありますので、町の考えなり、方向性について、明快なご回答をいただければ、幸せに思います。

まず、1点目のブロック塀解体撤去への支援をと題して、質問をいたします。この問題については、大阪府の地震で、小学生の女の子がブロック塀の下敷きになって死亡した、この事件を契機に、撤去の為の補助制度等が全国的に進行している実態であります。国は、19年度概算要求で、5兆9,000万円、前年比11.8%の増額をし、ブロック塀や学校の教室のクーラー対策を推進してまいりたいと言っています。そこで、質問入りますが、当辰野町における解体撤去等の希望件数等についての調査結果は、どのようなであったか、お尋ねしたいと思います。8月6日の全協のおり、熊谷議員からブロック塀対策についての実態の質問があった場面で、8月中に調査を実施するとの答弁でした。また、ご案内のとおり、告知システムで希望調査の状況等を進められてる状況は、私も確認してます。どのようなであったか調査の結果について、概略をお願いいたします。

○こども課長

私の方からは、希望調査ということではございませんけれども、町が把握しております、ブロック塀の実態調査についてという形で、報告をさせていただきたいと思っております。教育委員会におきましては、議員ご指摘の6月の大変痛ましい事故を受けまして、各学校で学校の敷地内及び通学路におけるブロック塀などの危険箇所の点検調査を行っております。この点検結果と申しますのは、現在、通学児童がいない経路を除きまして、子どもが日常的に通行するであろう場所のブロック塀の設置場所、すなわち対策が必要な場所をおおむね把握できるものだと思っておりますので、希望調査というよりもこちらの方で、実際の危険な場所が把握できるものだと思いますので、報告をさせていただきます。なお、これから報告いたします箇所数につきましては、塀の具体的な数や、また1件1件を数えということではございませんでして、各学校の地区担当の先生方が実際に歩いてみた中で、同じような状況がある程度まとまっている場所は1箇所ということでカウントしておりますので、ご利用をいただければと思い

ます。最終ということではございませんが、9月までに報告があったものとしまして、西小学校区では3箇所、東小学校区では1箇所、南小学校区では1箇所、川島小学校区では6箇所、両小野小学校区では1箇所ということでそれぞれ心配なブロック塀の箇所ということで挙げられたところであります。なお、学校敷地内につきましては、ブロック塀はございません。以上です。

○総務課長

すみません。中谷議員さんがですね、ほたるチャンネルでお聞き取りになったのはですね、ブロック塀の点検を促すことを町でしました。結局、素人だと点検難しいものですから、有識者によるブロック塀の点検について、相談窓口がですね、伊那建設事務所の建築課でありますよってという広報しましたし、広報8月号でもその旨を流しておりますので、あくまでもブロック塀の点検を促す広報ですね、ほたるネットで行ったところがございます。

○中谷（6番）

ただ今、課長の皆さんからお聞きをしまして、結構数があり、学校だとか、いろいろあるということで、確認をしました。私のところにも3件ほど「ブロック塀対策をぜひ辰野町でも実施して欲しいと町長に話してくれと」こんなような要望がありましたので、この場を借りて質問した次第でございます。それでは実態につきましては、わかりましたので、2番目の今後の町の対応についてをお伺いいたします。近隣市町村では、飯島町、南箕輪村、岡谷市で取り組みが開始されています。県下では、長野市を始め、県下18市町村で、取り組みが開始されているとの報道であります。取り組みは、まちまちであります。学校、通学路、私有のブロック塀等の撤去費が主なもので1件10万円頭打ち、撤去費の2分の1を補助対象とするような状況であります。また、撤去のあとの生け垣造成等についても、対象にしている市町村もあります。安全、安心なまちづくりを目指す当辰野町として、ぜひ前向きに取り組むよう提案をしたいと思っております。町の方針や考え方、このことについてお尋ねをしたいと思っております。よろしく申し上げます。

○総務課長

今の中谷議員おっしゃられましたとおりにですね、伊那市でも今議会で、提案して補正を組んでおりますし、駒ヶ根市も計画してるようです。飯島町はリフォーム補助金の中でってということですし、南箕輪村の方も検討してるってということなんですけど

も、辰野町もですね、新年度予算の計上段階ですね、検討課題ということで、検討してまいるということで、理事者とは打ち合わせを終わっております。以上です。

○中谷（6番）

この問題につきましては、お金が伴うことで、国はそういうことで、補助施策を付けていますが、辰野としては、ぜひそんなようなことで、ほかの市町村でも取り組んでからってということではなくて、ぜひ率先して、安全安心なまちづくり、子ども達の安全を守るために再度検討して、前向きな取り組みを要望、提案してこの項を終わります。

次に2番目の大きな質問事項であります。空調設備や整備の計画と今後の対応についてと題して質問をいたします。この質問については、前段の山寺議員と重複しておりますので、未設置の状態、特に必要とする施設、それから今後の整備予定、この関係につきましては事前に調査資料等もいただいておりますので、概略、教室についてはどのくらいとか、保育施設へとか、未熟児との関係だとかそういった数字と、それからちょっとそこには書いてありませんけど、当然2,000万の調査費を委託料をつけるということですので、これ膨大な予算が掛かるのではないかと思います。すべて国でみてくれるなら結構でありますけど、町がその何分かを持つということになれば、来年度の予算にも相当影響してくると思いますので、概略どのくらいで結構ですので、予算の規模なんかをちょっと教えていただければありがたいと思います。よろしくお願いいたします。

○町 長

はい。それでは午前中、山寺議員のご質問にお答えしたところでございますが、ただ今のお言葉に沿いまして、概要って言いますか、概略を申し上げたいと思っております。まず、各施設の状況についてでございますが、小中学校は給食室、パソコン教室のほかは整備されておられません。保育園は調理室と一部の園の3歳未満時室を除き、整備されていない状況でございます。今後の整備計画についてでございます。学校につきましては、来年度全ての学校の普通教室78室、これについて整備する予定でございます。その翌年度以降、残りの特別教室、職員室など、これは合計84室ございますが、こちらの方整備予定でございます。保育園は当年度中に現在未整備の3歳未満児室8室についての整備を終えまして、来年度残りの保育室、事務室など計42室を整備する計画でございます。以上、概要でございますが、予算につきましては、こ

ども課長の方より説明いたします。

○こども課長

それでは私の方から、予算についてご説明をいたします。一般会計における小中学校の予算でございます。来年度、普通教室分でございますが、2億2,100万円を見込んでおります。その翌年度になりますけれども、残りの教室、職員室等で1億9,300万を見込んでおります。また、これは一般会計分でございますが、両小野小学校につきましては、組合議会に同様な形で、予算の方は相談をしてみたいと思っております。この財源でございます。国の交付金、学校施設環境改善交付金、これは補助率は3分の1になっておりますけれども、こちらの方、最大限活用してみたいと思っております。保育園につきましては、現在見積もり中の段階でございます。以上です。

○中谷（6番）

概略、これからの取り組み方針について、お聞きし、理解をしました。私は、「猛暑から子どもを守れ」をテーマに、これは辰野新聞の記事のタイトルであります。果敢に国の予算を活用し、2,000万円の設計委託料を、今議会で補正予算化を上程され、機敏な対応をされている点を高く評価しております。ぜひ、よろしくお願ひしたいと思っております。子ども最優先でぜひぜひお願ひをいたします。

続いて、このブロック塀関係の2点目の質問をさせていただきたいと思っております。続いて、2点目の質問であります。公共施設、町施設で町の会議室、また地区、区の公民館等への整備計画等については、現在の国の施策で対応できるものかどうか。またそうした、会議室や地区の公民館は、大変重要な場所であり、会議に来られた皆さんが、殺されそうぐらい暑かったとか、あるいは公民館も将来は災害時に避難をなきゃいけない場所で、重要なところだから、そういうようなものも設置しといた方がいいんじゃないかと、ぜひこの際そういった予算等を活用して、研究してみて欲しいと、こんな要望が上がっております。私は地球温暖化の影響や、年々暑さが厳しく感じられる今日この頃であります。町内の気象データでは、7月から8月までの間で、30℃以上の真夏日が44日、60日の内44日、それから35℃以上の猛暑日が8日と、記録的な暑さを報道しております。また、上伊那広域消防では、熱中症患者の搬送が例年の7月だけで、例年の3.5倍、72人も搬送されたと報告がありました。また、岐阜県のある病院では、クーラーが故障したため、扇風機で対応したものの、熱中症患者が発生して5人が亡くなったと、新聞で報道しています。猛暑から子どもを守るも

最優先であります、これからは大人も守る時代が来ているのではないかと感じます。お金の掛かることでありますので、大変ではあります、そんなことも踏まえて、早めの検討なり、対応を進めて欲しいなとこんなふうに思うところであります。特に町の会議室、区の公民館等へクーラーの設置の要望が上がっております。町はこのことについてどのように、まず子ども最優先だから、逐次だよとか、予算の関係でちょっと待ってもらおうとか、いろいろ町の方針や考え方があると思いますので、少しそこら辺のところを考え方をよろしくお願いします。

○まちづくり政策課長

はい。それではただ今の公共施設、役場の会議室に限らず、町の施設ということでございますので、私の方から答弁させていただきたいと思っております。議員も今、役場の会議室ということで、ご質問ございましたけれど、役場の会議室も全て、空調が整っていないわけではなく、2箇所ほどはきちんとエアコン等が入っている会議室もあるわけでございます。また、町民会館ですとか、利用料を払っていただくような施設などについては、おおよそ空調設備が設置されているということでございます。この状況をみますと辰野に限ったことではございませんけれども、先ほどある質問にございますように、教育施設でありますとか、の中の学校の施設や、保育園などにつきましては、空調設備の設置が遅れている状況にあります。先ほどの町長の答弁にもありましたけれども、今年の夏の猛暑の影響でございますとか、最近の全国的な風潮から空調設備の整備が急がれることになりまして、ここで一気に全ての学校や全部の部屋にエアコンを設置するということになりまして、大変先ほども箇所数、予算額というか、工事価格も発表になりましたけれども、非常に大きな費用が掛かることが、予想されるわけでございます。議員おっしゃられるように、学校以外の公共施設の空調はどうなるかというご質問でございますけれども、先の平成31年から平成33年の町の実施計画におきましても、学校以外の公共施設についても、エアコン設置の希望がいくつかからは出てきております。まずは、出てきてるわけでございますけれども、まずは多額の費用が掛かるであろう学校施設への設置を優先的に考え、その他の公共施設においては、状況を判断しながら、必要と認めれば予算措置等の検討と、また施設毎補助が、どのような補助があり、どのような起債が借り入れるのか等も踏まえた中で、検討をしてみたいと思っております。

○中谷（6番）

この問題については、お金も掛かることをごさいますし、子ども最優先ということですので、すぐとはいかなくとも、それぞれの意見としては、「町の会議行ったけども大変暑かった」と、また区長さん達も「いやあ、うちの公民館もそういう施設をしなきゃいけないかなあ」と、大変心配をしております。子ども最優先ということで、私もそう思いますけども、これからの課題として、ぜひ検討、対応を進めるよう提案をして、この項を終わりたいと思います。

続いて、大きな3番目の質問をさせていただきます。県道下諏訪辰野線、郡境周辺の上平出地籍でありますけども、郡境周辺の樹木管理についてと題して質問をさせていただきます。質問事項の1でありますけども、上平出で北部の郡境周辺の県道が樹木で覆われ、路面が暗く、見通しが悪い、私も心配になり2回ほどみに行ったり、通ったときに「ああこれは暗いな」という感じを受けておりましたところ、ある人から「何をしてるだ」というようなきついお叱りを受けて、今回質問になった次第でありますので、そのことも考えて、ひとつご協力をいただきたいとこんなことで提案させていただきます。現場は東天竜、それから天竜川、県道、鉄道、中央道が並走しており、両面が山が迫ってきている非常に狭隘な場所です。また伊那と諏訪を繋ぐ重要路線であります。台風や災害時、倒木や枝折れ等が発生した場合には、大変な事態になると、恐れがあるということで認識をしております。通行止めや、水路、鉄路に、二重災害が起こる危険があります。数年前、東天竜の木が倒れて、大被害を受けて、下流に吸水することができなんだというな大事件が起こっておりまして、これは県道と直接関係ありませんけども、県道沿いにある樹木がそんなようになった場合、非常に危険で鉄道だとか、東天竜等に大きな危険を与える場面です。ぜひ検討をしていただきたいということで、提案するわけではありますが、これについては、直接的には伊那建の対応の仕事と思われませんが、先だって、町担当課に「そんな意見があるのでぜひ現地を確認して、感想をぜひ教えて欲しい」というな注文を申し上げますので、たぶん担当課のどなたか現場を見に行っていたらと思いますので、町の感想として、どんなふうだったか、お答えをいただきたいと思います。なにせ伊那建には、先ほどの153宮所から始まって、春日街道先線、東は樋口の矢の坂の歩道、それから平出は四つ角から北へ向かっての道路改修や舗装等、多くの課題を抱えて、伊那建にお願いしてる経緯があって、まだまだそこまでいかないよというな事情もあるかと思いますが、町担当としてみていただいた感想はどうであったかお

尋ねをいたします。

○建設水道課長

はい。県道周辺ですね、樹木管理につきましては、やはり所有者が行うことになつとります。道路パトロール等で危険を察知した場合は、所有者へまず連絡と対応をお願いしてる次第でございます。沿道の竹木等の管理が定期的にされていないと道路に張り出した枝によりまして、自動車が接触したりとか、また枯れ木の枝が自動車に落下したり、道路側へ倒木により自動車が通行できなくなるなど、道路利用者の通行の安全を害することでございます。議員の言われました場所についてもですね、現地みさせていただいているわけですが、先ほども言いましたけれども、支障のある場合につきましては、当然伊那建設事務所につきましても、伐採等はできますけれども、そうでない限りはですね、あくまでも所有者の管理という形になっております。以前にも車、新車を運んでいる、あのカーキャリアっていう何台も乗せる車があるんですが、あちらの業者さんからもですね、枝がこの間の台風のようなときに、強風のようなときには当たったりして、大変困るっていうようなことも言われまして、そして、伊那建へお願いして、切っていただいた経緯もでございます。そんな形で状況によりまして、県の方では、対応していただきますけれども、あくまでも所有者の方へ、管理を促すような形をとっていきたいと思っております。以上でございます。

○中谷（6番）

今、課長の答弁のとおり、地主のない、持ち主の関係もあつたり、やたらつつうわけには、なかなかいきづらいと、こういうことは私も十分理解をして、質問をしてるわけでございますけれども、非常に危険なところであるという認識については、町の皆さんも思っておられると、こんなふうに思いますので、確認をしたところでございます。で、地域の皆さんも認識しており、今後の対応、整備促進が急務と思うとの、先だつての理由と、振興会の役員会等にも、有賀峠へ向かう、平出から向こうの途中の上野川橋をでまして、これは特に私も忠告をされたんですけども、非常に重要な道路であり、危険な状態だから、災害があつたで、できるという気持ちは、私も各所でお願いした経過があつて、承知してるんですけども、なんとかそういうことができないか、引き続き検討をしていただきたいとこんなふうに思います。課長のおっしゃるとおり今ね、災害時ならすぐ対応できるけども、普通の場合はなかなか地主とか所有者のあれもって手がつけ辛いということですけども、地域の皆さんもね、十分理解

をしております。ぜひそんなことで、一緒になってやろうやないかと、お願いしていただくという気持ちでありますので、お願いします。

続いて、この項の2番目の質問に移りますが、地域と町、県との連携を強化して、早期対応を実現を強く要望したいということで、提案いたしますけども、この問題につきましては、「中谷、行ってみてこい」とこういう質問がありましたので、どんなことを言われたかちょっと紹介しますので、聞いていただきたいと思います。まず1点は、町と伊那建が連携して早期対応して、危険だから重要な道路だから、ぜひ早期に対応を頼む、それがもちろん当然のことではありますが、第1項であります。2点目が、地域と町の連携強化ということで、地域とそれから町が危機感を共有しないことには、それは県の仕事だからと、あるいは地主が言うこと聞かないからできないとこういうようなことで解決はできないと。こんなふうに思います。というような指摘であります。それから3番目として、地域からの要望がないので、町は対応しないというような見解もありますが、町内の道路状況を常々、掌握して対応してく、これが町の道路行政のあり方ではないかというようなことの中で、中谷議員もしっかりしろと。みたり言ったり行動せよと。何をしてるんだと。こういう強烈な指摘であります。県道で、長野県中みても、このような状態の道路はないと。辰野町の名にも影響するということで、早期に取り組むように、こういう要望、指摘であります。今後の町の実行なり、方向についてお尋ねします。併せて、また、進まない理由や、地域での取り組み対策等も併せてアドバイスをいただければ幸いです。先ほどの課長の答弁でありませんが、災害等が発生すれば、直ちに対応するが、現状所有者の意向やいろいろあって、思うようにはいかないよとこういうことは、十分私も理解しておりますが、いったん事故があれば大変な、鉄道にも東天竜にも、それから落下して自動車にも、いろいろと大きな事故が起こる可能性がありますので、気をつけていただいて、今後できるだけ早い機会に解消できるように、力添えをいただきたいと思います。こんなことを提案したいと思います。町としての何か考え方、こんなことを皆さん、頑張るって要望しろとか、あるいは地主を説得しろとか、いろいろあると思いますので、何か手段等についてもありましたら教えていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○建設水道課長

はい。町としましてもですね、竜東4地区で構成しています、竜東振興会で、伊那

建設事務所の方へ要望事項をあげてく機会もございます。その前にも町としましても現地をみていただく機会も設けますし、伊那建設事務所でも、毎週1回は、道路パトロールをしております。そんなような形で、まずは現地をもう一度確認さしていただいて、そして、要望するときには要望さしていただいてというような形が一番良いかなと思っておりますので、ぜひとも所有者のですね、ご理解、ご協力をいただかないとできないかなあと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○中谷（6番）

はい。どうもありがとうございました。そういうわけで、地元の皆さんもまた竜東振興会の皆さんも「いやあ、それは」ということで、非常に心配をしております。今後、地域や町が一体になって、早期実現できるように、担当課のご努力、町長の努力を心からお願ひして、この関係の質問を終わります。

続いて、4番目の質問事項であります、辰野町に「道の駅」を創ろうと題して、質問をさせていただきます。私は、以前から、元気なまちづくりの一環として、農産物の直売所建設を提案してきました。その中で町としては、「まだ時期早尚だよ」と、「ほかに重要でやりたいことがいっぱいあるので、中谷もうちょっと待って欲しい」というようなことで、答弁をいただいております。で、私は、ほたる祭りの70周年記念には、何とか童謡公園へほたるドームみたいなものを作って、ホテルの資料や展示、あるいは休息場所、会議室、いろいろな施設を併設して、やってったらどうかというような提案をした経過を覚えておりますけども、今回は少し幅広く、総合的に検討して、道の駅を提唱したいと思ひます。道の駅建設により、町の効果はどうかと、こんなようなことでありますけども、私は町の特産品やマツタケもそうでございますが、町の特産品や農産物直売による、あるいは振興による産業振興、商工業、土産品ともありますので、商工業やいろいろ含めて産業振興。で、町や伊那谷を対象の観光事業の支援策として、土産品、特産物、農産物、食堂等、大いに役立つんではないかと思ひます。また、日本一を目指すホテルや、ほたる祭りに大いに貢献できると思ひますし、町の活性化や、交流人口増加にも繋がる大きな施策のひとつと確信を持っています。道の駅をぜひご検討いただいて、検討をお願ひしたいと思ひますが、ここで町の思ひや、構想がありましたら、お聞かせいただきたく質問いたします。よろしくお願ひします。

○副町長

はい。中谷議員の道の駅の質問でございます。理事者また課長の中では恐らく私が一番、道の駅だとか、直売所が好きかなということで、お答えをさしていただきたいと思っております。平成28年度の6月にも中谷議員からですね、ほたるの里道の駅を創ろうと質問されたのを思い出します。当時の加島町長は、かやぶきの館を例にしまして、箱物を造れば良いというわけではなくて、そこを運営する主体、それを支えてくれる人達がどうなのかという、そういう動きが出てくればというお話しが当時あったのを思い出します。道の駅の開業後の管理、運営主体ってのは、やはり今は民間企業だとか、市町村から管理を委託されている指定管理者、また市町村が出資している第三セクター、第三セクターは今、国の指導の中でね、だんだんに解散というような方向になってきてるんですが、が多いようです。飯島町で一昨年オープンした、田切の里、私これもみに行ってきましたけど、施設は飯島町と県が整備しまして、運営を地元の飯島町の田切区民らが出資する株式会社道の駅田切の里が運営を担ってるそうです。また、ほかには先日オープンしました南箕輪の大芝高原ですね、道の駅大芝高原、ここは直営の道の駅でありますけれど、私もみてきましたけど、ここは新たに道の駅を作ったというよりも、既存の施設ですね、この大芝高原にあった施設を活用して、うまく道の駅化しているのかなというふうに感じたところであります。また、道の駅では、収穫祭だとか、開業祭だとか、各種イベントも開催され、主力商品である地元特産品の収穫時期や、地域の行事やお祭りのときに併せまして、イベントも開催してるところもありますし、地域の観光拠点として、観光情報を提供するとともに、イベントを提供しながら地元の特産品や、文化をPRし、地域振興に深く関わっている道の駅ということで、中谷町議のご指摘のとおりであります。ただ道の駅があればなんでも良いことばかりでなくてですね、道の駅の利用者は、その道の交通量、そしていかに利用しやすいかの立地等にも影響しますので、苦戦している赤字の道の駅も多いと聞いております。特に特産物販売所は、どの道の駅にもありまして、その多くは、農産物ですね、この販売所となっております。利用する人の楽しみともなっていますが、売上高の確保、また特に冬期間の野菜不足が課題のひとつとして挙げられてるってのは、想像が皆さんもつくと思います。辰野町に道の駅を創ろうという考え方は、町のひとつの活性化の手段として、中谷町議の言うように魅力的ではあります。私も個人的には、先ほど言いましたように道の駅が大好きで、道の駅をみると、ついふらっと寄ってしまいまして、車で旅行すると、旅行の観光地の場所よりか、道の駅

をみる回数の方が多んじゃないかと思ってるんですけど、これもひとつの箱物であります。作る限りは、赤字にならない施設で、将来にわたって持続できる施設が大前提でありますので、財政的に厳しい今辰野町です。現在、辰野町にある公共施設の長寿命化ですね、これを最優先として、進めておりますので、この現時点ですね、道の駅を創ろう、具体化しようという話しはちょっとまだ難しいのかなあとおもうところでもあります。以上であります。

○中谷（6番）

ただ今のご答弁をいただきまして、副町長も思いはあるよというふうなことが感じられましたので、非常に意を強くしているところでもあります。前段申し上げたとおり、この道の駅つつうのは、全国で3千いくらあって、実際経営が上手くいって利益が出ているところが300ないと、というようなことで非常に心配の部分もあって、なかなか町としても踏ん切れないというのが事実ではないかと、私は確信を持っています。その点に確信を持ってはいけないんですけども、そういうふうに思います。したがって、それを実現するために、どのように取り組んでいくかというのが大きな課題で、これは絶対、辰野町の活性化や、交流人口増加したり、観光資源のためになると、こんなふうに確信を持っていますので、ぜひ推進をしたいと、お願いしたいとこういう見地から申し上げたいと思いますので、よろしくお願いします。関係各組織を網羅して、例えば観光協会とか、あれですね、それぞれの出荷組合、あるいは軽トラ市の皆さんとか、商工会、農業委員会等、関係ある組織を網羅して、この辰野に道の駅を創るということを検討していただきたいとこんなふうに思います。またできれば、まちおこし協力隊、隊員等も動員をして、この実現に向けて、取り組んでいただきたいと思います。私は、どこへ、誰が、どんなものをつくるか、運営管理、仕組み運営方法等をしっかり論議して、方向付けしていくことが、非常に重要ではないか、こんなふうに思うところでございます。また、童謡公園へ造るのが良いのか。あるいは小澤議員の言うような、スマートインターなり、そういうようなもの等併せて制定するのが良いのか。あるいは私も軽トラ市で一生懸命やっていますけども、町の中へ造って、もっと町の皆さんに来てもらうことのほうが良いのか。ターゲットは町村外、都会の皆さんをターゲットにしているのか。そういうような方向性やら、いろいろな角度から検討して、なんとしても道の駅を創りたいと思いますが、町の考えはどうか、お伺いしたいところでもありますけども、先ほど副町長も思いはあるとこういう答弁をいただきまし

たので、併せてちょっとコメントをいただければ非常にありがたいと思います。よろしくをお願いします。

○副町長

思いはあるって、あんまり言ったつもりはなかったんですけど、はい。辰野町の中にはですね、中谷町議さんも参加しています軽トラ市だとか、また、今日午前中のね、山寺議員の質問にもありました、食の革命プロジェクトだとか、今、そういった農産物の加工だとか、町の特産品化を目指すようなグループがいっぱい今生まれてきたところですね。ほかにも個人の皆さんでも有機栽培の関係だとか、そんなような形でもって、いろいろこういう動きが始めてきたとこであります。先ほど言いましたようにですね、道の駅を造って、特にそういう農産物を置いてくとなりますとね、通年っていう大前提がございますので、まずはですね、いきなりこの道の駅化を目指すんじゃなくて、こういう皆さんでもって、どうしてったらいいかっていうのを相談していただくとかね、議論していただくのがいいかなあと考えてます。ちなみに平成29年度から開催されています、辰野町農産物直売所情報交換会が昨年から開催されてるそうです。昨年2回ほど会議をもったそうなんですけど、今年はないみたいなんですけど、こういうところですね、意見交換だとか、情報交換から始めていくのが良いのかなと考えてます。道の駅はですね、先ほど言いましたように、本当に魅力的なんですけど、難しいです。経営がね。特に辰野町の場合、設置場所によりますし、また、道の駅の機能ってのは、この農産物の販売所だけではないですね。今は食堂があったり、また、温泉施設があったり、ドックランもあるようなところもあるみたいですし、そういう多機能の面でも考えていかなきゃいけないと思いますので、辰野町にとっての魅力的な道の駅の機能は何なのかも併せてですね、もう少し情報収集していかないと、いきなり造るのは難しいのかなあと思うわけです。また今後も中谷議員からもご意見等いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○中谷（6番）

ありがとうございました。道の駅については、検討する余地がありというようなご意見で思いますので、大変心強く受け止めました。また、後段、宇治議員、あるいは小澤議員からも関連したようなそういった施設のことについて出てきますので、よろしくご回答いただいて、何としても辰野に道の駅を創りたいと、こういう思いでいっぱいです。南箕輪にできたから辰野も創れとこういうことでは全くありません。向こ

うの皆さんよりは、私の方が10年も前からそういうものを創れということで何回となく提案をしてきた経過がありますので、ぜひ今回は、推進組織を作って、徹底的に検討すると、その中で駄目というのでは駄目だし、いけるところがあれば進めるということで、いよいよ決断をしていただくとこういう時期にきていただきたいと思いますので、心から前向きの検討をお願いして、私の質問を終わります。ちょっと時間を残しておりますが、後段それぞれ弁士も用意してございますので、ぜひよろしくお願いして、全てを終わります。ありがとうございました。

○議長

ただ今より、暫時休憩といたします。再開時間は、3時15分、15時15分といたしますので、お時間までに集合ください。以上です。

休憩開始 15時 01分

再開時間 15時 15分

○議長

引き続き、再開いたします。質問順位6番、議席7番、宇治徳庚議員。

【質問順位6番 議席7番 宇治 徳庚 議員】

○宇治(7番)

私は、このところの災害やあるいは猛暑ということから、それが及ぼす影響、あるいは課題等が町にあるかないのか、その辺も含めてですね、お尋ねをして、2点についてお尋ねをしてまいりたいと思います。まず1点目は、西日本の豪雨災害の教訓から、町としての今後の課題対応についてであります。7月6日から8日にかけて、梅雨前線が停滞し、西日本を襲った桁違いの豪雨は、気象庁が50年に1度の大雨特別警報を11府県の広い範囲に発したのも初めてなら、記録的な降水量によって、各地で多発した土砂崩れ、河川の氾濫は平成になって、最悪の犠牲者を出しました。地球温暖化による気候変動の極端化がもたらす深刻な影響は、ゲリラ豪雨、豪雪、竜巻、そしてスーパー台風、迷走台風、逆走台風などを引き起こし、日本の自然災害の危険度は、過去の基準や経験則では、対応できない事態に直面しています。そんな中で起きた今回の西日本豪雨災害の報道等の事例からは、示唆と教訓を伴うものとして、学ぶべきものがあると私は感じました。例えば、1つ目は、岡山県倉敷市真備町地区の小田川水系の決壊と、バックウォーターで地区の3分の1が3メートルから5メートル浸水し、高齢の犠牲者の80%が自宅の1階で亡くなっていたと言います。高齢者ゆ

えの原因なのか、それとも避難情報のあり方に起因するものなのか、検証が求められています。2つ目は、観測史上初めてという雨量と範囲が想定の2倍を超え、広島県始め、各地区のダムが一気に限界に達し、機械的に放流しか、放流するしかなかったとして、下流域で洪水による犠牲者が多数出ました。ダムやため池の維持管理について、今までの想定をさらに大きくして、考え直すべき構造物が全国共通の問題でもありとされました。3つ目は、浸水した真備町地区は、倉敷市の作成した洪水土砂災害ハザードマップの想定が浸水範囲、浸水深さともに、ハザードマップとほぼ一致してたというので、図らずもハザードマップの有用性を改めて認識する必要性がクローズアップされました。そこで、今回の西日本豪雨災害から規模は別にして、町の18年災害の経験に照らして、大規模災害に対して、まず町長にお尋ねしたいと思います。西日本豪雨災害の受け止めと、教訓など町長の所見をですね、今申し上げたように避難情報が混乱した、あるいはハザードマップの有用性が立証されたなど、新たなですね、情報がいくつか出てまいりましたので、その辺を踏まえてですね、町長のお話しをお聞きしたいと思います。

○町 長

はい。ただ今、宇治議員のご質問であります。西日本の豪雨災害だけでなく、本当にこの3ヶ月の期間にですね、いろいろなことが起こりました。ひとつは、本当にほたる祭りが6月16日開幕しましたが、その3日後にあたりますか、6月18日に大阪府の北部地震、そのあとで豪雨災害、また記憶の中では、逆走台風と言って、台風12号ですかね、時計回りのような回った台風、あの被害も甚大なものでありました。また、災害級の猛暑のほかにも、今度は台風21号、これはつい先日の被害も大きなものがあったり、またこれも北海道での大きな地震と、日本各地で本当に様々な災害が起きてくる中で、ただ今のご質問は、特に豪雨災害ですね、どのような点が今後のみえてきた課題もございますので、ちょっと所見も述べさせていただきたいなあと考えております。まず、避難情報のあり方であるとか、ハザードマップの有効性等についてはですね、まず、やはり、避難情報の意味等については、やはりわかりやすく住民の皆さんに周知していく必要があるとそういうことは痛感しております。避難指示であるとか、避難勧告であるとか、避難準備情報であるとか、いろいろ呼び方は違うんですけど、そこら辺の意味の違いもまだ徹底はされていないなという気がしておりますので、そういった点についても今後広報等で周知していきたいと思って

おりますし、また、地元の方から要請があれば、また出前講座等でも周知していきたいと考えております。あと、そういった避難情報の出すタイミングについてであります、やはり空振りでもいいから早く出すということを心がけていきたいと考えております。当町では、長野地方気象台あるいは天竜川上流河川事務所、長野県等の関係機関とも連携して、特に見逃しだけは一番駄目であると認識しております。あと、ハザードマップの観点からはですね、今年のこの西日本の豪雨災害でもこのハザードマップで想定された規模と、ほぼ一致していたという事実がございますので、今後このハザードマップは危険な位置を知るにはかなり有効性があると考えております。元信州大学教授の山寺先生の指導も受けておるところであります、平成27年度には小野区で、また本年度は新町区で崩壊危険箇所を新たに抽出しまして、住民自らが作成する防災マップ事業を進めておるところであります。あとですね、そういった部分で、今回本当に度重なる災害等に直面してきた中で、改めて感じることを最後にちょっと述べさせていただきたいと思いますが、特に最近皆さんも耳に入ってくる言葉の中で、よく防災研究者が「正常性バイアス」という言葉をですね、使われております。午前中の根橋議員の答弁の中でも、総務課長の方からも自分だけは大丈夫っていうのが実はこれ正常性バイアスの考え方の中に入ってくるもので、じゃあ何が正常性かって言うと、実は言葉の反面には異常っていう部分を異常を異常と認識できずに、全てそれが正常であると思ってしまう、そういった傾向を言います。バイアスってまたこれ横文字がでてきてしまいますので、ちょっとこれ解説しますと、バイアスっていうのは偏りっていう意味があったり、偏見あるいは先入観、あるいは思い込みこういった意味でございますが、異常なことでも正常だと思ってしまうそういった思考方法って言いますかね、思考形態そんなものを正常性バイアスと呼んでおります。午前中、根橋議員の答弁の中でも総務課長からお答えしましたけども、やはりそんな中でもキーワードとなる言葉があります。自分だけは大丈夫。自分だけは被害に遭わないっていう考え方です。自分から少し広げると我が家だけは大丈夫。よくこれ言われますけど、辰野町は地盤が非常に頑丈にできてるということはよく言われますけども、逆に言うと、辰野町だけは大丈夫っていうのも実はこれ安易に広がっている認識であるかなあと考えております。ただ私は、こういったこと事態がですね、決して安心安全だとは言いきれずに、やはりこういった辰野だけは大丈夫って言った考え方にこそ大きな危険と言いますか、落とし穴があるように思えてなりません。したがって、

今回の様々な災害のニュースをみるにつけですね、やはり今一度、この辰野町、自分達が住んでる地域、土地を知るってことが、まず大事かなあと考えております。で、そういった地域を見つめ直して、それで日ごろの災害に対する備えが本当に十分であるかどうかをやはり確認する作業、やっぱりこっからスタートしていかなければならないかなあと考えております。ハード面、ソフト面、いろいろな防災対策等はありませんけれども、やはり私が常日頃感じているのは、やはり一人ひとりのここに住んでる皆さんの意識を変えていくこと、防災に対する意識を毎日持ち続けること、これが最大の防災対策であると考えておりまして、その線に沿ってここも進めてまいりたいと思っております。以上です。

○宇治（7番）

今、あの町長の話のとおり、私がですね、この点を挙げたのは、普通はですね、災害の大きさとかですね、報道はかなりそういう部分しかなかったのがですね、この西日本に関しては、住民が大丈夫だったとかですね、そういう言葉がどんどんマスコミに流れたっていう不思議な災害だなというこういうことを実感として感じたものですから、今回取り上げさしていただいて、そのあとにも全部繋がる話しになりますんで、申し訳ないです。よろしくお願ひします。気象庁が発する大雨特別警報の意味は、6割近くの人々には理解されているというデータがあります。しかし、市町村の発する避難情報の準備、勧告、指示が、いざ行動となると、タイミングと合わせてよくわからなくなり、混乱を生じ、しかも強い雨の中では、雨音で聞き取れないなど、今回は避難に繋がらない残念な結果報告がとりわけ多かったとされています。午前中、根橋議員の質問の中にも、全く同様のご指摘があったとおりであります。で、一方ですね、岡山県で、真備町始め、被害に遭った住民が、口々に言っていたのは、岡山は災害のないところという定説が覆されたことで、今まで何もなかったとか、まさか家がとか、自分は大丈夫といった自己判断の甘さを反省していた住民が多かったのが目立ったことであります。一方で、砂防ダムが決壊、治山ダムは3つの堰堤を土砂が乗り越え、犠牲者が出たことで、ダムができたから大丈夫だと思ったという言葉も虚しく聞こえ、設計基準を超えた、雨量だったとはいえ、いわゆるハード、ダム構造物を過信しないことも教訓とされました。広島県は土砂災害警戒区域内で、死者の半数が犠牲になったことを重視し、今後はそれぞれの地域に個別情報を出すように改めたとしています。続いて、お尋ねいたします。町内に設置されている砂防ダム、治山ダムも

あるかと思いますが、私も砂防ダム、治山ダムの違いがよくわかりませんが、その実態とですね、数なり、場所なり、完成年なり、維持管理等をこの際お聞きしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○建設水道課長

はい。それでは砂防ダムとはと言うことで、まず最初にお話ししたいと思いますけれども、小さな溪流などに設置される土砂災害防止のための設備のひとつでございます。砂防法に基づきまして、整備されまして、いわゆる一般のダムとは異なり、土砂災害の防止に特化したものでございます。土砂の流出を防ぐための森林を維持、造成することを目的とした治山ダムについては、データを持ってございませんので、ご了承くださいたいと思いますが、層流土石を堰き止め、調節する目的の砂防ダムでございますが、近年では一般のダム、差別化を図るために砂防堰堤と呼ぶ方が正しいとされておりまして、高さは10メートル以上を砂防堰堤、それ以下のものを根固め工と呼んで区別しております。町内には古くから、古くは昭和29年に宮木楡沢砂防ダム。また昭和38年には、小横川のあのみす池の上でございます一の樽砂防堰堤。昭和47年には、小野川島川の雨沢堰堤。昭和48年の桑沢川の桑沢堰堤。昭和52年の小野大沢川の雨沢堰堤。平成15年になりますと小横川川の一の樽堰堤のまだ奥にありますが、とこなべ砂防堰堤が完成しています。また、平成18年の豪雨災害によりまして、小野のみ川や下雨沢、赤羽の中山地籍には合わせて5本の砂防堰堤が、平成21年に完成しております。近年では沢底の穴山に平成25、27年で2本の砂防堰堤が完成し、現在13箇所が町内に設置してございます。それぞれ砂防指定区域に指定されておりまして、伊那建設事務所によりまして維持管理が行われている状態でございます。現在でも沢底穴山地籍におきましては、一基の砂防堰堤が建設中でございます。さらにまた宮木楡沢地籍においても砂防堰堤の計画がございます。しかしながらこちらにつきましては、共有名義の山ということでございまして、用地買収が困難ということで、幾度となく計画の変更をさしていただいております。以上でございます。

○宇治（7番）

今回のハザードマップの情報から改めて私は辰野町小野地区、防災ハザードマップを広げてみました。洪水によってどこがどの程度浸水する恐れがあるのか。どこが土砂災害の発生する恐れがあるのか。それによる被害を受ける恐れのある区域はどこか。色分け表示で被害範囲と浸水の深さが示されており、自分の居住地域の状況がよくわ

かるようになっていました。なかでも、浸水の深さについては、50センチ未満から5メートル以上の5段階で色表示されていることを改めて理解し、浸水深さがこのように区分されていることも再認識した次第です。で、今回の倉敷市真備町地区のハザードマップの有用性が証明されたことは、とても重要な意味を持つてると思います。小野区雨沢耕地の新田地区では、4年前に山寺信大元教授の指導を受け、作成したハザードマップを重視して、今年も6月3日には自主的に避難訓練を実施しています。町が以前から進めている支え合いマップも組み合わせて、隣組単位で、年1回防災訓練のたびに必ず最新情報を共有することで、先ほども町長が言われたように、命を守る行動とは、すなわち準備情報が出た段階で、空振り覚悟を避難すること。要は行政は空振り覚悟で情報を発する。住民は空振り覚悟で避難をする。こういうことが命を守る行動につながるというこの認識をですね、強く持つことが極めて重要であるということが今回の災害では、教訓として、示されてるんじゃないかと私は感じたわけであり、そこでお尋ねいたします。町防災ハザードマップの有用性をより高める取り組みが必要と考えます。災害弱者の対応とか、あるいは再度周知徹底するなど、この点についてお尋ねをいたします。

○総務課長

今の宇治議員がですね、おっしゃったことが、答弁と重なってしまうんですけども、雨沢の新田もそうですし、町内のある区ではやはり毎年ハザードマップをですね、活用して、土砂災害と警戒区域をですね、うちの危機管理の担当者と現地を毎回確認してですね、役員変わってくもんですから、そんな確認をしながらですね、地区でも危険な場所認識してるっていうことが大切かなあと思っております。そうすることでこのハザードマップの有効性を高めていけるのかなあと思っておりますので、雨沢新田、その他の今紹介した区のような方法でですね、広めていければなあと考えております。町長も答弁しましたし、今宇治議員もおっしゃられましたけれども、本年度新町区で住民自ら作成する防災マップ事業を進めております。今のハザードマップをですね、さらに高める事業を行っていると思っておりますので、この事業はですね、数年かけてですね、なるべく早い段階で、根橋議員にもお答えしましたけれども、全地区に広げていきたいと考えております。弱者対策におきまして、このハザードマップと支えマップを併せてですね、訓練とか見直しをすることによってですね、この有効性を高めていきたいなあと思っております。地域で支えマップの見直しがあると思っております

ので、そのときとですね、ハザードマップを併せて地域での情報認識として、共有できればなあと考えております。以上です。

○宇治（7番）

よろしくお願ひいたします。この間ですね、新聞報道でみた大見出しに、災害ごみ処理初動遅れとあり、何のことかと思ひよくみますと、政府は今年6月、災害廃棄物処理計画を全国市町村に対して、早期策定を要請していることを知りました。広島県の呉市や熊野町も計画があればもっとスムーズに対応できたという担当者の話しが記されています。環境省は、2025年度までに策定率目標を60%としていますが、現在は24%にとどまっているとのこと。先があるとは言え、災害いつ起こるか分からないという前提に立ったときは、この辺は急ぐべき課題かなあと思っています。災害ごみ処理の一般的流れは、まず被災現場での解体撤去で始まり、次に一次仮置き場での重機や手作業での選別を行う。その次に、二次仮置き場での破碎、より細かい選別があつて、最後は最終処分としての焼却、埋め立て、再資源化となつてゐるようであります。で、私は先月、8月29日の日曜日ですが、岡山県の倉敷市真備町まで、足を延ばして、その後の被災現場を車で回つて来ました。さすがにボランティアの姿はほとんどありませんでしたが、決壊した小田川の川幅というのは、町内の天竜川ですね、3倍、4倍ほどの大きな川です。で、その水害を受けた家々ですから2階の窓も全てガラスはありません。建屋は残つていても、無人と化した廃屋の町並みが続いて、四方八方の通りという通りがそのような有様でした。で、テレビの映像でみた道路沿いに延々と置かれた災害ごみの山は、1ヶ月足らずで綺麗に片付けられていたのには驚きましたが、それは近くの高台に温水プールを有する大きなクリーンセンターがあつたことで、ピストン搬入され、一気に片付いたとのことあります。ただ二次仮置き場では、不燃物の処理が随所で行われていましたし、被災者の大半は、家を建て替えるべきかどうか、どうすべきか、と悩みながら避難生活を続けているとのことでした。で、いずれにしても災害の大きさにもよりますが、不幸にして起きてしまつた災害のごみ処理についても行政の災害能力対応が問われていることを実感しました。そこでこの質問のまとめとしてお尋ねいたします。災害廃棄物処理計画について、町の考えと策定の必要性について、どのようにお考えかをお尋ねいたします。

○住民税務課長

災害廃棄物処理計画につきましては、大規模災害時に発生する大量の瓦礫やごみへ

の対応について定めるものでございます。議員のおっしゃるとおりでございます。まず計画に盛り込むものは、災害ごみの仮置き場の候補地や、収集、運搬、処分の手順など対処方法を明確にして、初動を早め、早期復旧につなげる狙いがあると聞いています。国が2014年に全国の自治体に対し、早期策定を要請したものの、全国的には市町村の策定は、進んでいない状況にあります。辰野町の災害廃棄物処理計画は、2016年3月に策定されております。県内では安曇野市、蓼科町などが策定済み、上伊那では伊那市が策定済み、辰野町含めその他の市町村は、地域防災計画の一部に記載があるため、策定予定または策定の予定なしとなっております。地域防災計画に対し、処理計画は事前の備え、応急対応、復旧へ人と予算の流れも詳細に見通しを立てるため、計画策定は必要不可欠と考えております。ただ専門的な情報や知見不足、作成に当たる職員や時間の確保が難しいなどで、策定の方向になかなか進めない状況がございます。必要性を捉えておりますけれども、全体では上伊那の地域でも広域での処理となるため、処理計画に沿った内容で、各市町村の防災計画を盛り込み、計画立てることが必要になります。災害ごみの仮置き場も複数必要になりますけれども、総量にもよりますけれども、処理完了まで年単位の時間がかかると聞いております。分別や個々の排出量の把握も必要となります。仮設住宅や、また臭いや埃が出るため、住宅地近くには適さない。また、分別し、処理を進める中で、一次置き場、二次置き場も必要になり、またそのごみの有価物でありますので、監視体制も整える必要も出てくるなどいろいろな要素を満たす必要があり、環境の部署でなく、危機管理の担当含め、庁内横断的に検討が必要になろうと思います。それがこれからの課題と捉えております。上伊那広域での動きに併せ、一緒に進めていきたいと考えております。以上です。

○宇治（7番）

ぜひ、クリーンセンターもですね。

○住民税務課長

原稿の読み間違いがございまして、長野県の災害廃棄物処理計画っていうところですね、辰野町と置き換えてしまいましたので、訂正させていただきます。

○宇治（7番）

クリーンセンターのですね、場所が遠くへいくだけに、やはり一次置き場、二次置き場というようなそういう設定がですね、極めて重要になってくるんじゃないかというふうに思いますので、ぜひ時間があるとは言えですね、広域連合一体で取り組んで

いただくようお願いしたいと思います。平成18年7月の辰野町豪雨災害を経験しているとは言え、10年一昔、この間の気象変動は過去最大、過去最悪を記録し、思わぬ災害を引き起こすレベルへと年々スケールアップしています。備えあれば憂いなしと言いますが、都度よその実例も教訓としながら、行政と住民一人ひとりが災害対応の危機意識と行動を日常化する必要性を感じます。防災アドバイザーの山村武彦氏は、今回の災害の教訓として、堤防を高くすることも必要ですが、さらに大切なことは、心の堤防を高める努力が必要であると語り、人の意識のあり方に警鐘を鳴らしています。

続いて2つ目の質問に移ります。ほたる祭り70回目を節目に、ほたるの町を前面に通年観光の強化促進についてをお尋ねをしております。関東甲信地方で7月中旬の平均気温は4.1度も高く、統計開始以来、最高を記録し、埼玉県熊谷市は41.1度の国内最高気温を更新しています。命の危険がある暑さとして、気象庁は猛暑災害になる気象用語を発表しました。この猛暑は、今年に限らず長期的な地球温暖化で、年々その厳しさを増すとされ、環境省の今年2月のレポートでも、日本の平均気温は最悪の場合、今世紀末には20世紀末と比べて、3.4度から5.4度上昇すると予測していますので、関東甲信地方での7月中旬の平均気温は、すでに今世紀末を体現しており、この暑さが繰り返されるとしたら、気象変動が我が辰野町のホタルの生息にどのような影響があるのかというふうに心配もするわけでありまして。で、今年の第70回ほたる祭り期間中のほたる発生数は約2万匹で、昨年10万匹に対し、5分の1ということですから、この大きな差の原因はなんなのか。今から4年前ですが、議会常任委員会や一般質問でも取り上げられ、議論となったのは、ホタル発生数の減少は、幼虫が上陸した後の温度なのか、それとも幼虫とカワニナの mismatch なのかということでした。結論めいたものは出なかったものの、以来、調査研究体制も整い、ほたる童謡公園の水路整備等も進み、上向く傾向にあったと思います。しかし、ホタル発生数は、年度で大きくばらつき、加えて、ほたる祭り期間中の発生時期も、数のピークも、毎年倒しとなるなどの変化が出てきております。そうした中でこの猛暑が年々厳しくなるとすれば、素人目には、改めてホタルは大丈夫かと考えてしまいます。そこでお尋ねいたします。猛暑災害はホタルの成育に影響があるのか。あるとしたら対応策はあるのか、その点についてお尋ねをいたします。

○産業振興課長

それでは猛暑災害とホタルの成育に関する私どもの考え方と言いますか、考察になりますか、を發表させていただきます。このほど發表された長野地方気象台の気象のまとめでは、この夏、関東甲信越で6月の6日ごろ梅雨入りし、史上初めて同じ月に梅雨明けをしたと。で、6月から8月の猛暑日も統計以来もっとも多くなり、日照時間もかなり多くなったとのことをございます。産業振興課では、ほたる童謡公園内にほたる水路があるわけですが、その温度計を設置しまして、24時間365日、1時間毎に気温、水温、地温を計測しておりまして、インターネット回線を通じて、毎日確認することで、異常温度に備え、注意をはかりながら、水路管理をしております。結論的に申し上げますと、今年は気温は高かったものの、気になる水温の面では、例年と比べて大きな変化はなかったという結果が出ております。具体的に申し上げますと、7月の気温は最高35.3度、日平均気温は24.9度で、29年の同月に比べて、平均気温で0.9度高くなりました。同じく8月ではですね、最高が36.4度、日平均気温が24.4度で、やはり前年に比べて、0.4度高くなりました。一方、水温でございますが、7月の最高水温は27.1度、日平均水温は23.1度で、前年同月に比べて、平均水温ではマイナス1.1度となりました。同じく8月では、最高が27.4度で日平均水温は24.7度で、これ昨年の同月に比べてやはりマイナス0.3度となったところでございます。とは言うものの、この異常気象化のですね、実際のダメージは現実、それまで私どもが行ってきた研究ですとか、経験の枠を超えているのではないかという面もございますので、今後の状況観察に努めてまいりたいと思います。で、この猛暑日、真夏日といった高い気温となった場合に影響するホタルの成育についてのご質問でございますので、考えなければいけないことはゲンジボタルの幼虫とその餌となるカワニナへの影響でございます。ゲンジボタルの幼虫は、今年の成育発生からみますと、7月の20日くらいまでには、多くの幼虫が孵化し、水路へ入ったと考えられます。幼虫になってからすぐ夏の時期は、小さなカワニナを餌としますので、カワニナの稚貝、小さい貝ですね、これが多く必要となるわけでございます。で、カワニナの親の貝はですね、6月から10月にかけて、多くの子どもの貝、稚貝を産みますが、カワニナが活発に活動する水温は、約12度から27度くらいまでとされておりまして、先ほど申し上げました、7月から8月の平均水温は、だいたいこの範囲内に収まっているため問題はないのではないかなあと考えております。また、ほたる童謡公園での水温の管理について、若干ご説明をしたいと思います。ホタルに限らず、生物は温度が上がる

と、水中生物の場合は、酸素要求量が増えまして、夏場に酸素が大量に必要となりますけれども、高温になればなるほど、水中の溶存酸素が減りまして、カワニナの生育に悪影響となります。そこでほたる童謡公園ではですね、伝兵衛せぎからの取り入れ口や、各水路の途中に酸素補給用に落差工を設けまして、酸素補給をしております。また水路周りの草、雑草ですね、こちらにつきましてもゲンジボタルの卵の孵化までは、日よけのために、あえて刈り取らずに、伸びた草が水路についてしまった草の部分だけを除去するようにしております。また、3年前からは夏の気温が上昇傾向にあることから、草の刈り取りも少し後ろ倒しするなどの対策をとってまいっているところでございます。以上です。

○宇治（7番）

気温もさることながら水温というそういう要素をですね、みていけば安心できるかなあというそういう気持ちでおりますので、よろしく申し上げます。時間が迫っておりますので、次へいきますが、勝野先生の研究と想いを引き継ぎ、70年の歴史を積み上げた辰野町のホタルは、厳しい自然環境の変遷の中にあっても、生育環境の整備や、人材の育成、そして、町民の理解と意識の高まりと相まって、今では県下はもとより、日本を代表するほたるの里であると言っても過言ではありません。相手が生き物だけに、ホタルの発生数は、計算どおりにはいかないにしても、ある程度、化学的根拠を持って、継続管理されれば、さすが辰野町だと、一層注目されると考えます。その意味で、年1度のほたる祭りに向けての日々地道な取り組みが展開されていること。お祭り自体も毎年工夫改善を凝らし、課題を克服し、発展してきていることは、喜ばしいことでもあります。そこでまず、思うことは、ほたる祭り開幕式に添えられてきたキャッチフレーズですが、70回の節目に見直してはどうかと考え、お尋ねをいたします。ほたる祭りのキャッチフレーズに東日本随一とあるのは、その根拠は何なのか。今では日本で良いのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○副町長

はい。宇治議員のこの質問に対しまして、一般質問に対する答弁の検討会を課長達で行ってるんですが、この課長会でもいろいろな意見が出まして、改めてこの根拠をと言われたときに、やっぱり結論がでなかったわけでありまして。一番という限りには、やっぱり発生数でしょうが、発生数でしょうかだとか、ホタルの発生する場所の面積や流域の長さだとかね、あと武居町長は祭りの回数じゃないかとかですね、いろいろ

意見がでました。担当課の産業振興課も一生懸命調べたわけです。数は辰野町は毎日1の単位まで調べて、ホームページで報告していきまして、過去最高の1日の発生数は、昨年の2万1,537匹です。ところが、山口県の下関市のある町は、日に数万匹とかです、鹿児島県のある町は数百万匹ということで、これはね、1日どころかシーズン中、酔っ払ってでもいない限りはカウントできない、もうイメージでしかないかなあと思います。なかなか根拠がみつからないわけです。面積や長さもそうですけれど、辰野町のほたる童謡公園は、面積やほたるの水路の長さは、把握できますが、他の場所は、まるまる地区の一带だとか、周辺とか流域とかです、そういう表現なのでこれもまた比較できないと。じゃあなぜ東日本随一なのかということ、産業振興課の観光係は、辰野町は以前、ほたるサミットやほたる研究会など、全国的な組織に加入しており、それらの情報から、全国的にみると辰野町と同等数、それ以上の発生数を報告しているホテルの名所があった。しかしながら東日本では、辰野町以上の発生数をみる場所はないということから「東日本随一」という表現をしているとのことであります。そういうわけで数字的に日本一ってのを唱えるのは、なかなか比較できないわけなんです、今の世の中は何を調べるにもパソコンで調べるわけですし、武居町長がですね、以前から「何で辰野町は日本一じゃないんか」と疑問を投げかけられていたもんですから、ヤフーやグーグルで調べてみたんですね。で、皆さんもぜひ調べていただきたいんですが、まず「東日本一ほたるの里」と入れますと、ずらっと辰野町が並んでくるんです。検索結果にね。ところが「西日本一」と入力しますと、もうばらばらでどこが日本一なのかわからないですね。で、今度は「日本一」と入力しますと、ぱあっと挙がってくる10の検索結果の中に、辰野町が4つ入ってます。で、これが、辰野町が一番多いんじゃないかなあと思ってます。また今度は日本一のほたるの名所と入れますとね、上位10個の中に9個が辰野町が入ってます。そういうわけで、ぜひやってみていただければと思いますが、この結果がですね、検索が多い順に並んでいるわけではないとも言われてますが、これだけ上位にいるということは、結構日本一として、世間の皆様からは、認知されているんじゃないかなあとは思っております。ということをお話したら、報告と言いますか、力説したら、副町長それをこの場で言えということですので、報告をさせていただきました。日本一と言いましても、日本一と言っても良いんだけど、そこを東日本一と言っている辰野町民の謙虚さ、奥ゆかしさ、人柄なのかもしれません。以上であり

ます。

○宇治（7番）

県下市町村の夏祭りと言えそうですね、1日限りが多い中であって、ほたる祭りは梅雨時のしかも夜がメインの9日間というリスクも考えると、十分な管理体制が伴わなくてはできません。ホタルの育成とお祭りがリンクした一大イベントは、全国的にみても先人から引き継いできたノウハウがあり、そう簡単にまねはできるものではありません。さりとしてほたる祭りだけに重点をおいて、今以上に規模を拡大させるのもいかがなものかと私は考えます。そこでこの節目にほたるのまちづくりを念頭に、東日本随一、謙虚さはわかりますが、全国屈指、あるいは日本一のほたるの町として発信してもよいと私は考えます。そのことによって、町の活力も町民意識もさらに向上すると思いますし、何より観蜚客だけでなく、リピーターを含めた観光客の呼び込みにも大いに寄与できると信じます。とにかくホタルを年一度のほたる祭りシーズンに特化せず、ホタルを通年観光のシンボルとして、間口を広げた町のイメージ戦略と、その仕掛けが必要な時期ではないかと考えます。一例を挙げれば、ほたる童謡公園ですが、せっかくある駐車場が通過車両のトイレ休憩や農産物販売に供するだけでなく、年間通して、マイカー族が目的的に立ち寄れる場所にした方がよいと考えます。今のままではほたる祭りのための拠点という場所であって、それ以上に発信するものが乏しいように思いますが、県道下諏訪辰野線の交通量は、1日1万2,000台もあり、国道153号の小野駅前交通量と同じで、公園前交通量としては相当なものであります。以前、一般質問で、道の駅という話し、そして今日の中谷議員の一般質問の道の駅ということで、私は箱物というイメージよりも中身から捉えて結果として、どういう建物や姿がいいかということを経験すべきだという思いで申し上げます。現在、町には誰も、いつでも、まとめてみたり、聞いたり、知ることのできるホタルに関する拠点がありませんので、私は通りがかりに、気軽に寄れるほたる資料館の設置を提案したいと思います。辰野町のホタルの歴史年表、ホタル発生数と観蜚客の推移、ポスター、うちわ、はっぴ等の展示、ほたる祭りの歩みと写真や映像、島倉千代子のほたるの小唄や、水森かおりの辰野の雨が自由に聞けるコーナー、さらには町認定特産品の販売コーナーの併設などがあります。岡山空港はと言えば、桃太郎伝承を関した岡山桃太郎空港の愛称も併用し、親しまれていて、空港へ続くですね、国道の角という角には、大きな岡山桃太郎空港という案内板が出てます。私はJR辰野駅のですね、

この際、JA辰野ほたる駅にするなど、ほたるの文字が今以上に、町内随所で目に触れるようにしたらとも考えます。で、アイデアは際限なく広がりますが、ホテルを前面に出したまちづくりに向けて、町職員や住民の声を反映した第六次総合計画のタイミングでぜひ考えていただきたいのですが、これは町長がよろしいのか、先ほどの答弁で副町長がよろしいのか、お任せいたしますが、ほたる童謡公園にほたる資料館の常設館を設置してはいかがかと考えますが、この点についてお願いします。

○町 長

はい。宇治議員の方から夢のあるようなお話を承りまして、大変わくわくしたような感じがいたしました。先ほどの中谷議員の質問とも関係しますけども、ほたる童謡公園上平出側は、国道153号線に匹敵するほどのやはり交通量がありまして、道の駅的な活用を求めのご意見もお受けしております。また、ほたる童謡公園は、平成元年から14年度にかけて、ほたる童謡公園基本計画に基づきまして、整備されてきました。その中でほたる展示館の建設を含めた、第四期計画については、厳しい財政状況から凍結され、現在に至っております。今回、休館していた旧ウォーターパークをリノベーションし、ホテルを活かして、地方創生の役割を担うたつの未来館アラパが開館されたところでありますが、役場内のほたる飼育研究室の移設と、亡くなられた勝野重美先生が残された、貴重な資料などを展示するほたるミュージアムを創設することで、凍結中のほたる展示館の代替施設としての役割を果たしていくものであります。宇治町議のご提案の町特産品販売コーナーなどを併設しましたほたる資料館につきましては、未整備である下辰野側の入場口付近の整備計画も課題となっておりますので、都市公園としての機能維持と適正規模による整備などの考えをもとに研究、検討してまいりたいと考えています。以上です。

○議 長

宇治議員、5分を切りましたので、質問をまとめていただきたいと思います。

○宇治（7番）

ぜひ研究していただいでですね、荒神山は荒神山ですね、あそこへわざわざ足を運ぶってのも少ないかもしれませんので、そういう両面で、対応していただければと思います。時間が迫っておりますので、次へいきます。

昭和30年代、私の小学生時代はどこでもホテルがみられたものであります。夜になるとホテル狩りに出かけ、ホテルを持ち帰り、家の戸を開放をした部屋で吊ってあ

る蚊帳の中に放して、光を眺めて寝たものであります。今時、そんな風情はないにしても、環境の申し子、ホタルが癒しのシンボルとして、町内各地区でも少しずつみられるところが増えていると聞きます。ほたるの町辰野の裾野が広がることは、大いに歓迎すべきと思いますので、町内の分布情報を収集されているようですが、そのことについて、お尋ねいたします。町内のホタル生息の調査目的の実際、今後の利活用についてのお考えをお聞きします。

○まちづくり政策課長

はい。時間がないので簡潔にご説明いたしますけども、町内のホタルの発生地域等を調査いたしまして、ホタル発生環境等を把握することによりまして、これからのまちづくりの指標としていただいております。町民の皆様にも、ホタルの生息環境などにより関心をお持ちいただきまして、町内全体を挙げてホタルの育つ豊かな自然環境を保護していく機運を高めていきたいと思っております。この成果につきましては、ほたるマップといたしまして、地域別発生数また気象状況、またほたる童謡公園等のホタル発生状況などを掲載したホタルマップとして毎年作成し、こちらにつきましては、ほたるの里まちづくり推進協議会を通じまして、関係者あるいは希望者に配布するなどして、ホタルが飛び交う環境づくりに向けた啓発を行っているものでございます。

○宇治（7番）

10年前ほどは、ほたる祭りが町内唯一のイベント、メインイベントでしたが、近年は町観光協会や地域の取り組みと相まって、各地区でも町を代表するようなイベントが生まれています。いわば点から線へと広がりを見せている流れをさらに線から面へと拡充することで、ホタルを先頭に通年観光事業を目に見える形ですること町への誘客、果ては移住者、あるいはインバウンドこういった人々の呼び込みにも繋がる大切なPR活動だと考えます。そこで最後にお尋ねいたします。町の観光年間イベントカレンダーというものを編集製作する考えはいかがでしょうか。

○産業振興課長

はい。貴重なご意見いただきました。現在のところ町にはですね、イベントの歳時期などといったものはございませんが、現観光協会長が、ご自身で「いいまちたつの知らせ隊」というものの活動に取り組んでいる中においてはですね、地域の元気な活動を観光協会としても積極的にPRすることは大変重要なことであると考えており

ますので、ぜひとも年単位が難しければ半年、あるいは四半期毎に作成することを検討してまいりたいと考えております。以上です。

○宇治（7番）

はい。以上で私の質問を終わります。

○議長

進行いたします。質問順位7番、議席5番、篠平良平議員。

【質問順位7番 議席5番 篠平良平 議員】

○篠平（5番）

それでは一般質問の方をさせていただきます。その前に、この度の北海道胆振東部地震において、被災された皆様方に、心からご冥福とお見舞いを申し上げます。

初めにインバウンド対策についてであります。近年、ニュースや新聞で報道され、注目が集まっていますインバウンド、いわゆる訪日外国人旅行者ですが、年々日本を訪れる観光客は多くなっております。昨年、日本を訪れた外国人観光客は、2,869万人で、1位が中国、2位が韓国、3位が台湾と続き、これは5年連続の過去最高記録を更新し、文字どおり国際観光の新時代を迎えております。一方、長野県に目を向けますと、平成28年の外国人宿泊者数は、86万1,000人で、平成11年の調査開始以来、過去最多となっています。また、地域別では、台湾が24万1,000人と最も多く、次いで、オーストラリア、中国の順となっております。そこでまず、インバウンド対策の認識と、これまでの取り組みについて伺います。

○産業振興課長

篠平議員のインバウンド対策の認識とこれまでの取り組みについて、ご説明申し上げます。インバウンド、これは町議定義付けされましたとおり、外国人の訪日旅行の意味で使われることが多いということですが、辰野町への外国人旅行者の誘客対策につきましては、正直申し上げまして、環境が整備されているとは言えない状況ではありますが、これまでに進めてまいりました、対策につきましては、いくつかご説明を申し上げます。平成27年度に信州シルクロード連携協議会と連携しまして、町総合観光パンフレット及び辰野美術館のリーフレットにおきまして、日本語、英語、中国語、韓国語に対応いたしました。また、平成28年度には、信州豊南短期大学の協力で、英会話講座を開講していただきまして、英語のガイドボランティアを養成し、受講者40名の内、25名の方にガイドボランティアに登録をいただきました。29年度

には、その受講者 40 名を対象に横川溪谷原生林トレッキングの現地講座を計画したところですが、あいにく台風により中止となってしまいました。せっかく登録いただきましたので、今後再度このような事業を実施しまして、ガイドの養成をしていきたいと考えております。また、町のホームページの観光サイトではですね、「見る・遊ぶ」というテーマ、それから「ホテルあれこれ」、そして「お土産・特産品」という 3 つのジャンルにおきまして、英語変換のみできるように対応しております。以上です。

○篠平 (5 番)

はい。今まではあまり積極的では、インバウンドに対しては積極的ではなかったと、こういうことでありますけども、辰野町の大きなイベントと言えはほたる祭り、また 7 年に 1 度の御柱祭等では、訪日観光客を時々みかけますが、年間を通してはどうか、実態がみえてきません。そこでですね、辰野町へのインバウンド来訪者数、特にこのほたる祭りの来場者数は、どの様な数字になっているのか、直近のデータでよろしいので、お答えをいただきたいと思います。

○産業振興課長

辰野町における外国人来訪者の統計情報としましては、ほたる祭りや例えば御柱などの辰野町にとりましても、大きなイベントではございますが、残念ながら辰野町に滞在する外国人の統計データはございませんが、今ありますのは、町内の宿泊施設、これは具体的にはたつのパークホテルとかやぶきの館、それから民間でエルボン辰野の 3 施設に宿泊した外国人の数の統計を毎年とっております。それによりますと、年間宿泊者数では、平成 27 年から 3 ヶ年の数字を申し上げますが、27 年は 341 人、28 年は 1,491 人、29 年は 1,628 名と増加傾向にございます。国別にみますと、平成 29 年は約 90% の 1,338 人が中国となっております。28 年でもやはり 80% が中国となっております。次いで、東南アジア、韓国、香港、台湾の順に多いという現状でございます。宿泊客の多くは、他の地域で昼間の観光をして、その行路の途中にある辰野町に宿泊をするという形態が多いということです。ほたる祭りでは、感覚的に申し上げれば、近年アジア系の観光客の数が多いいということ、そろそろ園内表示もですね、英語あるいは中国語等へ対応していかなければいけないというような課題を内部で来年以降ですね、解決に向けて検討を進めているところでございます。以上です。

○篠平 (5 番)

今の報告ですと、29 年が宿泊者数が 1,600 いくらと。いや意外と大勢、泊ってるん

だなあとというのが、実は実感ですね。いやあ、ほとんどいないんじゃないかなあと思ってたんですけど。で、これ宿泊数ですので、実際には観光として来たという方は、たぶんこれ以上いるんじゃないかなあという気がいたします。長野県はその観光客の数というのは、県でとってないんですよ。宿泊数しかとってないもんですから、実際の観光客数つつうのは、はっきりわかりませんが。この1,600人以上は辰野に来てるといふふうな、考えても良いかなあと思っております。次の3番目にいきます。次に、今後の展開についてでありますけれども、多くの外国人観光客が日本を訪れる中、長野県における最近のインバウンドの動きをみますと話題も多く、まさに、今、インバウンドの波を確実に捉え、辰野町としても町内観光地の魅力を海外に発信して、インバウンドの受け入れ態勢を整え、辰野町にその効果を波及させることが大切であると考えますが、今後のインバウンド拡大の具体的な展開について伺います。

○産業振興課長

先ほど申し上げました、町内の宿泊施設の利用状況からみまして、辰野町内だけで外国人観光客の滞在型プランを作ることは、なかなか難しく、国内の観光客も含め、広域的に誘客することが必要であると思っております。そこで、上伊那地域での動きについて少しご案内申し上げます。上伊那地域8市町村でつくる上伊那観光連盟では、今後のインバウンド需要への対応を強化するため、この10月1日に解散をし、上伊那広域DMOという組織を設立します。このほど正式名称が一般社団法人長野伊那谷観光局に決まり、この10月1日に承認される予定です。このDMOですけれども、地域の稼ぐ力を引き出し、戦略的に観光で地域づくりを実現するための法人組織でございます。上伊那DMOではですね、1つに日本らしさの体験を求めるインバウンドと、2つ目に10代から30代の国内若年層、中でも女性の2つをターゲットとしておりますが、インバウンドは、ターゲットの柱の1つになっておりまして、現在、上伊那で来訪者が多い、中国、台湾、東南アジアや親和性、これは上伊那地域との相性の良さでございますが、こちらが高いと言われているアメリカが対象としてあがってきております。こういった広域連携の動きの中で、辰野町のインバウンドも拡大展開を図ってまいりたいと考えております。以上です。

○篠平（5番）

上伊那広域の方で、DMO、これ今、日本でやってる日本版のDMOってことですよ。この件については、後ほどですね、またお聞きをしたいと思います。それで2

番目のですね、台湾マーケットへの推進についてをお聞きします。まず、台湾をターゲットとしたインバウンド戦略について伺います。近年大変多くの自治体がトップセールスを通じて、インバウンドに取り組んでいます。その中でも台湾に注目したいと思います。台湾の外務省の平成28年の調査によりますと、台湾国民が行きたい海外旅行先の第1位は日本であります。その理由は、「日本人は礼儀正しく、マナーがしっかりしているから、日本が好き」だそうです。このことを反映して、昨年、日本を訪れた台湾観光客は、年間461万人で、一方、台湾を訪れた日本人は、年間190万人と、台湾の方が圧倒的に多く、台湾人口の5人に1人が、日本に来ている計算になります。2月28日付の、台湾メディア・中国電子版は、日本を訪れる観光客が増加する中で、その訪問先に変化が出始めていると報じています。「台湾人は日本をこよなく愛しているが、大都市に遊びに行くばかりでなく、地方都市も攻略し始めている。台湾人の間で依然として東京がナンバーワンだが、かつてほどの人気はなく、地域の人気が高まりつつある」としています。つまり、爆買いに象徴される、物を買うことに価値観を見出す、「モノ消費」から、「日本の文化や自然、景観、おもてなし」、と言った体験に基づく、満足感に価値観を見出す、「コト消費」に変わってきているということでもあります。こうした状況を、県の国際観光室では、東京、大阪、京都など、いわゆるゴールデンルートでの旅行者受け入れが、飽和状態にあり、「歴史的な旧跡や美しい自然がある、長野県の魅力をアピールして、旅行会社が観光商品の発掘に努めている」と分析をしております。現実として辰野町の観光が、産業として成り立っているかと申しますと、まだまだしんどい状況かなと言うところですが、何とかこの辰野町でも観光が産業として、一定成り立つためにも、この流れをもっと生かし、更なる観光客を呼び込むことができないのかと考えます。これからのインバウンド対策は、「地方にどれだけ外国人観光客を呼び込めるか」が鍵になります。そこでまず、台湾をターゲットとした、インバウンドの取り組みについて、当局の考えをお聞きします。

○産業振興課長

台湾をターゲットとした戦略についてのご質問でございます。台湾につきましては、上伊那DMOとして、何回か検討を重ねてまいりましたが、台湾もターゲットとなり得る国の1つとして挙げられて、認識しておりますので、現状の把握分析、そして地域の合意形成と受け入れ整備、そして稼げる観光という面では、収益事業の構築、そ

して環境を整えるという意味では、ガイドを含む人材育成、そういった観点で戦略的に推進していくという計画に基づいて、DMOは動いていくということになっております。この流れの中で、辰野町におきましては、既存の宿泊施設との連携、それから農泊推進事業としての滞在型プログラムにインバウンド戦略を組み込むなど、辰野町の地域特性を生かした魅力と、競争力のある観光商品の開発を推進していく必要性を感じております。以上です。

○篠平（5番）

今、DMOを上伊那で取り組んでいくからということですが、2番目のですね、それでは引き続き、ブログによる情報発信について、お聞きをいたします。外国人観光客は、旅行雑誌やフリーペーパーなどの、マスメディア広告より、ブログやフェイスブック等の、口コミを活用する方法が広がっています。特に台湾の若い年代層はほとんど、旅行雑誌だとか、旅行ガイドは参考にしないで、調べ物をするなら「ネット」という習慣が確立しているため、従来のメディア、情報媒体ですよね、でのプロモーション、いわゆる消費者の皆さんの、購買意欲を喚起する活動には限界があると言われております。それに対して、ブログは辛口のコメントも含め、消費者の立場から情報を発信するため、情報の信頼性が高く情報も正確に伝わりやすく、ユーザーのコメントも利用でき、コミュニケーション能力や情報伝達力も高いというメリットがあります。また、記事を書き込めば書くほど、情報が蓄積されていく利点もあります。もちろんフェイスブックだとか、ツイッターを併用することで、効果的な観光客誘致を行えると思いますが、ブログを活用して、辰野町の観光資源を、情報発信する考えはないか伺います。

○産業振興課長

ブログによる情報発信のお考えでございます。インターネット上のサービスを利用した情報発信手段っていうのは様々あるわけですが、現在、一般となっておりますのは、ブログやツイッター、フェイスブック、インスタグラムと言ったSNS、これはSNSは会員性のオンラインサービスという定義でございますが、現在辰野町では、主にツイッターやフェイスブックにより、情報発信をしております。今回のご質問をいただく中で、ブログとツイッター、フェイスブックなど、どのように違うのか、そしてブログのメリットは何なのかというところを少し調べてみました。今、町議おっしゃられたように、ブログと言いますのはウェブ上にログ、記録を残すという

意味で、ブログに書き込まれた記事がネット上に記録として溜め込まれていくというイメージでございます。一方、ツイッター、フェイスブックなどは、時間とともに流れていくようなフロー型というふうに言われておまして、両者とも情報発信としては非常に有効なものでありますが、メリット、デメリットもあります。ブログ最大のメリットはですね、発信した情報を長い間みてもらえる可能性があるということでございますが、デメリットは即効性がないということでございます。逆にツイッター、フェイスブックなどのメリットは即効性、瞬発力が高いということでございますが、デメリットは情報を蓄えることに向いていない。この両者のメリットとデメリットを考えますと、情報が蓄積するブログは、長期間多くの方の目にとまる可能性があるという点もありまして、町議おっしゃられるように、台湾ではそのブログ利用者が多いということですので、有効な情報発信ツールであるというふうに私どもも認識を新たにしたいところでございます。ご提案をいただきましたブログを活用したインバウンド戦略ですが、消費者の購買行動に大きな影響力を持つブログの書き手、これはブロガーと言うんだそうですけれども、そういった方を活用して台湾に対しまして、辰野町の情報を発信していただく方法は、良いアイデアではないかと思っておりますので、今後検討してみたいと思っております。以上です。

○篠平（5番）

はい。私が何でブログをとったのは、今、課長言ったようにね、台湾はブログ文化で、今根付いてるんです。ですからやっぱり、台湾のターゲットとするんだったらブログがほとんどの方々が、SNSも、もちろんツイッターもみてるんですけど、ブログですから、台湾には、ブログをやる企業もあって、そして個人のブロガーですね、こういった方がかなりの方がですね、ブログをやって、特に女性が多いみたいです。ですから、台湾の方々は、ツイッターとかよりもすぐブログの方に目がいて、ですからブログの方でもって発信した方が、台湾の人の心を惹くんじゃないかなあということからこのブログということを提案したわけでありまして。次にですね、3番目のブログを活用した、グリーンツーリズムの取り組みについて伺います。政府も増え続けるインバウンドにおいては、地方での滞在や需要を増やしていく段階に入ったと、そのように言われています。まさしく、辰野町の最大の魅力である豊かな自然だとか、農作物、農業体験や田舎暮らし体験など、グリーンツーリズムと言うものを基本として、既存の観光資源や農家民宿、古民家カフェやお茶、料理といった、そういったも

のを辰野町内でネットワーク化して、受け入れ態勢の仕組みをきちんと構築することで、辰野町の観光スタイルと言うものが確立されれば、今後観光が産業として成り立つのではないかと考えます。ただ、こういった取り組みは、行政だけが主導で取り組むのではなく、ビジネス感覚をもって、民間主導で行った方が、持続的な取り組みになるのかなあとも考えますので、しかし、全町的に取り組むと言う面では、行政の支援は不可欠であり、官民連携で取り組む事が一番望ましいのかなあと思います。こうしたブログによるグリーンツーリズムの取り組みについて、見解を伺います。

○産業振興課長

ブログを活用したグリーンツーリズムへの取り組みに関するご提案でございます。グリーンツーリズム、町議がご定義いただきましたとおり、緑豊かな農山村でゆっくと滞在し、訪れた地域の人々との交流を通じて、その自然、文化、生活、人々の魅力に触れ、農山村で様々な体験などを楽しむ余暇活動のことだというふうに定義づけられております。台湾は、ご案内のとおり親日国でもあり、既に日本への来訪者も多いことから、またもうひとつ気に入ったところへは何度も訪れる傾向があるというリピート率も高いということから、辰野町におけるグリーンツーリズムの推進は、インバウンドにも非常に良いことであると思います。台湾を始め、辰野町に訪れていただくためには、外国人が好む、そのモノやコトをですね、観光素材として持たなくてはなりません。特に台湾人は日本に慣れているため、内容の濃い体験、サービスを求める傾向があるということでございます。現在台湾では、健康を意識したアウトドアレジャーの人気も高まっているようですので、様々なアウトドアレジャーなどの体験と農泊を組み合わせることが重要であると思います。特に台湾では、サイクリングを楽しむ人が増え、サイクリングツアーなどが人気を集めておりますので、たつの未来館アラパが拠点としたサイクリングによる広域的なモデルルートの開発も始めておりますので、そういったものをブログなどで積極的に情報発信しながら、台湾とのインバウンドに繋げていければと思いますし、山寺町議からの質問にもございました農泊推進、こちらも始まっておりますので、ぜひともそちらとともにですね、国内旅行者だけではなくて、インバウンド外国人の受け入れについてもですね、農泊事業、非常に効果的な事業であると思いますので、併せて取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

○篠平（5番）

はい。先ほども言いましたけれども、今の日本の流れは、モノ消費からコト消費という体験型に変わってきていますんで、ちょっと力を入れてやっていただければと思います。それと先ほどDMOの話をしたんですけども、これ上伊那広域、地域連携のDMOということなんですけど、これも私は良いと思うんですけども。ただですね、これやった場合に上伊那の中で取り組んだ場合に、上伊那の中でも例えば、言っていないかどうかわかりませんが、駒ヶ根市だとか、伊那市では、辰野より比較的観光地としては有名なところがあるアルプスだとか、中央アルプス、高遠の花とかね、そういった場合に、この行政を含む観光の利害者が社員となってくるわけですよ、これ。そうした場合のその、人との力関係、要するにパワーバランス、こういったのが影響を受けてくるんじゃないかなあつつうのが、私、一番心配するんですよ。だからこの上伊那の中のDMOも良いんですけども、やっぱり単独の地域でもこれ辰野町だけでも、これを登録できるんです。ですからこういったのもね、やっぱり独自なものもやってかないと、私はなかなかこのインバウンドに追いついていけないかなあというそんな感じがするわけですので、この問題はですね、今日の私のテーマではございませんので、その辺のとも考えていただければと思っております。で、先ほどのインバウンドの取り組みの中で、今年予算の中にですね、DVDを今年予算化して、観光用のDVDを作るという、こういう3月の予算審議の中であったんですけども、この、は進んでいるのかということと、もうひとつは、インバウンドを企画する日本の旅行者、要するに台湾辺りから来る旅行者がですね、ほたる祭りをみたくてそういった問い合わせつつうのを何か1件だけあったとかって話しをしたんですけど、その辺は今ここでわかりますか。

○産業振興課長

地方創生推進交付金ですかね、その事業で取り組んでおりますが、ほたる祭りも含めてDVDのデータを積極的に業者に撮ってもらって、またいずれ溜まったところで、編集作業に入ってくというような状況でございます。ほたる祭りにおける外国からの問い合わせ、こちらにつきましては、メールをみている限り、外国語で来る kankou@っていうメールアドレスに来ていることも数件でございますがみかけられました。その程度でございます。以上です。

○篠平（5番）

はい。わかりました。それでは3番目の台湾、台北市で開催された「カルチャー&

コーヒーフェスティバル」について伺います。今年、3月24日と25日の2日間、台北市で開催されたイベント「カルチャー&コーヒーフェスティバル」に辰野町から地域おこし協力隊、集落支援員ら3名が参加して、ブースを出店し、日本からの店も含め、約40店舗のコーヒーショップやロースターが参加し、辰野町からは、町内店舗のコーヒー、クッキーを販売しながら、辰野町の観光PRを行い、台湾の皆さんと「顔の見える交流が築けた」とコメントがありました。それでお聞きしたいのは、イベントの参加の経過、目的、そしてイベントを通じての感想と成果。そして2番目のですね、今後の展開について、2つ通してお聞きをしたいと思います。

○まちづくり政策課長

はい。それでは議員質問のカルチャー&コーヒーフェスティバルにつきまして、感想あるいは成果につきまして、お答えさせていただきたいと思っております。議員今、ご質問のとおり、今年の3月の24、25日、台湾の台北市で、この催し物が開催をされておりまして、辰野町からは3名の地域おこし協力隊と集落支援の3名が、実施事業という形で参加をしているところでございます。このイベントにつきましては、台湾でここ数年盛り上がりしております、コーヒー文化にスポットを当て、コーヒーと一緒に様々な文化を紹介しながら、交流を深めていることを目的としていると聞いております。辰野町からこのイベント出展につきましては、町の観光をベースにした、交流人口の拡大に向け、インバウンドの観光客を呼び込むチャンスとして、参加をいたしました。インバウンド強化を具現化するためには、こうした機会を通じまして、辰野町の魅力を直に伝えるPRによる関係づくりを行うことが効果的であると感じているところであります。ブースの販売品目は今、議員おっしゃられてたように、栽培普及に力を入れている雑穀を使った焼き菓子に加えまして、町内の和菓子店の協力を得ながら作った落雁と月餅などのお菓子と、この主なところでありますコーヒーを販売をしたところであります。また、ほたる祭りのポスターでありますとか、皇室献上アワののぼり等を掲げまして、町の英語版パンフレットを多数配布することができました。こちらから持って用意しました販売品も完売となりまして、辰野町のPRと今後のインバウンド強化の足がかりができたのではないかと感じております。今後はこの成果から交流に期待をしているところでございます。また、今も、今後の展開でございますけれども、イベントの交流のほかにですね、現地の大学生やその大学生を教える先生方、教授の皆さんとも交流ができたようでございまして、台湾でも日本と同じよう

に、人口の減少でありますとか、空き家の増加といったような私どもの町でも直面している課題を抱えていることが話されたようでございます。今後はですね、共通の課題の解決のためにもですね、その行き会った学生さんに限らず、その台湾の学生さん達にフィールドワーク、現地調査等ですね、に辰野町を訪れてもらうなどの交流ができるのではないかとというふうなことで考えております。以上です。

○篠平（5番）

はい。良い経験を若い人達ね、したと思います。これもインバウンドの一環であるということでありました。この松山文創園区というところ、これ日本統治時代のお酒の工場の跡地をリノベーションした、今台湾では人気のあるスポットだそうです。私も一度ちょっと寄ったことがありますけど、辰野町から今回初めてのイベント参加だと思いますけども、2日間で5,000人もの来場者で賑わったと、長蛇の列ができたというのを台湾のネットにも報じておりました。今、日本でも台湾ブームが起きておりますが、逆に台湾でも日本のカルチャーはすごく人気があるそうです。台湾の皆さんは我々が思っている以上に、熱い気持ちで日本のコーヒーだとか、クッキーに興味を持っているようであります。ぜひこれをですね、今後のインバウンドに繋げていただければと、こんなふうに思っております。それでは次に、台湾との交流についてお伺いをいたします。これまで台湾と都市交流を進める任意の組織を立ち上げ、その中のメンバー数名で、先月、東京白金台にある台北駐日経済文化代表処、つまり台北大使館でありますけれど、ここを訪問し、辰野町と台湾都市との交流の可能性について、協議をしてまいりました。目的は、市民交流や文化・学校交流、農業や企業など、経済交流事業を通じ、辰野町の地域経済の活性化と、観光産業の発展に寄与することが目的であります。その内容を若干申し上げますと、この駐日大使館の大使、謝長廷さんという方ではありますが、特にこの日本の地方都市交流に力を入れ、自分自身で47都道府県を回り、着任以来2年間で52の友好都市・姉妹都市締結をし、学校交流についても、青少年交流や学校同士の交流、また学生だけの交流ではなく、その家族との交流。また、日本からの修学旅行の受け入れに力を入れているようであります。台湾の自治体は、日本との交流は大歓迎で、辰野町もどこかと友好交流ができれば大変ありがたいと。辰野町の条件に合った都市や学校を紹介していただけるとも話しておりました。一方、辰野町は自然豊かで、謙虚に日本一のホタルが生息する町として、保護・育成に取り組み、毎年6月にはほたる祭りを開催し、70回の歴史があること。

また、日本の中心の碑もあり、酒蔵もあり、蝶が舞う街として、育成にも取り組んでいることをアピールし、色々な意味でパートナーになれる、都市交流相手の希望を伝えたところでもあります。その中で、共通点が多分にある、台中市の某都市と、様々な連携の可能性を見出すことができました。早速、こちらの意向を某都市に伝えてくれたと言う連絡を、後日いただいたところでもあります。交流は、どちらか一方に頼るだけでは、長続きしませんし、双方向の交流が大切であります。お互い、ウィンウインの関係を築き、相互理解を深めることで、地域経済の活性化や多文化共生、国際交流による人材育成にも、寄与するのではないかと考えます。そこで、町長に台湾の印象と台湾との都市交流について、お伺いをいたします。

○町 長

まず私、個人的には初めて行った外国が台湾でありまして、非常にいまだに親しみを感じている国でございます。本当に深い歴史と、産業経済も発展しておりまして、最初に行った目的が、三協精機の現地工場があるということで、そちらの方、視察行った経験から始まっております。とにかく個人的な話しはともかくですね、これまでの話しを聞いている中で、ちょっとお答えしたいと思っておりますが、2017年の日本への旅行者数の内、台湾からは456万人ということで、韓国、中国に次いで3位だそうであります。この数字にも表れているように、今回の台湾へのイベント参加の報告を通じて、改めて感じたことは、台湾は親日家が多く、インバウンドにおいては、非常に重要な国だと言えることでもあります。相互の交流により、双方に文化的、教育的、行政的、経済的に大きな効果をもたらすことができるのではないかと、想像しております。議員の質問にあります都市交流につきましては、今後も行政が主導するのではなく、まずは民間の皆さんを主流に展開する交流活動が盛んになることが、必要と考えておりますし、そんな活動が日に日に膨らむことを期待しております。また、活動が盛んになれば、行政も側面からその活動を応援していきたいと思っております。台湾に限らず、各都市とのそのような交流活動がさらに広がり、町民福祉に繋がるようであれば、その時点において、町としても交流、協力、連携をどのような位置づけで取り組んでいくのか、都市交流のメリットや課題を探り、交流のあり方を例えば国際交流委員会などにも諮り、検討をすべき必要があると考えております。

○篠平 (5 番)

はい。台湾、台湾という国は、やっぱり 50 年間日本の統治下にあった国というこ

とで、やっぱり文化も日本に似ているし、で、いろんな観光地もある。それより何より治安が一番だということもあって、台湾はあんまり批判する人っていうのはいないですよ。そんなことで私どももですね、地道にこの交流の会を進めていきたいとそんなふうに思っております。ほいで実は私もですね、2月に台湾の知人に会うために、台湾を訪問しましたけど、台湾について言えば、大変エネルギッシュで活気に溢れているという感じを受けました。特にですね、台湾のB級グルメが味わえる夜市は、台湾各地で毎晩開かれていて、それはもう大変な人で賑わっていました。総じて親日的で、音楽だとかアニメなどを始めとして、日本の文化も台湾の社会にかなり浸透しており、若い世代も含めてですね、台湾インバウンドの可能性は、非常に高いんじゃないかなあということを感じたわけでございます。それでは、次に5番目、最後になりますけども、学校交流についてお聞きをします。国際化が急速に進展する中で、国を超えて、相互に理解し合うことは町内の小・中・高学生にとっても、重要な教育課題であると思います。グローバル化だ、国際社会だとか叫ばれておりますけれど、外国人観光客の増加の裏で、実は、県民あるいはですね、辰野町民一人ひとりの距離は、さほど縮まっていないのではないかと、将来を担う子ども達が、その利点を生かしきれていないのではないかとという心配もあります。「百聞は一見に如かず」「論より、証拠」という言葉がありますが、テレビやインターネットで外国に行った気になるのではなく、その土地に実際に降り立って、そこの風やにおい、人情に触れて初めて、異文化に対する理解が深まると思います。広い視野や国際感覚に、優れた若者が数多く育ち、地域に、中長期的に還元されてこそ、真の地方創生、地域の活性化に繋がっていくのではないかなあと思うわけです。台湾の方にお聞きしましたところ、台湾での学校交流の会話は、台湾の母国語ではなく、第1外国語の英語で会話するとのことでした。第2外国語を週に1時間選択制で学び、その中でも日本語が一番人気があると教えてくれました。また、日本の先生は、地域に1人いて、曜日ごとに各学校を回っているそうです。子ども達が外国との交流で、一番大事な事は、安全であるということだと思います。それで安全な国、台湾の印象と子ども達に夢を与える、学校交流について教育長に感想をお伺いします。

○教育長

はい。議員の質問にお答えしたいと思います。その前に、先ほどから台湾の話しをされております議員の表情をみてますと、非常に楽しそうで良いなあとそんなふうに

思っておるところでございます。私も一度、15年ほど前に台湾に行ったことがありますけれど、やはり何て言いますかね、こう日本にいるような、そんな安心感をこう覚えたのを今でも覚えております。そして、議員言われるように、台湾、自然も豊かで、それぞれの地域の文化なども非常に誇れるし、大事にしている。そんな姿もみることができました。当然国が違い、言葉も違う、文化も違う、でも言葉も文化も習慣も違うからこそ、もし交流ができれば、素晴らしいものになるんだろうなあと思います。議員言われたようにグローバル化が進んだ今日の社会を思うとき、これからの子ども達は、日本のみならず、広く世界を舞台に活躍する必要性が益々高まっておりますので、子どもの段階から、異文化交流というものは大事であるところでございます。現在では、議員承知のとおり、ワイトモへのホームステイにおいて、異文化に触れ、それからまたALTから異文化を学んでいますけれど、言われるような学校交流ができれば、子ども達の異文化に対する理解、異文化との共生っていうのは、飛躍的に高まるんだろうと思っております。学校交流として、どんなものができるかっていうのは、まだ私自身も全く未知数ですけど、議員言われるようにね、教育において夢を語っていくことも大事だろうと思っております。この学校交流が、小中学生であっても、また高校生や短大生であっても良いわけですので、午前中に質問があったEサミットでも話題として取り上げることも可能なんだろうなあと思います。議員にはこれからも教育について、夢を語っていただけるとありがたいなあと思います。以上です。

○篠平（5番）

はい。今、教育長の方から色々とお話をいただきました。実は短大のね、短大の、豊南短大ですけどもそんな話をいたしまして、学校交流ということであれば、大学もいいじゃないかということ。で、今、豊南短大に台湾からのね、方がいるかなと。実はその台湾の方がもしいたら台湾のことについて、こう文化だとか、そういったことをね、話していただければと思ったんですけども、ところが豊南にいないんですって。スリランカの方が3名と中国が1名いて、ということ。中国の方とか、フィリピンの方って、日本にもね、お嫁に来ていたりしているんですけど、わりあいと台湾の方っていうのはあまり聞かないんですよ。だからそういう方の話を聞いたりするのもいいのかなというふうに思っておりますし。それで教育長にちょっとね、お聞きしたいんです。今、中学生も修学旅行3泊4日ですか、東京の方面とか、京都

の方面とか行ってるんですけど、これ3泊4日で費用ってどのくらい掛かるんですかね。それと、もうひとつが高校なんかで上伊那の中で今、外国に修学旅行に行ってるというようなところってあるんですかね。ちょっとその辺もしご存知でしたらお聞きしたいと思います。

○教育長

はい。中学生の修学旅行は、基本2泊3日になっております。で、辰野町はじめ上伊那の中学校の費用ですけれども、だいたい小遣いも含めまして、5万円前後ということになっております。3年間こう積み立てていくわけですけれど。それで基本的には上伊那の場合には、以前は広島まで行った時期も、ブームでそんな時期もあったわけですけれど、今それほとんどなくて、奈良、京都が中学生ですね、中心ということになります。高校生の方は3泊4日が多いのかなあと考えておりますけれど、上伊那の場合、高校生、県立高校ですけれど、ほとんどが沖縄へ行っております。外国へ行ってるっていうのは、私立高校でないとちょっとないのかなあと思います。以上です。

○議長

篠平議員、5分切りしましたので、まとめてください。

○篠平（5番）

わかりました。2泊3日ということでありまして、だいたい台湾までいけば3泊4日とか、2泊3日でも行って来れるけど、修学旅行っていうと3泊4日ぐらいになっちゃうのかなあと思いますけれど、10万前後ぐらいではたぶん行けるかと。国内行くより、どっちかっていうと台湾とか、韓国とか、ああいう方面行ったほうが、旅費的には安いかなあっていうような気がします。もちろんパスポートをね、作るにお金が掛かってしまいますけれども。で、いずれはですね、そういった将来的には中学校もそういった海外修学旅行という時代が来るのかなあとそんなふうに思っております。今回はインバウンド対策と台湾との交流について、大まかところをお聞きしましたけれども、現状では、まだまだインバウンドに対しては、課題は多いと感じています。トップセールスを始めとして、今後、さらなる官民連携、DMOも含めてですね、観光産業の発展に、これまで以上に、力を入れていただきますよう、申し上げて質問を終わります。

○議長

お諮りいたします。本日の会議は、これにて延会としたいと思いますが、これにご

異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会といたします。長時間、大変、ご苦労さまでございました。

9. 延会の時期

9月10日 午後4時 52分 延会

平成 30 年第 6 回辰野町議会定例会会議録（9 日目）

1. 開会場所 辰野町議事堂
2. 開会年月日 平成 30 年 9 月 11 日 午前 10 時 00 分
3. 議員総数 14 名
4. 出席議員数 14 名
- | | | | |
|------|---------|------|---------|
| 1 番 | 小 澤 睦 美 | 2 番 | 向 山 光 |
| 3 番 | 熊 谷 久 司 | 4 番 | 山 寺 はる美 |
| 5 番 | 篠 平 良 平 | 6 番 | 中 谷 道 文 |
| 7 番 | 宇 治 徳 庚 | 8 番 | 成 瀬 恵津子 |
| 9 番 | 瀬 戸 純 | 10 番 | 宮 下 敏 夫 |
| 11 番 | 根 橋 俊 夫 | 12 番 | 垣 内 彰 |
| 13 番 | 堀 内 武 男 | 14 番 | 岩 田 清 |

5. 地方自治法第 121 条により出席した者

町長	武 居 保 男	副町長	山 田 勝 己
教育長	宮 澤 和 徳	代表監査委員	三 澤 基 孝
総務課長	小 野 耕 一	まちづくり政策課長	赤 羽 裕 治
住民税務課長	伊 藤 公 一	保健福祉課長	小 澤 靖 一
産業振興課長	一ノ瀬 敏 樹	建設水道課長	西 原 功
会計管理者	武 井 庄 治	こども課長	加 藤 恒 男
生涯学習課長	原 照 代	辰野病院事務長	今 福 孝 枝

6. 地方自治法第 123 条第 1 項の規定による書記

議会事務局長 中 畑 充 夫
議会事務局庶務係長 田 中 香 織

7. 地方自治法第 123 条第 2 項の規定による署名議員

議席 第 10 番 宮 下 敏 夫
議席 第 11 番 根 橋 俊 夫

8. 会議の顛末

○局 長

ご起立願います。（一同起立）礼。（一同礼）

○議 長

皆さん、おはようございます。傍聴の皆様方には、早朝から大変ありがとうございます。定足数に達しておりますので、第6回定例会第9日目の会議は、成立いたしました。直ちに、本日の会議を開きます。本日の議事日程は一般質問であります。10日に引き続き、一般質問を許可してまいります。質問順位8番、議席2番、向山光議員。

【質問順位8番 議席2番 向山 光 議員】

○向山（2番）

おはようございます。通告にしたがって、湖周行政事務組合による板沢地区への最終処分場建設計画について。防災に関する課題について。ユニバーサルデザインに関する具体的な課題について。職員の人事制度改革と働き方改革について。松くい虫被害の現状についての5点について質問してまいります。

最初に、湖周行政事務組合による板沢地区への最終処分場建設計画についての質問です。この問題について、6月定例会以降の主な動きとして、7月9日に湖周行政事務組合議会の全員協議会が開催されたこと。8月8日に湖周行政事務組合3市長の副市長、副町長と辰野町側の建設阻止期成同盟会役員との懇談会が行われたこと。そして、8月25日と27日に同盟会の呼びかけによって、現地見学会が行われたことあります。これらの状況については、この後、述べたいと思いますが、まず6月定例会で、私の質問に対して、町長は、「上伊那広域連合内の正副連合長会でも時あるごとに、上伊那全体の問題として、各首長の皆さんには、理解を求めていく。関心を向けさせるよう努力していく」と答弁されています。このことについて現状どうなっているかお聞きいたします。

○町 長

向山議員におかれましては、この問題が公になった直後の平成28年12月議会の一般質問から毎回の一般質問で、この問題を取り上げていただき、ありがとうございます。今回8回目の質問となるわけですが、一般質問を通じて、この問題の現状を知る町民も多くいると思います。ただ、質問回数が増えるということは、この問題がますます長期化しているということでもありますので、大変憂慮しているわけでもあります。辰野町民の思いが届いて、早く白紙撤回に向けた、組合側の決断を期待しているわけですが、なかなかそうはいかず、こう着状態が続いているのが現状であります。さて、本年度6月定例会におきまして、この問題を上伊那全体の問題として、各市町

村長の理解を求め、動くことをお約束いたしました。私の方は、8月9日に開かれました、上伊那8市町村長が集まる上伊那広域連合正副連合長会におきまして、これまでの経過や、建設予定地の地図等、建設計画の概要資料を作りまして、それを提出し、各市町村長に現状を説明させていただきました。現在、上伊那の南部、宮田村、駒ヶ根市等でも大きな問題となっておりますが、放射性物質を含む一般廃棄物などの最終処分場建設計画に反対する運動が展開中であり、宮田村の問題の相手方は、民間の廃棄物業者でありまして、こちらは対行政、行政事務組合、具体的には諏訪市になりますが、という違いがあるにしても、上伊那の北部と南部で深刻な事態となっていることに、各市町村長の皆さんも困惑した表情でありました。今後の展開次第では、協力していただくことをお願い申し上げまして、了承いただいております。上伊那の各副市長村長の皆さんに対しては、山田副町長が働きかけをしておりますので、ここで報告をさせていただきます。

○副町長

はい。それでは私から対応について、報告をさせていただきます。6月29日開催の上伊那広域連合副市町村長会で、この問題については、まずは口頭で説明の方を行っております。上伊那の副市町村長達にも新聞等である程度の状況を知っておりますので、湖周行政組合から求められていること。期成同盟会を組織し、住民が反対していること。町も同盟会と一緒に、白紙撤回を求めていること等を説明させていただきました。また、引き続きまして、7月31日開催の上伊那広域連合の副市町村長会でも、今度は湖周地区の最終処分場の概要という湖周行政事務組合作成の板沢への建設地決定への経過ですね。それとか、クローズ型の最終処分場の概要位置図。そして向山議員が作成したと思いますけれど、諏訪側と伊那側の尾根を示した青い線で作った図面ですね、これを利用させていただきました。説明をさせていただきました。また、さらには、辰野町のホームページに掲載されております、板沢地区最終処分場建設阻止期成同盟会の思いですね。あと辰野町の考え、これを資料として、書面で作成し、これはそのあと町長が、市町村長達に説明したときにもこれを用いてるわけですが、これをもとに現状を説明させていただきました。また、同盟会と辰野町の考え方、また区長会、議会も同じ考え方であるので、ぜひ理解と協力をお願いしたわけがあります。副市町村長達は、辰野町の置かれている立場だとか、今回の問題が辰野町だけでなく、上伊那全体に及ぶこと等を理解いただいたと感じておるところであり

ます。現在、硬直状態ではありますけど、もし、湖周側の方に動きがあれば同盟会の皆さんも上伊那の理事者を訪問したいと言っておられるので、その際のお願いも併せてさせていただいたわけであります。以上であります。

○向山（2番）

町長、副町長それぞれの立場で、上伊那広域連合関係市町村に働きかけていただいているということで感謝申し上げたいと思います。現地見学会を行ったわけですが、2日間で100人近い方、中には竜東地区以外からも見学に来ていただきました。皆さんからは、なぜこんなところに作るのか。今時こんな山の中に作るのは時代遅れだ。臭いものには蓋をするという前時代的な考え方ではないか。水量の乏しい岩花川の源流部に最終処分場を作ったら水不足で下流の水田に影響が出るのは明らかだ。一方で大雨のときには、滝のように田んぼの土手を越えて、水が流れる。下流域の辰野町側のことを全く考えていない等の意見が出されました。現地をみていただくことによって、湖周行政事務組合による計画の不合理性がさらにわかっていただけたと思っています。一方、3市長の副市長、副町長と期成同盟会役員との懇談会では、組合副組合長である小口岡谷副市長から組合議会の全協での質問に対しての答弁が、現在の組合の考え方であるとして、4点を示したと。つまり、1、現在の計画の推進に向け、理解を得られるように粘り強く説明していく。2、国の交付金を理由として、期限を設けることはしない。3、事前調査については、理解を深めてもらうために、ぜひ必要なものである。4、安全な施設の概要を知ってもらうために先進地の視察をお願いしたいという4点が現在の考え方であるとしています。また、その懇談会の質疑・意見交換の中で、平林諏訪副市長からは、進めるべきだという声もある中で、金子市長は強引に進めることはしない。市長の思いとしては、辰野町との関係、行政だけでなく、両方の住民の関係を含めて、トータルでの判断であり、理解いただければありがたいと述べ、また、小口副組合長からも進めるべきだという意見もあるが、辰野町との関係を大事にしたい。慎重に進めるべきだという議員も大勢いるとの話がありました。しかし、一方で、候補地28箇所の中から板沢に絞った要因のひとつとして、地盤、地形、利水状況などのほかに、所有者、地権者といった交渉の相手がまとまっていて、少数であったこともあるとの発言もありまして、すぐ下流の鴻ノ田地区に多くの住民がいることを全く考慮せずに、選定されたことが、浮き彫りになったと思います。湖周組合の執行部側としては、慎重姿勢を示していますが、進めるべきだとの

いう意見もあるわけで、予断を許すわけにはいかないと思います。組合側の慎重姿勢を維持させ、白紙撤回へ向けていくためには、辰野町側の結束した白紙撤回の声が何よりも重要であり、より多くの住民の皆さんとの問題意識の共有をはじめとする期成同盟会の取り組みとともに、町長のぶれない姿勢、リーダーシップが重要と考えます。改めて、町長の所信をお聞きいたします。

○町 長

竜東4区の建設阻止期成同盟会の皆さんの思い、また町の区長会から提出された、また町議会が全会一致で可決しました、撤回を求める意見書の思い、辰野町民の皆さんの思いを第一に尊重して、対応していきたいと考えております。

○向山（2番）

大変、力強い所信ありがとうございます。先ほど副町長の答弁にもありまして、あっ町長の答弁でしたか、宮田村での放射性廃棄物を含む廃棄物最終処分場問題ですけれども、8月22日に下伊那郡町村議長会が建設予定地を視察したというふうに新聞報道されております。辰野の問題に関しては、なぜ上伊那のほかの町村に頼ってこないんだという住民からの声も寄せられています。期成同盟会として、郡内にどう働きかけていくか。郡内への影響については、6月にも申し上げましたけれども、箕輪のダムを中心として、大きな影響が関連として出てくるわけでありまして、期成同盟会の皆さんと相談をしながら対応をしてまいりたいというふうに思います。次の防災に関する問題について質問してまいります。今回の一般質問の原稿をまとめる最中、6月6日の未明、北海道胆振東部地震があり、震度7を記録しました。亡くなられた方、被災された方に、心からお悔やみとお見舞いを申し上げます。土砂崩れによって、むき出しになった山肌の映像は衝撃的でした。流動地すべりとか、ブラックアウトという聞き慣れない用語も出てきました。5月の大阪北部地震では、ブロック塀の下敷きになって女の子が亡くなりました。このことについては昨日、中谷議員から質問されていますので、省きたいと思います。風水害では、台風だけでなく、ゲリラ豪雨とか、線状降水帯などという用語も珍しくなくなってきました。線状降水帯による豪雨は、平成24年の九州北部、25年秋田・岩手、26年広島、27年関東・東北豪雨、29年九州北部、そして今年7月の西日本豪雨災害と、ほぼ毎年大きな被害をもたらしています。この西日本豪雨災害については、様々な分析があると思いますが、線状降水帯による長期の大雨、それによるこれは山寺先生が指摘されていることではありますが、土

砂災害警戒区域の上流に存在する数多くの崩壊危険箇所の崩壊、さらにはため池の崩壊やバックウォーター現象による河川の氾濫、あるいは避難誘導のタイムラインの問題等多くの課題が指摘されていると思います。まず、バックウォーター現象ですが、昨日の宇治議員の質問の中にもありましたが、支流が本流に合流するときに、本流の水位が上昇して、支流の水が本流に合流しにくくなって、行き場がなくなった水が合流地点の近くで溢れ、最終的に堤防が決壊するなどして、氾濫するというものであります。町内では最も大きな合流点では、天竜川と横川川、その上流の横川川と小横川川、横川川と小野川、小野川と駒沢川、飯沼川、竜東では天竜川と上野川、沢底川との合流点などがあります。これらの場所において、バックウォーター現象を想定して、防災ハザードマップが作られているのか、お聞きします。

○総務課長

バックウォーター現象ですね、想定してマップは作られているかというご質問ですが、この現象によるですね被害想定ですが、天竜川上流河川事務所管理の天竜川については、流れ込むすべての河川、水路について設定され、計画に反映されております。しかしですね、県管理及び町管理の河川については、想定されておられません。以上です。

○向山（2番）

そうしますと、最も大きな合流点、横川川と天竜川の合流点については、想定されているけれども、横川水系の上流域については想定されていないと。これについては今後の検討の余地はあるのかどうかお聞きします。

○総務課長

県管理の河川についてはですね、想定最大規模、1000年に1度ということで、ハザードマップの作成を順次行っていく計画になっております。今後バックウォーター現象による被害想定を組み込んでいくこととなります。想定的基础はですね、最大規模1000年に1度の降雨量を想定しており、再点検は必要ないと考えておりますけれども、またこれから作成していく河川についても最大規模を想定して計画してまいりたいと思っております。以上です。

○向山（2番）

1000年に1度の確率ということですから、最新の知見も含めて、新しい県、町管轄の部分のバックウォーターについて検討されることをお願いしたいと思います。今回

の水害でも行政の避難勧告や避難指示の発令が、災害の発生状況に対して間に合わなかった。あるいは住民に届かなかった。さらには避難所が人で溢れて収容しきれなかった。避難所が被災しそうになったというところまで多くの課題が浮き彫りになりました。発令のタイミングについては、判断が本当に難しいものがあると思います。防災計画では、土砂災害については、避難準備、要支援者避難情報は大雨警報が発表された場合、または前兆現象が確認された場合を参考に、今後の気象予報や巡視等からの情報を含めて、総合的に判断して発令するとあります。洪水でも同様です。避難勧告、避難指示についても同様に、いずれも最後は総合的に判断して発令するとあるわけです。で、総合的に判断、これが本当に重い、難しい課題であると思います。一方で、ゲリラ豪雨だ、線状降水帯だと本当に急激に変化する中での判断について、総合的に判断していくうえで、町として、補完していく判断材料をどのように求めているのか。あるいは今後どのように求めていくのか、お聞きします。

○総務課長

総合的な判断材料についてですが、気象状況については、長野地方気象台と一般には公開されていない市町村の専用電話番号のホットラインがございます。直接、気象予報官と話すことができ、今後の予報等をいち早く入手できることとなっております。また、緊急にですね、危機、危険が迫った場合は、町長の携帯電話及び危機管理の携帯電話に直接、長野地方気象台長から連絡が入るようになっております。さらに気象庁では一般公開しない市町村職員のみアクセスできるホームページもあり、そこに今後の予測等の情報が市町村ごとに記載されている状況です。天竜川関係につきましても、天竜川上流河川事務所と同じようなホットラインがあり、河川情報を随時入手していけることとなっております。そのほかに一般の住民の方もですね、閲覧できます国交省がインターネット上で提供しているエクスレインや長野県が提供する長野県砂防情報ステーションを活用し、総合的な判断をしていくこととなります。以上です。

○向山（2番）

我々一般町民が知り得ない、あるいはそれ以外に直接向こうからも情報が提供されるということでもありますので、心強く思うわけですが、それをどう読み取って判断をするのか、ここところが昨日の町長答弁もありましたけれども、空振りでもいいからというそういう思いでですね、災害が起きてからでは遅いので、正しく読み取

る判断をする力量を積み上げるとともに、的確な判断をお願いをしたいと思います。避難準備、要支援者避難情報、避難勧告、避難指示に対して、対象となる区域の住民にどのように周知し、実際に行動に移してもらうのかも大きな課題であります。昨日も町長から指摘がありました、正常性バイアス、つまり自分に都合の悪い情報を無視して、自分だけは大丈夫、まだ大丈夫と自分に都合よく判断してしまう。この正常性バイアスがあるということを前提に対策をとることが必要と考えます。8月27日付の朝日新聞では、アンケート調査結果としてですね、2013年から17年に気象庁が特別警報を発表したのが7回あると。で、その対象となった12道府県307の市町村で、自治体が避難指示を出した地域住民の内、実際に避難所に避難した割合は3%弱だったということが報道されております。大変、切ない数字でありますけれども、どうやって住民に働きかけていくか。これはもう正常性バイアスを打ち破るしかないわけですから、何よりも繰り返し、しつこく情報を伝えるということ以外にはないと思いますが、何か良いアイデアがあればお聞きしたいと思います。避難所に関していくつかお聞きしていきたいと思います。避難所の備品、設備等の状況については、私の28年9月定例会での一般質問に対し、当時の一ノ瀬総務課長が25年度に調査し、リストアップしたものと答えています。このリストアップしたもの、データベースですが、実はこれに関わった有賀元栄さんが先日NHKの番組に出ていて、その中でもこのデータベース紹介されていました。で、このデータベースがその後の点検、更新、各地における活用ということについて、どのようになっているのか、お聞きします。

○総務課長

備品、設備のリストの点検、更新についてですが、毎年4月の区長会に各区点検をお願いし、リストの更新を行っております。区ではさらに毎月当番等を決めてですね、実際に点検調整を行い、防災訓練等で使用している備品等もございます。以上です。

○向山（2番）

これがきちんとあると、リストがあるということをもとに区の役員の皆さん知っていただくことが大事だと思います。そのときの答弁にもありましたが、大きな避難場所である学校での対応、備蓄が遅れているということでもありますけれども、この整備状況について、お聞きします。

○総務課長

学校の状況ですけれども、学校への備蓄については、平成 29 年度からまずは備蓄する場所であります防災倉庫の設置を進めております。去年は西小学校へ、本年度は東小学校に現在設置工事中です。そこにはそれぞれ発電機、投光器等を順次配備しており、全てを一度にはいかないわけですけれども、現在も備蓄等については進行中というような状況でございます。

○向山（2 番）

発電機は確か保育園には配備されていたかと思います。その時の質問の中では、なかなか実際の保育士さん達が点検しているかですね、使っていないという話もありましたので、その後きちんと使われているというふうに理解したいと思っています。防災計画には、町内の避難場所、避難所が合わせて 97 箇所載っています。昨日の根橋議員の指摘にもあったかと思いますが、その中にはイエローゾーンやレッドゾーンの中に入っていたり、隣接したりしている場所もあります。災害の対応によって、避難所として適さないものもあります。それぞれの避難場所がどのような災害の場合に対応しているのか、一目でわかる標示が各施設の入り口等に必要と考えますが、お考えをお聞きしたいと思います。

○総務課長

避難所ですね、開設等については町からお願いして、開設する場合は、土砂災害の場合は、土砂災害に影響のない避難所を設定し、依頼することになりますので、何でもですね、避難所開設をお願いするものではありません。しかしながら地震等の緊急を要するものについては、地域住民の方々が知っていることが、必要であると考えます。確かに、標示については、必要であると考えております。

○向山（2 番）

東北の震災のあと行くとですね、ここまで津波が来たというような標示があります。で、昨日もありましたように、浸水にも 5 メーターから 50 センチまで様々ありますので、例えば平出のコミュニティセンターだと 50 センチとかいうような標示まで含めてですね、その場所場所に合った標示が必要ではないかというふうに思います。で、こういった標示は、そこへ行くポイントポイントをですね、動線のポイントにも必要なわけですけれども、それは今後の課題だというふうに思います。で、防災ハザードマップにもどの施設がどのような災害に対応するのか表示されていません。で、そこで提案ですが、ハザードマップの中の避難情報と手引き、避難行動、本当、簡単な表

ですけれども、ここの行動の部分の抜粋と、それぞれの地区の災害に対して、避難場所がどこになるのか。そういったものを1枚のチラシにしてですね、各世帯に配る。あるいは要援護者支援マップの見直しが毎年行われてると思いますけれども、そのような時に必要事項をそれぞれ書き込んでいただいて、それで冷蔵庫とか玄関の入り口だとか、常にわかりやすいところに、いざという時に慌てていてもわかる、そういうような所に貼っていただくということが必要ではないかと思います。この防災マップ、私も大事にしまっちゃってるもんですから、どこにあったかって探すに、少し難儀をしました。そういう意味で、チラシを作って活用してもらおうっていう提案についてはいかがでしょうか。

○総務課長

今年度ですね、これから家庭用備蓄品セットのあっせんを予定しております。それに併せて、向山議員提案のチラシ等についてですね、一緒に配布できないか検討してまいりたいと思います。それともう1点なんですが、先ほどもちょっと議員から言われた避難場所のですね、誘導看板なんですが、中部電力が所有する電柱にですね、地域の企業より、スポンサーを募って、設置していくという取り組みをですね、これから行って予定ですので、それも併せて報告したいと思います。

○向山（2番）

そういった標示がですね、せっかく作るの、やっぱりその地域毎に合った形でですね、活かされること、期待したいと思います。防災に関して、今までいわゆるソフト面で質問してまいりました。ハード面からはため池について、質問したいんですが、時間の関係もありますので、2点について絞ってお聞きしたいと思います。1つは、防災計画では、12箇所のため池が記載されておりますけれども、この12箇所のため池の水利権とか管理責任はどうなっているのか、お聞きします。

○産業振興課長

町内の農業ため池12箇所の内、荒神山、楡沢第一及び楡沢第二の3箇所はため池の設置経過の中で、辰野町が管理者となっております、残り9箇所の内、神戸というがありますが、神戸は神戸集落、それ以外は地元の区が管理者となっております。農業用ため池の目的は水田への灌漑でございますので、水利権者が管理責任を負うというふうに理解をしております。以上です。

○向山（2番）

全国に約 20 万箇所、ため池があるというふうにでています。で、今までもため池の自然災害は全国で年間 300 から 500 箇所程度あったと。で、その内 7 割が豪雨、決壊まで至るのは、そのさらに 9 割以上が豪雨で、珍しいことではないということですが、今回の特徴は長時間にわたる降雨によって、水の高い状態が続いて、水分を含んだ堤体、堤が地すべりを起こしたということで、災害を引き起こす要因の見直しも今後必要になってくるのではないかとというふうに思います。で、国は今回のため池による災害を重視して、新たなため池対策を検討してるということでありましてけれども、防災重要ため池っていう指定制度があるわけですが、この基準もですね、国のほかに県が上乘せをしたりしている状況があります。で、県の動向あるいは国の動向がどうなっているのか、お聞きします。

○産業振興課長

ご質問の防災重点ため池の基準、国と県の基準が一部違いますので、その関係及び今後の動向について、ご説明を申し上げます。防災重点ため池の基準、国が規定する定義は、下流に人家や公共施設があり、施設が決壊した場合に影響を与える恐れのあるため池、または堤の高さ 10 メートル以上、または貯水量 10 万トン以上のため池としておりますけれども、長野県の基準は堤の高さが 15 メートル以上もしくは、貯水量 10 万トン以上の規模の大きいため池と規定をしております。長野県では西日本豪雨災害を受けて、この防災重点ため池の設置基準を見直す動きもあると聞いておりますが、現在具体的な指示等は国からも出されておられませんので、町としましてもその動向を注意してまいりたいと考えております。以上です。

○向山（2 番）

今回の災害を受けてですね、国から県を通じて、緊急点検の指示もあったかと思いますが。この結果については、直接ここではお聞きしませんけれども、先ほどの答弁の中にあつたとおり、9 箇所が民間の管理になると。しかし、そのことによって起きた場合の災害っていうのは甚大なものになるわけで、さりとてその対策っていうのは、その地元の区だとか、集落ではまかないきれないと思います。現状をきちんと、現状について点検の結果をですね、地元の皆さんと共有しながら対策について、十分検討をしていただきたいというふうに思います。

次に、ユニバーサルデザインに関する具体的な課題についてということで質問してまいります。ユニバーサルデザインということではありますが、ウィキペディアでは、

文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障害能力の如何を問わずに、利用することができるように目指した施設・製品・情報などの設計（デザイン）のことで定義されていますので、相当広範囲の課題であります。今回はいわゆる色覚異常、色覚多様性を対象とした課題、それも学校教育と防災マップに絞って質問していきたいと思えます。いわゆると表現したのには理由がありまして、かつては色盲、色弱と呼ばれていましたが、それが差別的なニュアンスを含んでいるということと、色盲が大抵の色は判別できるにも関わらず、色覚の全盲であるという誤解を招くという懸念から、色覚異常、色覚障害、さらには色覚多様性と言い換えられてきてるようであります。で、併せて、かつて学校では色覚検査をしていましたが、その後学校では行われなくなりました。最近その辺の状況もさらに変わってきてると聞いています。そこでまず、学校では今この色覚に関する検査はどうなっているのか、お聞きします。

○教育長

はい。議員の質問にお答えをしたいと思います。町内の小中学校の色覚検査ですが、これは文部科学省の指示を受けて、小学校4年生で、4年生を対象に色覚検査の希望を保護者にとって、希望児童に実施をしているところでございます。で、町内の小中学校における色覚異常者ですけれど、この色覚異常者っていうのは、男子の約5%の割合で存在してるとこう言われているわけですので、単純に計算しますと、辰野町内の児童、生徒の中では、約35名いるんだろうということになりますけれど、実際には先ほどの小学校4年生で希望者対象に行った検査で、学校が把握しているもの、小学校、中学校含めて7名ということになります。学校がつかんでいる人数と実際の割合から出したこの人数とでは、かなりの乖離があるなあと感じておるところでございます。以上です。

○向山（2番）

実は私自身が、赤緑色弱、赤と緑が判別しにくいという検査結果が出ていまして、色覚異常の問題については、以前から一般質問で取り上げなければと思っていたのですが、先日、塩尻市で色覚チョークを導入すると新聞報道されたことから、今回取り上げることにしました。今、5%に対して、実際は35名くらいが想定されるけど7名しか出てないっていうんですが、私はこのことが話題になったある会議で、やはり40人くらいいたんですが、男女同じくらい。ですから、男子20人の5%、1人っていう感じなんですけど、3人いたんですね。ですからかなり、ばらつきがあるのか、どうい

う結果わかりませんが、いずれにしろですね、ひとつは一旦中止になってたのが、今保護者の同意を得て、やられてるということですから、これは大変結構なことだと思います。というのは、進学や就職に際して、色覚異常でその進路が阻まれるとか、制約されるということもあるわけですし、早いうちに本人や家族が知っておくということは、大事なことだろうと思ってます。それで、話しを元に戻しますけれども、色盲と言おうと、色覚異常、色覚障害と言ひ換えようと、いずれも障害というイメージがされやすいわけですが、そこで、色覚多様性という言い方にもなっていますが、いわば遺伝に伴う身体的特性のひとつだと思います。それが、今話しがりましたように、日本人男性では5%くらいということではありますが、血液型にAやBやAB、Oがあるのと同じようなもので、たまたまある種の特定の波長の色に対する、反応に欠けるということでもあります。その特性によって、日常生活に大きな不便が生じるとか、生存、命に関わるという場合には、障害という括りの中に入っていくでしょうけれども、それほどではないということから、呼び方にこだわる人もいますし、ただそういう程度であるからこそ、ほかの人にはわかりにくいし、課題が顕在化し難かった。対策もあまりとられなかったということではなかったかと思えます。私の場合、それほどでもなかったと思いますが、黒板、濃い緑色ですね。これに色分けとかに赤のチョークを使っても緑と判別がしにくくなってしまいます。これが赤緑色弱です。強調しようとして、赤を使えば、かえって白よりもわかりにくくなってしまいます。で、防災マップが航空写真の緑の上に黄色や赤の線で土砂災害警戒区域が表示されるようになりました。私の場合、黒板ではそんなに不便を感じませんでしたが、マップの細い線になると、黄色はすぐ分かって、その中にある赤はわかりにくいという状況です。こういう状況に対して、学習環境を整えるという観点から、明度、明るさや彩度、鮮やかさに変化をつけて、色覚異常のあるなしに関わらず、色の判別がしやすい色覚多様チョークが開発され、塩尻市では全小中学校でこれを導入したというわけでもあります。で、当然両小野小学校との関係もありますけれども、もっと積極的な意味合いから辰野町においても色覚多様チョークを導入すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○教育長

はい。先ほどの町内の小中学校に7名の児童生徒がおるということでございました。学校にお聞きしますと、この7名基本的には学校生活に問題ないということでございます。

ます。しかし、学校では、各学級にね、35名ってことですから、最低1名はいるだろうというこういう認識を持って、色チョーク、特に赤のチョークは、極力使用しないようにということで対応しております。白と明度の高い黄色のチョークを使用してるということになります。今、議員言われましたけれど、同じようなことが、今年度既に小学校から上がってきております。色覚異常者に対応したチョークの希望がこう出てきておりますので、これにつきましては町の校長会で、また協議をし、色覚異常者を把握してる学校のみならず、町内全ての学校で、来年度待たず、今後、各学校でね、チョークを購入する際には色覚異常者に対応したチョークを進めていこうと、教育委員会で考えております。以上です。

○向山（2番）

現場からも上がってきているということで、早速対応するということであります。結構なことだと思います。防災マップが改訂されたばかりで、対応しろというのはなかなか難しいかと思っています。しかし、防災マップは命に関わる大事なものです。今後の改訂の際には、ぜひ配慮していただきたいと考えます。色の判別がしにくいということは、白内障でも表れてくるようであります。こういうことに関して、ホームページでこういった色使いのガイドラインというのも公開されています。命に関わる防災マップに限らず、様々な分野において、色覚多様性についての配慮が必要と考えますがいかがでしょうか。

○総務課長

先ほど向山議員が示されたですね、ハザードマップについては、昨年度更新する際に担当の職員もですね、ちょっとその色覚異常ということで、見やすいマップを目指して、業者と協力し、現在の形となりましたけれども、やはりその度合いがあるのか、見えにくいということもございますので、議員ご指摘の色使いのガイドラインですか、それを参考にしながら、今後更新の際は、わかりやすいマップ作り、またほかの分野もですね、そんなことを配慮しながら、検討してまいりたいと思います。

○向山（2番）

ぜひ、それぞれの分野でですね、今日それぞれの課長おいでですから、いろんな図面を作ったりする場合に、配慮をお願いをしたいというふうに思います。時間がだいぶなくなってきてしまいました。職員の人事制度改革と働き方改革について、前回も時間切れでいくつか聞くことができませんでしたが、今回も絞って、お聞きしておき

たいと思います。心身の健康面で課題があってですね、長期に休むというような職員もいるかと思いますが、で、何よりもそういう状態にならないことが本人にとって大事なことだと思いますが、そのためのひとつのアプローチとして、ストレスチェックがあると理解しています。このストレスチェックについては3年目に入ろうとしていますが、実施状況について伺います。ストレスチェックの受検率は良好か。高ストレスと判定された職員は大勢いるのか。それらの職員はきちんと産業医による面接指導を受けているのか。また面談の結果、休職や残業の禁止などの就業制限を発令した事例があるかなどプライバシーに関わる内容ですので、答えられる範囲で結構ですので、お聞きします。

○総務課長

ストレスチェックの状況ですけれども、昨年度は10月1日を基準日としまして、教育委員会と病院職員を除く、職員252名が受検いたしました。対象者は100%受検したわけですけれども、結果をですね、11月末に職員に配布してですね、その内、高ストレス者というのが20名おりました。その20名に対してですね、産業医との面談希望を募ったわけなんですけれども、希望者は0でした。結果通知を配布した際もですね、24時間受付可能な心の相談窓口のチラシも一緒に付けてですね、配布しましたけれども、利用者がいなかったのが現状でございます。今年、1月から辰野町とですね、病院の産業医となっている井上医師からは、ストレスを感じている職員の早期発見が大切であると指導されておりますので、面談希望の有無の周知方についてはですね、今後とも産業医に相談しながら、進めていきたいと思っております。

○議長

向山議員、質問時間あと5分を切りましたので、質問・答弁とも簡潔にお願いしたいと思います。

○向山（2番）

高ストレスと判断されたものが20人で、しかし面談希望は0だったと。ここら辺ですね、きちんと受けた結果を、本人がどう受け止めるのか。周りが理解をしやすい雰囲気も必要だろうと思いますし、ぜひ今新しい産業医、井上先生にお願いをしてるということでもありますから、相談をしてですね、個人攻撃でなくて、全体として、やっぱストレスチェックをいかに利用して、健康な体を維持していくかという視点で広める必要があるんだろうというふうに思います。併せて、セクシャルハラスメントだ

とか、パワーハラスメント、マタニティハラスメント、こういった相談窓口もですね、やっぱり一箇所だと相談しにくいんじゃないかというふうに思います。ぜひ、第三者的な人事担当者からより遠いところでひとつではなく、選択可能な複数の窓口を設けることが必要であると考えますけども、お聞きしたいと思います。

○総務課長

議員、ご指摘のとおりですね、現在そのハラスメントについては、窓口は総務課の職員係一箇所となっております。デリケートな問題でもありまして、相談者、多くの職員に知られたくないと思ってこともありますので、来年度からですね、検討したいのは、産業カウンセラーに委託するっていう方法もございますし、先ほど申しました産業医の井上先生がですね、来月メンタルヘルスの研修を実施しますので、昨年、変わったばかりですので、職員にも産業医の方を知っていただいていますね、相談しやすい環境づくりを何箇所かもってですね、対応していきたいと思っております。

○向山（2番）

ぜひ、環境を整えるという視点でお願いをしたいと思います。最後に松くい虫被害について質問、用意をしておきましたけれども、時間がないので、私の方から申し上げておきたいと思います。先日、岡谷市で被害木が発見されたということがあります。で、塩尻市北小野でもですね、昨年、チロルの森で1本、それから今年、勝弦のゴルフ場別荘地付近で3本、被害木が出てるといふふうに私は市役所の方からお聞きしました。北からと南からの被害が広がりつつあるわけですがけれども、今の状況ではですね、被害が広がっている。カミキリムシの広がっているという状態ではないわけですから、早期発見し、早期伐倒をしていけば、急激な拡大は防げるというふうに思います。そういうふうに認識していると思いますけども、ぜひそういった視点でですね、猟友会とか様々な協力をいただいて、早期発見に努められるようお願いをして私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長

進行いたします。質問順位9番、議席9番、瀬戸純議員。

【質問順位9番 議席9番 瀬戸 純 議員】

○瀬戸（9番）

それでは通告にしたがいまして、質問をしていきたいと思います。まず初めに、障害者雇用について質問をしていきます。8月16日、国の省庁が法律で決められた障害

者の雇用率を誤魔化して計算していたということが、発覚しました。新聞報道などでは、障害者雇用率の水増しと連日各新聞などが問題を重大さを伝えています。何とこの長野県でも 11 人の水増しがあったことがわかりました。国は法定雇用率が制度化された当初から 40 年以上の長きにわたり、しかも様々な省庁で大規模に義務化されている雇用率を誤魔化しの計算をしてきたということです。不正が行われてきたことに、国民の中では、怒りを感じている国民や企業、各種団体等から批判の声、声明などが出されています。そして、辰野町民の皆さんからも私のところにこんな声が届いています。「辰野町はどうなんだ」との声です。水増しが分かってから障害者雇用率について、町の方にも算定についての調査が行われていると思います。そこで質問です。辰野町職員の障害者雇用状況、雇用率についてお聞かせください。

○総務課長

まずですね、法定の雇用率なんですが、平成 25 年から 29 年までは 2.3%、それから今年平成 30 年から 2.5%にアップしております。では、実雇用率になりますけれども、平成 26 年が 2.41%、平成 27 年が 2.54%、平成 28 年が 2.03%、平成 29 年が 2.23%、平成 30 年が 2.4%というのが実雇用率になってるわけですがけれども、先ほど申しました 2.3%と 2.5%に達していない年があるわけですがけれども、達していない場合はですね、障がい者の雇用計画をですね、ハローワークに提出するわけなんですけれども、障がい者の雇用実数がですね、雇用率数以外のため、この計画は出していないのが町の状況であります。

○瀬戸（9 番）

はい。なかなか町の職員なり手がいないっていう中で、この障害者枠っていうのがどうなっているのか、ここで聞くことはしませんが、やはりこの国が少しでも雇用のね、機会の少ない障がい者に対して、やっぱり仕事を、働く場ということで、作っているものですので、本当にこの 4 月からね、この割り合いが引き上がったってことで、特に直ぐにはね、2.5%にはできないっていうところもあるとは思いますが、ぜひともね、今まで辰野町はその法定の雇用率に入る、クリアできる形でやってきているので、この先もね、今後もね、ぜひとも公に広げて受け入れをしていただきたいと思います。そんな中で、一番の問題点はね、この雇用率の中で、この問題になっている水増しがあったのか、この水増しって言うてしまうとね、とても言葉は悪いんですが、算定方法はちゃんとしていたのか、しているのか、ということをお聞かせいただきたいと思います。

います。

○総務課長

算定方法なんですけれども、障がい者としてですね、報告を受けている職員は、全員障害者手帳で確認をしております。伊那のハローワークでも、こんな調査方法ありますよってということで、指導を受けております。障がい者の中でも、精神障害者は手帳の更新が2年毎ですので、その都度確認をしていきなさいとかですね、障がい者については、年末調整の申告書類を参照にしていけますよってというハローワークの指導もを受けておりますので、そういったような方法をですね、によって、不適切な算定がないということなんですけれども、今回いろいろ問題が起きましたので、変更されればですね、その方法に対応していきたいと思います。

○瀬戸（9番）

はい。辰野町はこういう言い方してはいけないかもしれませんが、水増しがなかったということで理解させていただきます。本当に今後もこのね、誤魔化しないように、ぜひとも雇用をしていただければと思います。そして、今回の障害者雇用率の水増しの問題点なんですけども、これはただの数字の問題ではないと私は思っています。やっぱり障がい者は、就職の機会が非常に少ないわけです。だからこそ障害者雇用率というものを設定して、機会を増やしていこうと障害者雇用率制度はあるはずなんです。日本政府自身も、障がい者の雇用促進の柱と明記して、民間の事業者には、罰則までつけて雇用率を達成するように求めています。障がい者に働く場を率先して保障する立場の国や地方自治体が障がい者の働く権利を奪っていたということは重大な問題です。そして国民を欺く背信行為としかこのことは思いません。そして、全容解明と問題が放置されてきた責任を正すことが早急に求められていると思います。そして、またこの不正は数値の問題だけではなくて、やはり障害者施策の根本が問われていることだと私は考えます。そこで質問します。この辰野町の職員の障害者雇用者の無期雇用、有期雇用って言うんですか、正規職員、非正規職員の比率を教えてください。

○総務課長

今年度の数値になりますけれども、正規職員がですね、全体で336人いまして、障がい者の数が2名、それから非常勤の職員が257名いて、障がい者の数が6名となっております。合計で593で、8名になるわけなんですけれども、ただ単純にですね、この8を593で割って、雇用率を出すわけじゃなくてですね、算定条件ってのがござ

いまして、非常勤職員の内、1週間の所定労働時間が20時間に満たないものは算定対象外とかですね、医師、保健師、看護師、准看護師、保育士は除外職員とする。それから障がい者の内、重度身体障害者は1名が2名分となる。逆に障がい者の内、短時間勤務職員は1名が0.5人分となるということで、先ほどの数字からですね、この雇用条件を当てはめると、職員数が370名で、これが分母になります。で、障がい者の数が9名っていうになりますので、9割る370で今年度は2.4%が障害者雇用率というような格好になっております。

○瀬戸（9番）

はい。やはり町の職員みてもやはり非正規が多くなってきてるっていう部分もある中で、やはり障がい者の皆さんのね、雇用の中の正規割合というものはやはり少ないのかなあとと思います。やはりいろんな仕事があります。そんな中でね、各それぞれの合った仕事などもあると思います。で、今回、問題機に障がい者の雇用全体をぜひともね、考える機会にするべきだと私は思います。そんな中で、質問したいと思いますが、障がい者に合わせた働き方ができる職場、業務を増やすなど、雇用を生み出す考えがあるかどうか、町長の考えをお聞かせください。

○総務課長

これは、法定雇用率なんですけれども、平成33年には、3年後にはさらに0.1%引き上げることからもですね、町としても、この障がい者の雇用を増やしていきたいと考えております。また、現在雇用している障がい者の職員は、高齢化が進んでいますので、計画的な雇用が必要であると認識しております。そのため、町ではですね、ハローワーク、地域振興局は、民間の障害者就労支援センターに相談しており、実際に障がい者の方がですね、役場の職場見学に来たりですね、就労希望者の面接も積極的に現在実施しております、今年もですね、見学に2回、それから面接を2名の方、実施して、臨時職員ですけども、実際に1名を雇用したところでございます。

○瀬戸（9番）

はい。本当に今、課長が答弁されたように、平成33年には0.1%また増やすということで、国の方から言われていると思います。本当に町長にお答えいただきたかったです。これからもね、障害者雇用増やしていくということ、課長からいただきましたので、これでこのところは、質問は町長にとは特には言いませんが、ただ私が気になっているのは、今年ね、障がい者プラン2018策定しました。とても厚くなっ

ているものなんですけれども、そこがやはり残念なことに、全く書いてないとは言いませんが、就労支援対策ですとか、雇用促進についてがほとんど明記されていないという状況です。障がい者の本当に特性にも配慮しながら、働く環境の整備などを進めていくこと、そして住み慣れた地域、障害があるなしに関係なく、やはり安心して暮らしていけるというようなそういう環境づくり、町も本気になって、今後も考えていていただきたいと要望して次の質問に移りたいと思います。

次は、福祉医療制度の支援拡充についてです。この8月1日から18歳までの子どもの医療費の窓口無料化が始まり、一月が経ちました。多くの子育て世代がこの20年以上もの長きにわたって、要望してきた待ちに待った窓口無料化です。持病をお持ちのお子さんの親御さんなどからは、「本当に助かる。よかったよ。」という声を私の方にも伺っています。今までもこの質問をしてきましたが、子どもを含む、福祉医療費全体への窓口無料化の拡充について、今日は質問していきます。今回は県の方での子どもの医療費に限った窓口無料、現物給付となりました。県の方は「福祉医療の受給対象者の内、市町村が定めるものを対象に現物給付方式を導入することとなった」と言っています。この窓口無料、現物給付は、市町村が対象者を決めてよいことになっています。そこで質問します。町として、子どもだけではなく、福祉医療受給者全て、障がい者やひとり親家庭についても現物給付を行う考えがあるか、町長の考えをお聞かせください。

○町 長

はい。子どもの医療費、また障がい者等の医療費も含めてですね、ちょっと合わせて答弁させていただきたいと思っています。まず、県内77市町村の内、障がい者等の医療費窓口無料化を実施しているのは、3町6村の計9町村のみでありまして、その多くは、首長選挙の公約として、踏み切ったところがあります。市町村間で過度な競争になっている問題もありまして、足並みを揃えるべきと考えております。辰野町は、この8月から18歳以下の子どもの医療費を窓口で無料、現物給付にしたところでありまして。これ以上の対象の拡大は、ペナルティなど多額な財政負担が生じるため、これ以上の対応は難しいと考えております。また、子どもの医療費の完全窓口無料化につきましても、思いを申し上げますが、1レセプト当たり500円、一部負担をいただいておりますが、これを200円補助し、一部負担金を300円とした場合でも、同様であります。8月実施の18歳までの窓口での無料化、現物給付を行ったばかりであり

ます。これ以上の対応は現在のところ難しいと考えています。

○瀬戸（9番）

あとで質問しようと思った自己負担金の答弁も今少しいただいたんですが、本当にね、この窓口無料、ペナルティ、ちょっと今日はその数字についてはお話ししませんが、やはり障がい者の部分の医療費とても年々増えてきているということを伺っています。そんな中でペナルティがね、やはり莫大な金額になってくる。それはやはり県もまだ補助しないということなので、やはりその部分、とてもやりたくても、したくてもできないってところがね、町長の答弁を聞いていても私わかるんですが、やはりその部分ね、今後もっと考えていかなければならないなあと考えています。ちょっとペナルティのことについては、このあと質問の中に入っていくので、ちょっとここでは言わないんですが、このやはり今一緒に答弁いただいた自己負担金ですね、500円、1レセプト500円、これがまだね、子どもの医療費の中でもあるんです。で、このレセプト、1レセプトについても上伊那の中、前回も私質問のときに話さしていただいたんですが、中川村、宮田村、そして飯島町がこの8月1日、中川はもうちょっと早くだったんですが、首長選挙もあったということもあります。やはりその地域のね、皆さんの地域の皆さんの声が、やはりそういう方向に働いたということで、首長が判断しての無料に本当の完全無料になったと思います。やはりその理由としてはね、やはり収入がない子どもに対して、自己負担金という形で、受給者負担金をかけていいのか、それおかしいんじゃないかっていうようなね、やはりそういう議論もあります。確かに払うのは親かもしれませんが、けれど、医療を受けるのは子どもです。なのでぜひね、この点についても今後ね、町としても、全額補助というわけでもなく、中川村をはじめ200円の補助、300円でしたかね、そこから無料になったと思います。そういうこともできると思います。で、今町長がちょっとね、よくほかの首長さん達も言うんですが、行政間とかね、の競争になってしまっている。私はそうではなくて、やっぱりこれは子ども達に対する本当に支援というふうにね、考えていただいて、競争じゃない。もう子ども達、収入のない子ども達には、何もいただかないです。具合悪くなったらお医者受けてください。受診してください。っていうやはりそういう町としてのね、思いというもので、至急今後も考えていっていただければと思います。そんな中で、やはり今も話しがあったペナルティの部分ですとか、町が負担している医療費が本当に莫大なものになります。で、その次の質問なんですけれども、

この長野県の福祉医療給付事業補助金、補助等の拡大要望についての質問に移っていきます。現在、この医療費補助、子どもの医療費補助ですね、県が通院で小学校就学前まで、入院が中学3年生までの2分の1を補助をしています。そしてその半分2分の1を町が補助をしています。そして、辰野町独自の補助として、通院は小学校1年生から18歳まで。入院が中学卒業した16歳から18歳までということで、全額補助、町がやっている大きなこれは本当に補助だと思います。それを今回窓口無料にしたということは、本当にね、子育て中のお母さん達、本当に大変喜んでいることだと思います。けれども、この医療費の無料化、あたかもね、県がやっているようにやはりね、ちょっと新聞報道とかそういうものをみるとね、思ってしまったって勘違いされている人がいますが、本当に自治体がこれだけのものを出しているんだよということもやはり私はある程度アピールをしながら、この制度について、補助についても町民の皆さんにもね、知っていただく必要があるのかなあとと思います。そんな中で、去年の11月のことになります。ちょっと古いんですが、下伊那郡西部村議会議員会会長名、受給者負担金の無料化に向けた、補助制度の変更とペナルティ額の補助を中学区卒業までと限定せずに、各自治体が行っている範囲で全てを補助対象として欲しいとの阿智村、平谷村、根羽村の首長さんのお名前、プラス議長さん名で県へ陳情が出されています。そしてもう1つの課題になります。窓口無料化の対象拡大、障がい者、ひとり親家庭への対象ですね。今年5月29日付で、長野県市長会長名で長野県福祉医療費給付事業補助金の内、子どもの通院に対する県の補助拡大の要望と窓口無料化の対象を障がい者、ひとり親家庭の受給者へ拡大することを要望する陳情が県に出されています。去年の12月議会でも、障がい者等の医療費助成拡大を国や県へ働きかけていただきたいと町長へも質問しましたところ、答弁をいただいています。そこで、質問します。今も少し長くなるんですが、ペナルティなど受給者負担、自己負担金の無料化などのへの要望などを言葉、そういういろんな会議ですね、上伊那広域連合長会などいろんな会議あると思います。そういうところで発言するだけではなく、ぜひともね、陳情とか文章になるような形で、県や国へ上げていかないかというような発言をね、ぜひしていただきたいと思うんですが、その点について、町長のお考えをお聞かせください。

○町 長

はい。議員のおっしゃることももっともだと感じております。今までも国庫負担金

の減額調整措置、いわゆるペナルティの廃止ですとか、財政支援の要望を行ってき
おるところであります。これからも引き続きまして、国、県へ働きかけをしていき
たいと考えております。

○瀬戸（9番）

はい。本当にこのもともとは国のね、ペナルティと言って、こんな本当に罰則なん
てね、地方自治体の本当に素晴らしいことやってるのにそれに罰則をかけるようなや
り方が本当は私は間違っていると思うんですが、やはりできるところからね、少しづ
つ変えて、地域の要望に応じていけるような、制度化などをしていっていただきたい
と要望して次の質問に移りたいと思います。

次は保育園の入所状況について質問していきます。全国的には、保育園の入所待ち
など待機児童が問題になっていますが、当町ではないと聞いています。今年の長野県
知事選の中では、3歳未満児の受け入れ態勢について話題になって、新聞報道でも話
題になっておりました。子どもの人数は減っていますが、3歳未満児の入園希望がや
はりどこの地域でも増えている。それも中途入所が増えているとお聞きしています。
そこで質問です。現在、3歳未満児の各保育園の受け入れ状況をお聞かせください。

○こども課長

では、私の方からただ今ご質問のあった各園の3歳未満児の現在の受け入れ状況と
合わせまして、今後予想されるであります、中途入所を含めました今年度末までの見
込みについて、ご報告をさせていただきたいと思います。まず、中央保育園でありま
す。現在27人を受け入れておりまして、今後10人、中途入所の予定であります。年
度末時点では37人の予定であります。羽北保育園であります。現在7人で、今後3
人、年度末では10人の見込み。新町保育園では、現在24人、今後7人、年度末では
31人。平出保育園では、現在11人、今後2人、年度末13人。小野保育園では現在
10人で今後、現時点では中途入所等の予定はございません。東部保育園につきま
しては、現在24人で、今後6人、年度末では30人、こういった状況になっております。
以上です。

○瀬戸（9番）

この3歳未満児なんですけれども、以上児と違ってやはり職員体制がね、とても少
ない子どもに対して1人というふうに決められています。本当に0歳児については3
人の子どもに対して1人、そして1歳、2歳児ですね、に対しては6人に対して1人

というような本当にきめ細かになっていますが、ただやはりこの小さな子ども達を預かって、保育をするというのはとても大変なことだということで、この国が基準を出しているんですが、この基準を下回ることにはできないんですが、それ上乗せしてね、保育士さんを増やすとか、子どもの人数を少し対象を減らして5人に1人とかっている保育園、自治体もあると思うんですが、辰野町はそここのところはどうなっているかお聞かせください。

○こども課長

保育園の方の保育士の配置基準であります。結論から申しますと、辰野町については、国が定めます児童福祉施設、最低基準等がございますけれども、こちらに準拠してございます。先ほど議員が申されたとおりでございます。0歳児については、概ね3人に保育士1人、1歳から2歳の3歳未満児については、概ね6人に保育士1人といった基準で相違ございません。で、こちらの方ですけれども、他市町村におかれましては、一部これよりも手厚い配置をされているところもあるようでございます。ただ現状では、保育士の募集をかけてもなかなか応募がない状況でありますので、現在、定めている基準でも確保がなかなか厳しい状況でありますので、当面はこの国の基準に準拠した形で配置をしてまいりたいと思います。

○瀬戸（9番）

はい。やはり辰野町も日本全国同じようにね、保育士さんのなり手不足と言いますか、なかなかね、応募がないということで難しいところだとは思いますが、本当にね、保育園によってはね、教室、クラスが空いているところもあります。で、今後ね、やはりこれからまだ申し込まれるって方もね、予約という形だと思います。あると思いますが、まだ今年度でこの人数ってことは、もうほとんどいっぱいになるのかなあとと思うんですが、来年度以降ですね、こうやはり3歳未満児の通園希望者が増えてくる可能性はあると思うんです。そうした場合には、やはりクラス増などの対応など考えていくということによろしいでしょうか。その点についてお聞かせいただければと思います。

○こども課長

基本的な考えとしましては、通園どおり、また通園希望どおり、通園希望に即した形で、保育士の配置を整えることが基本的な考え方にあると思います。ただ先ほど申したような状況がありますので、まずは最低の基準、予想される基準の配置を行うと

いうことは第一に考えたいと思います。

○瀬戸（9番）

やはり一番の問題は保育士さんの確保の問題なのかなあと思いながら今答弁を聞いておりましたが、本当にできればね、本当に保育士さん、今非正規の保育士さんが多くなってます。逆転って言いますか、人数的にね、多くなってきてる中でやはり正規職員として雇って欲しいという保育士さんはいると私も聞いています。ただ非正規になると、なかなか難しいということも聞いておりますので、その部分ね、役場の職員もそうなんですけど、正規職員でできるだけ募集をしていただいて、入職していただけるようなね、そういう人事のことも考えていただきたいと思います。そして、以前中途入所でね、希望されて保育園に未満児の子を預けたお母さんのお話をちょっと伺ったことがあるんですが、上の子が通っている保育園に3歳未満児のクラスで入れたいよっていうふうに話しに行ったら、その保育園は定員が未満児いっぱいだからほかの保育園に入ってくださいってということで、泣く泣くと言いますか、ほかの保育園にね、入って2箇所の保育園に子どもを預けることになったと。で、朝仕事に行く前に2箇所の保育園にね、送って行って帰りも迎えに行かなければならない。本当に何か大変だったって話を聞いています。今、実際あれですかね、そこで質問なんですけども、現在そういう兄弟間で別々の保育園へ通園している家庭があるのかどうか。また今後そういう可能性がね、出てくるのかどうなのかっていうのも少しお聞かせいただければと思います。

○こども課長

ただ今議員がご指摘にあったとおりに、保育園側の体制がとれない場合については、既にお預かりしているお子さんがいたとしても、受け入れをお断りをせざるを得ない状況がございます。ただし、9月1日現在でございますけれども、兄弟で別々の保育園へ通園しているご家庭はない状況になります。今後の状況であります。基本的には、大切なお子さんをお預かりしている以上、安全でまた適切な保育を行うためには、責任が持てる体制で、それを整えて受け入れをすべきと考えておりますので、基準自体は守っていくべきかなあと考えております。一方では、保護者の方の立場に立ってみれば、別々の園に通わせるっていうのは、やはり不合理、不都合だろうなあと考えておりますので、定員を超えるような申し込みがあった場合、相談があった場合については、なるべく兄弟で同じ園に通えるように、例えばですね、別の受け入れ可能な園

をご紹介するなど親身な対応を心がけてまいりたいと思います。

○瀬戸（9番）

はい。本当に計画的にね、入園申し込み時ですね、と一緒に申し込みができる場合でしたら、本当に一緒にの保育園に入園できていいんですけども、やっぱり年度途中で、介護やね、出産、そして疾病などでお母さんやお父さん、ご家族の方がね、入院してしまったりという理由で、お子さんを保育園に預けなければならない。本当に1日の内の1時間とか2時間ではなくて、保育園に預けなければいけないということが出てくる可能性もあります。実際そういう相談も以前ありましたので、兄弟間で同じね、保育園に通えるようぜひともね、受け入れ体制、検討していただいて、保育園、安心してお子さん達をね、預けることができるようにしていただきたいと要望して、最後の質問に移っていきたいと思います。

最後の質問は、福祉灯油購入券交付について質問していきます。雨が降ると、昨日のように雨が降ると、肌寒く感じる秋になったとここ数日感じています。しかし、まだまだ日中晴れた日などは暑い日が続くと気温なども予想されています。6月の議会では、私はエアコンや扇風機などへの学校の設置を要望した質問をしましたが、まさか今年がこんなに暑い、酷暑になるとも思いもせずに、やはり質問をしたところでした。そんな中やはり、今後も今までの気象の常識が通用しない異常気象も考えられます。今年は暖冬だとね、気象庁の方から暖冬ではないかというようなね、予報も出されているようですが、それも本当にわかりません。どんな暖冬なのかっていうのもわかりません。そして、この信州辰野町、冬は確実にやってきます。暖冬と言っても、冬はマイナスの世界になります。昨年12月議会でも、福祉灯油購入券交付について質問をしました。そこで、要綱で決まっている灯油の値段が1リットル、91円になっていないので、今年は支給しないと答弁をいただきました。その後、年を越して、1月に灯油の値段が1リットル、85円に高騰したので、南箕輪村では、福祉灯油券の支給を決定しました。そして、現在、辰野町の値段はいくらでしょうか。今週に入ってから私、各ガソリンスタンドや販売店調べてみました。1番安いのは、某ホームセンターで、87円。あとガソリンスタンドなどでは、安いところで92円。そして一番高いところで98円、これは店頭販売価格です。とありました。そんな中で、配達灯油というものもあります。この配達灯油、一番安いところで98円。ほとんどが100円超えを今しております。ガソリンスタンドの職員さんに、お話しを少しお聞きしま

した。「灯油の値段、まだ上がりますかね」と聞いたところ、「いやあ、まだまだ上がりますよ。下がるってことは考えられないですね。」って言うようにね、お話しいただきました。本当に、この交付を受けることのできる対象者というのは、所得の低いと言いますか、高齢者が多くて、障がい者が多いわけです。そんな高齢者などはね、ポリタンク持って、買い物行けないんです。灯油買いに行けないんです。なので、ある高齢者の方から聞いたんですが、18リットル、20リットルのね、ポリタンクを3つ、家の玄関のところに置いといて、そして配達をしてもらって、その3つに入れてもらって、少しずつ使ってるんだよという話をね、私お聞きしました。本当に、この91円、辰野町のね91円、店頭販売価格が91円。で、店頭に行けない方が多い中で、本当に今100円超えをしてます。この時点でね。8月の終わりから、この高騰してて、長野県の平均の経済産業省ですか、が出しているものでももう91.1円、店頭価格でもね。というふうにデータが出ております。で、この、そこで質問なんですけども、今期の福祉灯油購入券交付について、10月2日に決めると要綱ではあるんですけども、考えについてお聞かせください。

○町 長

それでは、ご質問にお答えしたいと思います。灯油購入券交付事業は、実施要綱に基づいて行っております。その要綱では、灯油購入券の支給は毎年、町長が別に定める基準により実施の有無を決定するとしております。町長が別に定める基準として、平成27年度に長野県石油製品価格動向調査における長野県平均単価1リットル当たり税抜き91円を超える場合と内規いたしました。したがって、実施要綱に定める10月1日の基準日において、この91円を超える場合に、実施いたします。先日の新聞では、今後のイラン産の原油の輸入に絡みまして、石油製品の元売りの値上げ、あるいはガソリンや灯油の小売りの値上げに拍車がかかる恐れがあるとの報道がありました。現在のところ、石油製品価格調査の長野県平均単価は、町が基準とする91円に達していません。85円前後で推移しております。が、実施要綱に定めた10月1日の基準日まで、今後の情勢にも注視しまして、慎重に判断してまいりたいと考えております。

○瀬戸（9番）

平成27年度に町長が定める基準ということで決められたようですが、平成27年、武居町長は、町長でいらっしゃいましたでしょうか。本当にここの要綱にもあるんで

すが、これは町長が決められる。支給するかどうかね。と決められるということになってます。ぜひ、私はこの91円、本当に長野県の平均ですよ。をとったものを基準にする。いや、現地現場は違うでしょって本当に実際、私達辰野町の町民が一番その平均のところまで行って買ってるかって言えば、そうじゃないんです。本当に地元で灯油を売っているところで私達は灯油も買ってます。全てのもの買ってますよね。それをやはりその基準で、決めていくってということについて、町長はどう思われるかちょっとお聞かせいただければと思います。ここの部分、町長が決められることなので、ぜひ答弁いただければと思います。

○保健福祉課長

はい。その年毎の町長の判断ということでございますけれども、平成27年度にこの91円を超えるということに内規いたしました。その金額、県の平均価格をもって、毎年町長と金額だけではなくて、原油の状況ですとか、住民からの要望ですとか、そういうことも勘案して毎年判断してるものでございます。

○瀬戸（9番）

じゃあその91円の根拠は何でしょうか。それについてお聞かせください。

○保健福祉課長

91円の根拠について説明をさせていただきます。辰野町の福祉灯油購入券交付事業は、平成19年、世界的に原油価格が高騰した結果、全国的に灯油やガソリン価格が急激に上昇し、住民生活や地域経済に影響が出たため、国の原油価格高騰対策を受けて、低所得者等へ冬季暖房時に必要な灯油購入費の一部を助成するために始めた事業でございます。灯油やガソリンなどの価格は、資源エネルギー庁の石油製品価格調査によって、公表されておりますが、この91円は、この事業を始めた平成19年12月の長野県の調査による1リットル当たりの税抜き長野県平均単価でございます。その後は毎年、その時の長野県の平均単価を基に、事業、導入当時の平成19年度単価と比較をしたり、前の年の単価と比較をして、灯油購入券を交付するか、判断してまいりました。これまでに、平成20年度、24年度、25年度、26年度にも灯油購入券を交付いたしました。いずれもその価格が単価で91円以上でございました。そこで、平成26年度までの実績を基に、平成27年度に灯油購入券交付の判断基準額として、1リットル当たり税抜き単価91円に設定いたしました。結果的には事業導入時の平成19年の価格の単価となったところでございます。長野県の平均単価を基準としている

ことにつきましては、議員おっしゃるとおり、町内の販売業者によって灯油単価がそれぞれ、販売価格がそれぞれでございます。その場合に、社会情勢もあります。基準とする単価を県の平均単価に求めたところでございます。以上です。

○瀬戸（9番）

はい。本当にこの当初19年ですね、から今まで消費税が8%にもなりました。年金も減らされています。そして、この夏、今ですね、特に今です。食糧品の値上がり、高騰、続いています。そしてこの8月にはなんと電気料金まで値上げをされているということ皆さんね、ちょっと気にしているかどうかということもあるんですけども、本当にこの平成19年の時、20年の頃、実施された20年とは本当に世の中も変わってきてます。そんな中で、こう今一度この91円ですね、ここも町長の判断って言いますか、皆さんで相談することだとは思いますが、ぜひともね、現場にあったって言いますか、辰野町にあった本当にものをしていただきたい。そしてたぶんこのまま下がらなければ、支給という形になるのかなあ。交付という形になるのかなあとも思うんですがね。上がっていったり、この91円とは思いますが、やはりこの91円の根拠、今話していただいたんですが、全くね、この福祉灯油というやはり経済的に大変な方達への寒い冬に対する灯油の支給交付ということ。のでね、ぜひね、この91円についても町長、ぜひとも考えていっていただきたいと思います。で、この灯油ですね、本当に灯油と言いますか、この皆さんご存知かどうか今年はどうしても熱中症がね、今まだまだ人数とか、熱中症により死亡者とか、が世の中やはり出てきていますが、この低体温による死亡をする方っていうのが、本当に年間とても多いということ。をぜひ知っていただきたいなあと思います。世の中でいう凍死ですね、低体温症でなくなることを凍死と言うそうです。今年の2月12日付の信濃毎日新聞でも出されていましたが、熱中症で亡くなる方の1.5倍の方が凍死をされている。低体温で亡くなっている。年間1,000人以上は、日本中で亡くなっているということが報道されました。本当にちなみに熱中症で亡くなる方、今年は少し多いということですが、やはり熱中症発症者はとても多いようですが、お亡くなりになる方がね、まだ少ないということで、やはり早めの対処や処置で、救急搬送が効いているのかなあと思うんですが、やはりこの凍死ね、低体温で亡くなる方っていうこともやはり上伊那、長野県の中でもいらっしゃると聞いてます。で、この辰野町、本当に寒い。この前ちょっと住宅メーカーにちょっと私、一昨日行って来たんですが、そこでも話がありました。

た。「辰野町ですか。冬は寒いですね。あの暖房しっかり入れた方がいいですよ。」って言ってね、いろんなもの勧められたんですが、やはりね、12月本当に年末からもうマイナスの世界です。家の中にもマイナス。本当にこの低体温っていうのは、高齢者などね、は本当に室温が10度であっても低体温症になってしまうっていうことがね、お医者さんの方から伺っています。本当にこういう寒い辰野町の中でね、経済的に大変な方達へのこの交付、灯油の交付、これはね、命に関わるものだと私は思っています。ぜひとも、今ね、ちょっと91円でいくという答弁いただいたんですが、10月1日までにまだね、これも変えていけることだとは思いますが。ぜひともね、これ町長そして関係課長達、ぜひね、検討していただいて、現場にあった、本当にぜひとも各ガソリンスタンド行って、灯油代聞いてください。もう本当にね、これからどんどん上がってきます。そんな中で、この灯油券が発行されるよ、交付されるよっていう情報だけでも、本当に所得の低い方達っていうか、低所得者の方達は本当にこの交付いただける方達は、とっても喜びます。ぜひともね、考えていただければと思います。すみません。はい。で、このやっぱり灯油の販売をするのにこのやっぱり金額はね、91円ということがあるんですが、本当にこの基準とするものは確かに大事かもしれません。けれど、いろんなね、先ほども課長の方から答弁がありましたが、いろんなものを経済状況も鑑みながら決めていることなのでということだったので、そこも本当に平成19年と平成30年、全然違います。ぜひとも鑑みながら検討していただいて、ぜひとも今年は、この福祉灯油購入券交付をしていただきますよう強く要望いたしまして、質問を終わりにしたいと思います。

○議長

ただ今より暫時休憩といたします。再開時間は11時50分、11時50分といたします。

休憩開始 11時 39分

再開時間 11時 50分

○議長

静粛にお願いします。再開します。質問順位10番、議席1番、小澤睦美議員。

【質問順位10番 議席1番 小澤 睦美 議員】

○小澤（1番）

議長より質問許可をいただきました2件について、質問いたします。最初に今まで

に、数回質問してきましたハイウェイオアシス創設について。今回こそ前向きな答弁をいただけるものと期待し、庁内検討委員会設置について、お伺いいたします。国は今日までスマートインターチェンジの整備による効果として、既設インターチェンジや周辺道路の安全かつ円滑な交通の確保、インターチェンジアkses時間の改善、災害の恐れのある一般道路の区間の代替え、地域イベント等地域活性化施策の支援等の効果が見込まれるとして、整備を進めてきました。そして、制度改正等を行いながら今までに、県内においては、小布施、姨捨をはじめ周辺では、梓川、小黒川、駒ヶ岳スマートインターチェンジが供用を開始され、座光寺スマートインターチェンジは供用開始に向け、現在建設中という現状となっています。また、現在建設に向け、その準備段階になっているのが、筑北、諏訪湖、若穂の3箇所があります。このような中、辰野町においても平成21年5月30日の東京朝日会の席上で、現内閣参与であり、今年度町の町政特命参与になられた当時ふるさと大使であった飯島勲氏より、「中央自動車道荒神山公園付近へのスマートインターチェンジ新設は、地元が結束して要望すれば、来年度にも採択が可能」との発言があり、その数日後の辰野町議会6月定例会において、中谷議員の質問に対し、当時の町長、矢ヶ崎町長からスマートインターチェンジ新設に向けての前向きな答弁がなされました。その後、平成25年に向け、関係機関との協議がなされるなど、スマートインターチェンジ新設に向けての動きがあり、現在の他の自治体での取り組み状況から判断しても、平成31年3月には運用開始となるような進捗状況だったと思います。しかし、次の加島町長の道路整備については、身近な道路の修繕や補修等、優先されるとの政策変更により、スマートインターチェンジ新設に向けての話は見送られ今日に至っております。そして、現武居町政誕生後の平成30年3月議会において、スマートインターチェンジ導入の検討を辰野町でも始めるべきではないかとの質問に対し、武居町長から地域生活道路の整備、補修を優先していかなくてはならないという考え方もある。しかしスマートインターチェンジの必要性を否定するわけではないとの答弁をいただきました。そのときは必要性を否定しないということは、必要ということだから設置に向けての検討を始めていただけるものと思いました。そして、導入に向けての検討が始まるものと期待したところですが、残念ながら今日まで辰野町において、導入に向けての検討に入ったとの情報を耳にしておりません。先ほどの辰野町が検討した平成21年から25年にかけての素案作りの際は、国の制度が始まった段階で、地元負担金も多額との試算が報告

され、財政負担も大きなものになることから、生活道路への予算配分を優先させるという方針転換がなされたと思っております。しかし、その後の国の数度にわたる補助制度や負担区分などの見直しが図られて、地元負担も軽減されてきました。また、利便性の面でも将来は休憩施設の近くに公園や景勝地、レクリエーション施設などの魅力ある観光資源があっても高速道路途中で立ち寄ることができず、一旦インターチェンジが出てから利用しなければならなかった点において、地元から休憩施設から人の出入りを可能にして欲しいとの要望が多く出されていたことを踏まえ、高速道路の休憩施設から隣接する都市公園を一体的に整備するハイウェイオアシスが創設され、高速道路の休憩施設から隣接する公園等に直接車で乗り入れ可能になり、公園利用の増進、地域の活性化に寄与するものになりました。その後、創設されたサービスエリア、パーキングエリアを活用した地域拠点整備事業では、連結できる施設を都市公園などに限ることなく、地域活性化の拠点として、市町村が計画整備する施設も高速道路の休憩施設と連結できるようになりました。これにより地域住民のみならず、高速道路等の利用者も地域振興施設を容易に利用し、通常のサービスエリア、パーキングエリアでは得ることのできない自然・歴史・文化・産業など地域の特色ある様々な情報サービスを楽しむことが可能になりました。質問いたします。昨日の中谷議員の道の駅、また宇治議員のほたる資料館の別館としての機能までも含めて、まさに荒神山にハイウェイオアシスを創設するための制度だと思いますが、荒神山の施設利用向上、また観光面、地域の活性化を図る必要な面からも荒神山にハイウェイオアシス創設に向けての庁内に検討委員会設置の考えはないか、町長に質問いたします。

○副町長

はい。町長への質問ですが、武居町長が副町長就任以前の経過もございますので、私から答弁をさせていただければと思います。よろしく願いいたします。思い起こしますと、平成21年、今の辰野町の町政特命参与の飯島勲氏が、このスマートインターチェンジの新設の発言から9年が経とうとしております。また、小澤議員におかれましては、平成29年の3月議会から今回通算5回目のスマートインターチェンジの質問であります。当時町民の方から、できるまで5回でも6回でも質問を繰り返し、ぜひ開通させるように努力してくれと言えと言われたということで、その約束の回数ももう超えそうではありますが、なかなか結論が出せない課題であるわけです。平成25年からは、幹事会を開催しまして、スマートインターチェンジ基礎調査を業

者に委託し、辰野パーキングエリアの直結型とあと沢底側付近と、また樋口保育園赤羽のキットウ前、つまり荒神山の東側への本線直結型の2案、全部で3案が提出されたわけであり。その後、前加島町長の先ほどおっしゃられた議会答弁により現在に至ってるわけであり。今も何人かの議員さんから、また企業訪問に行きますと、何人かの社長さんからは、スマートインターをという要望を、また逆にですね、スマートインターにかけるならほかに金を回せというような社長さんもおまして、本当になかなか難しい課題になってるわけであり。先ほど言いました3案の中では、比較すると総合評価の中では、荒神山の東側が概算事業費も一番少なくて、経費的にも町の負担が少なくいいだろうという評価が出されたわけですが、伊北インターからの距離が2キロメートルと近いために中央道を管理しているNEXCO中日本ですね、との合意ができるかどうかというのがまだ課題として残ってはいました。確かにスマートインターチェンジだけの機能では、伊北インターチェンジにあまりにも近く、それに伊北インターから降りる車をみますと、私もこのインターチェンジずっとみてたんですけれど、箕輪方面に7割、で、辰野方面に3割の状況で、この車の一体何割が竜東方面から乗り降りするのか、もっと詳しく調査する必要があるのかなあとって言い続けていたわけであり。また、インターに乗る車を想像しますと、スマートインターから乗る車は竜東地区、上下辰野、宮木、新町地区の住民が想像されるわけですが、あと岡谷の川岸辺りの住民が名古屋方面へ行くときに下り線を利用する際に利用されるかなあと。スマートインターによる距離的メリットが広範囲に及ばない。なかなか限定されてしまう地域なのかなあと頭をよぎるわけであり。岡谷市で発表した、諏訪湖サービスエリアの接続型のスマートインターはちょうど岡谷インターと諏訪インターの中間点に近く、利用が見込まれるのに対しまして、辰野の場合は、あれば便利だけれど果たしてこの場所で投資に見合う利用があるのかなあと、多くの方が心配されるわけであり。小澤議員からは、単なる通過交通としてのスマートインターだけでなく、地域活性化の拠点としての荒神山公園のハイウェイオアシス化と、さらなる課題をご提案いただいているわけであり。今まで、荒神山公園自体をハイウェイオアシス型の公園として検討したことがないので、それはご承知のとおりだと思いますが、今直面している早期に対応しなければならない課題からお話ししますと、現実的には現在は昭和46年に整備された公園内の施設が老朽化し、昨年、公園施設の長寿命化計画を策定し、まずは利用者の危険を守るための長寿命化に着手

したばかりであり、昨年はいつ倒れてもおかしくない野球場のバックネットなどを改修を行いました。体育館やドームなど、既存施設の改修が山積みとなっております。またアラパ周辺のウォーターパークのさらなる利活用などが課題もまだ残ってるわけでありまして。もし仮に、荒神山公園をハイウェイオアシスとして整備されたときに、どのような施設が必要になるかはまだ想像が付きませんが、一般的なパーキングエリアとして、私達が想像する、付属する売店とか、食堂とか、現状の荒神山にある施設の利用で足りるのか。また新たに駐車場用地の確保が必要なのかなど想像がまだつかないわけでありまして。また、新施設や既存施設への増設施設に対する補助があるからといって、また新たな駐車場用地の購入費の補助や補償費まであるかはわかりませんが、例えあるからといって、今の荒神山公園の施設整備の優先順位を変えて申請していても、尽きてくるのかは、補助金とはちょっと違うかもしれませんが、今の社会資本総合整備交付金の要望額に対する採用額の率、これにつきましては、おおよそ30%になっておりますけど、これをみても不安がよぎるわけでありまして。また、現在の国の補助率は、率がよくても55%でありまして、残りの町の持ち出しも決して少なくないと思われまして。まずは、町民へのお約束どおり、施設の改修を優先したいと考えてるところであります。辰野町の課題として、道路問題が大きな課題であることは、重々承知はしております。辰野町の幹線道路の国道、県道もバイパスの開通とか、派手さはないですが、右折レーンの設置とか、車道、歩道の拡幅とか徐々に進んではいます。庁内に検討委員会の設置の考えはないかとの質問です。荒神山公園整備の優先順位、そしてまた辰野町の事業全体の優先順位から考えて、現時点では、考えてはいません。まずは着実に現施設の改修工事を進捗させたいと考えてるところであります。ただ10年先の辰野町を考えたときに、国道のバイパス問題や、このスマートインターチェンジもそうですが、夢を持った道路計画、辰野町の道路網の計画の必要性は強く感じます。そのためにも今年度から辰野町の将来の道路のあり方を示す、道路計画の策定を目指して、準備を今、建設水道課で進めています。各区へ持ち寄る検討材料とする図面を現在作成しておりますので、できあがったら各区の道路に対する意見を聞く機会をつくらうと計画しています。スマートインターの意見も間違いなく出てくるであろうと想像していますので、意見を参考にしていきたいと思っております。決して、昨日の道の駅もそうですが、前向きな答弁ではございませんので、よろしく願いいたします。

○小澤（1番）

今、非常に詳しく説明いただいて、ありがとうございます。ただ、まだ、荒神山の施設の方を先に優先するということですが、先ほども言いましたけれど、計画から起こしても、10年くらいはオアシス、道路の関係等かかるというふうに思っています。今、道路整備に含めて、スマートインターチェンジ、またオアシス、荒神山の開発等も絡めて研究していくってことです。それに期待しておりますけれど、ぜひ、今の荒神山施設は、たぶんいろいろ物を作ってるんですが、それをさらに有効に活用してやっていくにはやっぱり外部っていうか、町外の人を招き入れるような方策をとっていかないと駄目ではないかなあっていうふうに感じますもんで、先ほど道路計画の中で、当然に挙がってくるだろうという回答をいただきましたので、この件については、以上で質問を終わらせていただきます。

次に先の6月議会において、移住定住政策、主に川島地区の定住政策として、現在、特認校制度を利用し、川島小学校に通学している児童は町営バスを利用し、バス代の補助金も支給されている。しかし、通学の際、危険な箇所を通らなければならないことや、保育園に行っていたときのように、多くの友達や児童と学ばせたい等の理由により、川島から町内の小学校に通学している児童に対しては、個別的な理由ということで、バスの利用も補助金の支給もされていない。毎日朝晩保護者が送り迎えをしている家庭、児童の現状と、区域外から通学している児童等をみたとき、定住人口の減少を防ぎ、川島に定住してくれている家庭、児童に対して不公平であり、冷たい扱いと思われる仕方がない。地元住民からの意見にもあるように、不公平をなくすためにも、特認校児童と同じように、町営バスの利用、スクールバスの利用を認めるべきではないか。このことがひいては、定住人口の減少を阻止し、川島区から町内外の小学校に通学している児童も川島に戻り、川島の人口増に繋がる可能性がある。スクールバス等の利用、補助金の支給を行うべきではないかとの質問をいたしました。この質問に対しまして、教育長は、児童生徒の通学上の一時的責任は、これは保護者にあること。統廃合等により、地域から学校がなくなり、遠くの学校に通うために、スクールバスや公共交通機関を利用しなければならない場合に、統廃合の条件として、スクールバスを手配したり、行政が財政的な負担を行ったりすることになること。特認校制度により、川島区民以外の町民が、川島小学校に通学する際も、これは町の教育施策のひとつという面から、現在補助を行っているとの説明がありました。また、

議事録によりますと、現在川島区に住所を置いたまま、例えば西小学校に通わせたいという保護者の理由が、家庭の事情によりという理由であり、この希望が教育委員会に出されたとき、教育委員の中でこのことについて議論をする中で、個々の児童の通学の状況と家庭の事情を十分理解をするとともに、さらにもうひとつ川島区の人口減少を少しでも食い止める。こんなことも考慮して、最終的には認めたということになります。川島区に住所を置いたまま、西小への通学を認めたということになります。で、現段階では、家庭の事情ということから、家庭の責任と負担により、西小学校に通学いただいているわけですが、毎日のことであり、負担は大変だろうということは、推測できるわけでございます。川島小学校の存続を町の移住定住の施策と結びつけて、これから考えていく、検討していくという方向が出されておりますから、今のあの川島区の人口減少を食い止める、川島区民の流出を防ぐという施策と関わって、町の移住定住施策の一環として、今後検討する余地は十分にあるんだろうと思います。との答弁をいただきました。質問いたします。保護者の負担を軽減し、定住政策を進める上で、早急な対応が必要と思いますが、その後どのような検討をしていただいたかについてお伺いいたします。

○町 長

このことにつきましては、先の6月議会において、教育長から答弁のありましたとおり、川島小学校に区外から通学するのにあたっては、教育施策の側面から補助を行っている一方で、川島区から区外の小学校に通ってる児童については、家庭事情によるものであることから、補助が行われていない実情があるとのことでございます。議員ご質問のとおり、この課題を移住定住政策として捉えることも大切な視点だと思います。しかし、移住定住政策として考えたときに、一部区域だけではなく、町全体の移住政策と川島小学校を対象としている小規模特認校制度との整合性、費用対効果、地域の意向などを踏まえ、慎重に判断する必要があると考えます。6月議会以降、この問題についての議論の場が持たれていないため、関係者及びこの度、川島区において発足した川島区などで構成する川島小学校存続会議委員会などの関係機関にもご意見を伺いながら役場内で検討し、判断をしてまいりたいと考えております。

○小澤（1番）

まだ検討が詳しくはされていないという中で、今後検討いただけるということですが、最近なんです、川島から出て行って、子どもさんがいる家庭なんですけれ

ど、西小学校に通ってる家庭が帰ってくるということを聞いております。また、今回の今言ったスクールバス。また補助金等の支給がいただければ、さらに町外、また町内に川島から転出して行ってしまった家庭が帰ってくる可能性があるというふうに私はみております。ぜひ、検討いただく中で定住政策の上でも、重要だという観点からさらに検討いただいて、不公平のないような行政を進めていただければというふうに思いますので、よろしくお願いします。

次の質問に移りますが、質問通告書の用紙には、川島が住みやすい教育環境地域となるための通学区の変更についてとしてありますが、本当はこの後に移住してきた人、今住んでいる人が住みやすい地域となるためにとしたかったわけですが、字数の関係で短くさせていただきました。要は川島が住みやすい地域となることを願っての言葉です。この言葉が、ある会議において、共通の言葉となりました。ある会議というのは、3月26日の辰野町総合教育会議の席において、町長が川島小学校を存続させるとの表明を、川島地域において、川島小学校存続会議が発足し、先日の第2回目の会議のことであります。そして、それには参加者の多くの方から幾度に発せられたのが、通学区制度の弾力的運用ができないかということでした。そして、そのことを強く発せられたのが、移住者の方々でした。現在、川島小学校の児童は、全員で11名ですが、保護者の方で10年以上川島に住んでいる方の児童は1名で、あとの10名は移住された方と特認校制度の児童です。その保護者の方も川島に移住してきて4、5年目という方が最長で、あとの1年、2年という方々ということになります。もちろん川島小学校の児童数を増やすことを目的に、少人数の教育を受けることを希望する場合として、特認校制度等政策的に捉えた結果、現状を生み出したということですので、移住者のための学校ではないかと非難することはできません。しかし反面、川島小学校で行われている運動会、音楽会は数年前から児童数の減少のため、川島小学校運動会、川島小学校音楽会とは言わず、ふるさと運動会、ふるさと音楽会と呼び、そこには、町内そして地域の大人の団体の方々が出演参加しています。しかしながらふるさと川島から西小学校等に通学・通園している児童をみかけたことは今までありませんでした。理由としてはそれぞれの学校において、それぞれに行事が行われていることが大きな理由ということですが、それ以外においても児童同士、父兄同士が交流しているということをあまり聞きませんでした。私はこのような現状に対して、先ほどの移住者の方々が、同じ川島地区の子ども達、保護者が交流し、自分達にとっても川島

が住みやすい地域となるように願っての発言と思っております。自分達は少人数の教育を受けさせたい。自然豊かな中で育てたいため、川島小学校に通学することを選んだ。しかし、川島に住所を置いたまま、西小学校に通学する児童は、家庭の事情という中に含まれている大人数の中で教育を受けたいために西小学校を選んだという意思を享受できる地域をつくること。いわゆる多様性を認め合える地域をつくることから移住者である自分達にとっても住みやすい地域になるのではないかという思いから通学区域を変更していただきたいとの要望に繋がったのではないかと思います。このような移住者の皆さんの思いを無にしないためにも、「小学校の指定校変更を希望するときは」の10項目目に「川島地域の児童が大人数の教育を希望する場合」という項目を設けるべきと思いますが、設置する意思があるか、お伺いいたします。

○教育長

はい。議員の質問にお答えをしたいと思います。議員言われるとおり、人口減少、それから子どもの数が減ってく中においては、川島地区のみならず、町内どの地域においても地域住民がそれぞれの立場、主義、主張を超えてともに力を合わせ、地域の魅力を発信したり、よりよい地域づくりに邁進したりしていくことはとても大事なことだと思います。川島区においても言われるように、川島の住民、それから移住者、また川島の住民でありながら子どもは他の地域の学校に通わせてる方、様々いるわけです。そしていずれも各家庭の思いがあって、生活をしているわけですが、地域づくりのためには、各家庭の思いを乗り越えて、ともに力を出し合えることがよいと考えます。この点では、議員の思いと全く私も同じでございます。ですからぜひ議員もその立場を乗り越えて、川島地区の住民同士が手を取り合えるように、そしてまた議員言われました多様性を認め合える雰囲気醸成のために、川島区において、奮闘していただければとこう願ってるところでございます。これができないと、いくら制度を修正する、あるいは制度に新たに項目をこう追加をしてみても、ともに力を合わせて、行動するという多様性を認めた地域づくりというのにはならないんだろなあと思います。次に通学区の問題ですけど、6月の議会でも答弁いたしました。町の教育委員会では、議員言われるように、家庭の事情を理解するとともに、川島区の人口減少を少しでも食い止めたいというこのことにも思いをいたし、2年前から住所を川島に置いたまま、町内他の小学校に通いたいという方につきましては、認めてまいりました。議員言われるように、10項目目にこの新たにね、川島地区の子ども達はと、

他の地区の学校に行くことができるというようなことをもし入れたとしますと、これはどうでしょう。町の教育委員会が率先して、川島地区の子ども達を外へ出しているというふうにも、出しているというそういう宣言をしたというふうにも捉えかねませんので、6月と同じですけれど、項目の8の趣旨で、今後も対応してまいりたいと思います。この通学区の弾力的な運用をという話しはございましたけれど、辰野町では現在この川島小学校の状況、川島地区の状況もこう鑑みて、他の市町村に比べますと、かなり通学区については弾力的に運用しております。他の市町村ではね、家庭のこの程度の事情では、まず通学区の変更は認められません。以上ですが。

○小澤（1番）

地域をよくするには、議員が考えろじゃない、議員が責任を持つてというような雰囲気にとれましたけれど、私としても頑張っていきたいと思いますが、ただ通学区の関係については、制度で確かに8項目目にあるんですが、自分の自主的っていう話しが勝手にやったんじゃないかというような雰囲気にとられかねております。それを打破して、川島地域がよくなるっていうふうに考えた場合に、やっぱり制度的に認めていただいているんだよっていうことをお互いが理解することが、地域の融和を図ってくんではないかというふうに思っておりますので、再度検討いただければというふうに思います。今日、偶然だったんですが、信濃毎日新聞にこんな記事が載っておりました。「この場所に学校をつくりたい。ふるさとをここに。」ということで、シリーズでやってるんですけど、山あいの地、首都圏から現れた若手っていう見出しがついております。それでその場所なんですけど、佐久穂町の大日向、ここは270世帯で650人が暮らしているところだそうなんですけど、千曲川上流の文字どおり、西向けに開けた谷だという地域です。その中で平成に入って2度の大合併で、地の自治の求心力も薄れた。少子高齢化でここ10年は毎年平均15人ずつ住民が減り、2012年地区唯一の佐久東小学校（旧大日向小学校）が閉校。住民は地域存続のよりどころを失ったかにみえた。2年前そこに学校をつくりたいと首都圏の若手達がやってきた。一人ひとりの違いを認め合い、自ら考え、協力して、地域、社会をつくっていく市民を育てたいと企業経営者や元教員らでつくる財団。東京が来年春の私立大日向小学校開校を目指している。そこの住民は、奇跡だ、本当に実現できるのか。様々な受け止めの中で、新旧の住民が交わりあおうとしているという記事がありました。やっぱりなかなか公立ではできないことかなというふうに思うんですが、その目的が私立であるからできる

企業経営者、教員が集まってつくるという話しになるんですが、その目的って言いますか、先ほど言いましたように、やっぱり一人ひとりの違いを認め合う、そんな地域でないとなかなかうまくいかないなあというふうに思いまして、この記事を参考にしたんですけど、先ほど言われたように、地域の人達が皆、お互いを認め合って、川島の住んでる児童、子どもに対して、素直になれるというような雰囲気をつくるにはどうしても今の通学制度が緩和と言いますか、移住者の方々が先ほど言いましたけれど、望んでいるようなスタイルをとっていくことが川島地域の発展に繋がってくのではないかというふうに私は考えましたので、ぜひいろいろの理由もあるかもしれませんが、定住人口、また移住人口の増加に繋がっていく政策として、もう一度通学制度を弾力的に、辰野町は弾力的だって言われたんですが、ほかの地域においても同じように取り組んでいるあれがありますので、ぜひ考えていただければ幸いです。

次の質問に移ります。町が設置した川島小学校の将来を考える連絡会議について質問いたします。昨日の垣内議員の質問とかぶる点があると思いますが、質問させていただきます。3月26日の武居町長が、総合教育会議において、川島小学校の存続を表明したのを受け、川島区でも川島小学校存続のために、7月11日に川島小学校存続会議委員会を設置し、これは先ほど町長も話していた委員会ですが、私も地元町議会議員という立場で、委員に委嘱され、今後の取り組みについて協議しました。その後7月23日には、町主催による第1回川島小学校の将来を考える連絡会議が武居町長、宮澤教育長はじめ、担当課職員との合同会議が開催され、町の方針が示されました。また、この川島小学校の将来を考える連絡会議の設置の目的について、区が作成した議事録によりますと、町長はあいさつにおいて、当連絡会の設置の目的は、川島小存続に向けた思いや理念を同じくする関係者が緊密に連携し、川島小の将来を見据えた取り組みを推進していくこととされています。川島区ではそれを受け、8月29日には、第2回川島小学校存続会議委員会を開催し、町長の言う3年間の内に、川島小学校の存続に繋がる方策をいくつか議論してきました。その中で明らかになってきたのは、川島小学校の存続という言葉自体が川島小学校に入っただけよう話しても存続という言葉があるだけで、話しを聞いていただけないこと。また、特認校制度を進めるべきという話しもありますが、この点については、30年3月議会において、熊谷議員の特認校制度を町はどのように評価をしているかとの質問に対して、教育長は導入当時では、この特認校制度というものは、あの当時考えれば最良の策であったという

ふうにこう考えるわけですが、現実、転入よりも転出の方が遥かに多いという結論になってしまいますと答弁しています。このように、存続に対して容易ではないと思いつつ、取り組みを進めている中で、町が設置した川島小学校の将来を考える連絡会議の川島小学校の将来を考えるは、どのような意味を含んでいるのか。地元川島区では、3年という期限を気にして、取り組んでおります。しかし、3年後の川島小学校は、教育委員会の資料によれば、川島区の児童がほとんど在籍しなくなることも想定され、それも全校で10人に満たない可能性があると言われております。そしてこのような学校環境は、もはや複式学級による少人数指導のメリットも全く見出すことはできないと言える。つまり、他の仲間とともに話し合っただけで考えを深めていく。体育や音楽のように集団で学ぶ感動を味わうこともできない状況を作り出し、子どもの学びにとっても、好ましい状況ではないとしています。質問いたします。このように教育の現場を預かる教育委員会がある意味川島小学校の将来はないと結論づけている中で、当然に町長部局においても、その状況を把握、共有していると思いますが、川島小学校の将来を考えると、3年後を見据え、その先の川島小学校のあり方までを考えてのことなのか。それとも単なる言葉の綾なのか、改めて川島小学校の将来を考える連絡会議とはどのような意図を持った会議なのか、お伺いいたします。

○町 長

川島小学校の将来を考える連絡会議の意図と、川島小学校の将来に関する質問にお答えいたします。ただ今の議員のお話しにもありましたように、当連絡会議の設置の目的は、川島小存続に向けた思いや、理念を同じくする関係者が緊密に連携し、川島小の将来を見据えた取り組みを推進していくことでもあります。これは先に開催した連絡会議の冒頭の私からの挨拶においても述べましたが、川島小学校を維持するためだけに、一時的な児童の確保だけを考えるのではなく、大切なのは地域の活性化を図り、住民が愛着と誇りを持って、住み続けたいと思える持続可能性のある地域の実現を目指すべきであり、そのためには行政のみならず、地元区、学校関係者、住民関係者が情報を共有しつつ、それぞれの立場で主体的に考え、機能的に連携していくことが、重要だとこの連絡会議の意図については、述べさせていただきました。議員のご質問には、その先の川島小学校のあり方までを考えてのことかとありますが、川島小学校のみならず、町内全ての教育機関、さらには辰野町全体を視点、視座に将来展望を考えるのが、この町の長である私の責務であると考えております。地域の将来に目を

向けたときに、子どもが集う小学校などの公共空間は、地域コミュニティの核となるものであるため、その機能を失うということは、すなわち地域社会そのものの衰退に直結する重大な危険をはらんでいるとおっしゃる方々もいらっしゃいます。議員が主張される現在の川島小学校における教育のあり方に照らしたときのデメリットも十二分に理解をするところではありますが、地域コミュニティの持続、その先にある活力ある辰野町を構築するためには、学校という存在そのものを教育とは別の側面からも捉える必要もあることをご推測いただきたいと思います。さらに、人口減少基調にある地方の現状において、今回の川島小学校を取り巻く問題は、将来的に辰野町の他の地域でも起こり得ることであり、そのモデルケースとなる可能性も認識し、熟考を重ねているところでございます。川島小学校を巡っては、様々な声があることを承知しております。私としましては、地域の皆様に寄り添う気持ちを常に忘れず、一つひとつのご意見をしっかりと受け止めさせていただき、町の将来、川島の未来に目を向けてまいりたいと存じております。

○小澤（1番）

今、町長さんの話し聞きますと、地域の発展と学校を結びつけてという話しですが、先ほど言いましたように3年後には、ほとんど川島の児童が、川島地区の児童がいなくなるっていう状態になります。その中でコミュニティを作っていくってというのは、非常に困難な状態ではないかなあというふうに思っております。ちょっと参考にですが、7月のときに町長さんも参加いただいた議員の研修が、遠野市の方にありました。遠野市まで行って、中学校が統合する方向にもっていっているってところを視察しました。そのときの市長さんが開口一番言ったのが、子ども達が7人とか、それ以下になったりすれば体育のときにバレーボールもできないじゃないかと、それは中学校の場合だったんですが、同じように先ほど言いましたように、大勢いなければ体育、また皆との協調もとれないっていう状況になります。やっぱり私は子どもの立場を優先していくことが、地域の発展に繋がっていくんではないかというふうに思いました。確かに町長の言うように、いろいろの声があるかもしれないですけど、町の全体を考えていくっていう中で、やっぱり町長も3年後どうなっていくかを見据える中で、取り組んでいただけるっていう姿勢が必要ではないかというふうに思いますので、ぜひそれらを要望して、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議 長

ただ今より、昼食のため暫時休憩といたします。再開時間は、13時30分、1時30分ですので、時間までにご参集ください。

休憩開始 12時 37分

再開時間 13時 30分

○議 長

それでは再開いたします。質問順位11番、議席8番、成瀬恵津子議員。

【質問順位11番 議席8番 成瀬 恵津子 議員】

○成瀬（8番）

それでは通告にしたがいまして、2項目について質問させていただきます。初めの1項目目であります。通学路の安全確保について質問させていただきます。全国的に通学路の安全、安全確保により一層の強化が深まってきております。理由といたしましては、登下校中に起きている痛ましい事件、事故が増える中、地域の皆で児童が安全・安心に登下校できるよう再度見守り活動、危険箇所の総点検に力を入れるよう活動がより一層強化されてきております。児童の目線で歩いて課題を探ることが重要なのであります。登下校防犯プランが6月に閣議決定され、地域全体で対策を検討することが大切と言われております。そこで辰野町の現状はどうなのか、何点かお聞きいたします。初めに、5月にPTA連合会から通学路の危険箇所の安全対策について、要望書が出されてきております。これは、毎年各学校からの要望事項をまとめたものでありますが、毎年同じ場所の改善要望も出てきているようにみえます。その中で、今年度改善された箇所、来年度に向けての計画はどのようになっているか、お聞きいたします。

○町 長

はい。それでは成瀬議員のご質問にお答えいたします。PTA連合会からの要望につきましても、交通安全上の主にハード的な対策を建設水道課の方で担当しております。このハード的な対策は、施設の新設要望が主でありまして、隣接地権者や隣接施設管理者の承諾が必要となる案件や、事業費、事業期間を相当要する案件が多く、さらに実施するには、地元分担金がかかるため、区と調整し、区要望として上げていただくようお願いしているところであります。実際に区と調整ができ、区要望として上げていただいた箇所については、早ければその次年度に対策工事に着手できるケース

もあります。なお、新設ではなく既存施設の修繕で対応できる要望については、緊急修繕費がありますので、随時対応しております。内容によっては、地元分担金がかかる場合もあります。実際昨年度の要望の中にも同年中に対応した箇所がいくつかありました。したがって、当連合会からの要望につきましては、建設水道課でもできるだけ対応しておりますし、連合会側におかれましては、生徒児童の交通安全確保に向けて、地元区との調整を今後一層図っていただくようお願いしていきたいと考えております。なお、今年度出された要望に対しましては、工事実施予定が2箇所、小野の駒沢川沿いのフェンス、もうひとつ樋口東天用水路沿いの防護柵があります。また、測量設計をし、計画中が1箇所、これが町道1号線ですが、となっております。全て区との調整が整い、区要望として上げていただいた箇所となっております。以上です。

○成瀬（8番）

今、先ほど町長、区との調整ができてるっていう答弁でありましたが、このPTA連合会と、その要望は各区にも出されてるっていうふうに捉えてよろしいでしょうか。各区長さんもこれは把握してて、町から区に言うんでしょうか。PTA連合会の方から区に言うんでしょうか。

○建設水道課長

PTA連合会の要望につきましては、各PTA会長、また学校長名と、あと関係するですね、区長さんの名前で要望が出ております。ですから、区長さんも重々承知で要望書を上げてきていただいているかと思うんですが、実際みてみますと、区の方から上がってこない事案もかなりありますので、そういう点で先ほど町長申したように、区と調整しながら要望書を上げていただきたいということをお願いしてるところでございます。

○成瀬（8番）

はい。わかりました。優先順位というものもあると思うんですけども、この次の質問ですが、各学校の危険箇所の通学路のこの総点検というのは、どのような方法で実施されているのか、お聞きいたします。

○教育長

はい。議員の質問にお答えをしたいと思います。町内の小中学校では、各地区担当の先生がそれぞれこう割り振られております。特に小学校では、4月当初が集団下校

となりますので、地区担当の先生方がそれぞれこう地区まで行くということが起こってまいります。ですから、これに併せて各地区担当の先生が確認することはできますし、またそれぞれ地区で地区PTAの方達と懇談会がございます。そこから、保護者から情報が寄せられているこんな場合もございます。で、特に従来より総点検として最も有効なのは、先生達目よりも、PTAの方達からの情報っていうこととなります。各地区のPTAより、毎年特に通学路の危険箇所については各学校のPTAの本部会、名前、呼び方はそれぞれ学校によって違いますけれど、学校のPTAの本部の方に情報が集まります。それを集約して、そしてPTAの方から学校の方に寄せられるという形になります。それらはさらに先ほどね、話しありました町PTA連合会で集約されて、町への要望ということになってくるわけでございます。先生方自身の手による全通学路の総点検っていうのは、今回の大阪北部地震を受けてのブロック倒壊、あれを受けてということになりますけれど、2回実施いたしました。6月とそれから夏休み中ということになります。これにつきましては、先ほどの地区担当の先生が通学路の危険箇所というそういう視点で、ブロック塀も含めてですね、子ども目線で車でずっと通ってしまうんじゃなくて、実際に歩いていただいて、特に夏休みです。歩いていただいて、点検をいたしました。ただ今回のようなね、先生方が子ども目線で通学路を一步一步歩いて、確認をするというのは、今までは実施されていなかったんではないかと思えます。今回、今年度初めてだとふうに理解しております。

○成瀬（8番）

今年度初めて実施されたということではありますが、このPTA連合会だけではなく、保護者から直接学校へ危険箇所の部分がございますので、何とか対応してもらいたいってというような要望はありますでしょうか。そういったときは、直接学校へ来られたときも区を通してとか、そういうことはないのでしょうか。

○教育長

はい。実際にそのような事例も毎年数件ございます。普段、気がつかなかったけれど、今日通ってみたら例えばちょっと通学路の横がこう何て言うんですか、大きな穴が開いてたなんていうのは、昨年度もあったんですけど、そのような場合にも直接学校の方に連絡をいただきます。学校からすぐ教育委員会へ上がってまいりますので、教育委員会でも確認させていただいて、必要な課の方にお問い合わせする自体、昨年度もこれは東部保育園でございました。

○成瀬（8番）

はい。わかりました。先ほども言いましたが、児童の教育長さんも言っていただきましたが、児童の目線で歩いて危険箇所の点検、課題を探す。これが普段見逃している箇所もこの歩いて危険箇所を探す、発見できます。アスファルトが持ち上がっている。陥没して歩くことも危険。また用水路に蓋をして欲しい等の危険箇所の相談が寄せられます。これも歩いてみるとわかることでありますので、ぜひまた歩いての危険箇所の総点検の実施を要望いたします。

次の質問であります。ゾーン30についてお聞きいたします。辰野町では、小野と宮木に設定されておりますが、町内を見て回りますと、まだまだゾーン30に設定欲しい道路が何箇所もあります。この件に関しましては、PTA連合会からも要望が出ておりますが、通学路が朝夕の車の抜け道となり、私の家の側の道路も抜け道利用で猛スピードで走って行きます。通学路でもありますし、道路沿いには何件か小学生を持つご家庭があります。ゾーン30の声が挙がっております。このゾーン30の設定には、何か厳しい決まりがあるのか、そういう申請方法と町内で今後設置の予定の場所はあるか、お聞きいたします。

○建設水道課長

はい。ゾーン30をですね、指定する手順としましては、まずは地元で指定したいエリアを決めていただきます。それを持って町と一緒にですね、警察へ相談をかけます。警察の判断基準として、エリア内に二車線道路、センターラインが引かれている道路が含まれていないかという事と、あとエリア内の住民に反対者がいないか。ある程度まとまった範囲のエリア設定となりますので、飛び地ですとかですね、そういうような形はできません。そういうようなこと判断していただいて、警察の方で内諾を得られた内容で、正式に要望書を警察の方へ提出するようなこととなります。続いて、地元説明会を開きまして、そしてゾーン30についての理解を深めていただきます。その内、標識ですとか、路面表示、また区画線等ですね、対策内容を検討しまして、警察と道路管理者であります、辰野町がそれぞれですね、予算化をして、対策実施してまいります。警察等、道路管理者で担当する対策内容が違いますので、完了するには時間差がございます。ゾーン30の指定になるには、警察のですね、担当する道路標識が設置されてからとなります。ご質問の申請方法としては、今、ご説明したとおりでございますが、まず、地元からですね、要望を上げていただくってこ

とが大切かなあとと思いますので、今後設置予定は今のところございませんが、歩行者の安全確保のために、必要な箇所については、今後推進してまいりたいと考えております。以上でございます。

○成瀬（8番）

じゃあ、区を通しまして、申請方法をきちんと行えば、このゾーン30の設定は可能と捉えてよろしいでしょうか。

○建設水道課長

先ほども申しましたけど、条件が整えば、可能かと思います。

○成瀬（8番）

この申請が通った場合、設定まではどのくらいの期間が。結構期間は、1年とか、もっととか、かかってしまうんでしょうか。

○建設水道課長

それぞれの場所にもよりますけれども、1年以上かかりますので、ご承知おきをお願いしたいと思います。

○成瀬（8番）

町としても設定の場所を把握していただきまして、児童の安全のためにぜひ検討していくことを要望いたします。

次の質問に入ります。6月に起きました大阪高槻市で地震により小学校のブロック塀が倒れ、小学生が尊い命を落とすという痛ましい、悲しい事故が起きました。これを受け、全国的に学校の塀の緊急点検作業、撤去作業が行われ、辰野町では、各学校にブロック塀がないという報告でありました。しかし、町内を見回ってみますと、民家で倒壊の恐れのあるブロック塀が見受けられます。今後、町内でこういった危険性の高い塀について、行政の対応の考えをお聞きいたします。

○総務課長

ブロック塀はですね、個人の財産となりますので、まずブロック塀の点検を促すことから始めております。広報、ほたるネット、ほたるチャンネルでブロック塀の点検を促す広報を実施したところでございます。また有資格者ですか、によるブロック塀の点検については、相談窓口をですね、伊那建設事務所建築課で対応している旨をですね、広報8月号により住民に周知いたしました。

○成瀬（8番）

個人の塀ですので、いろいろは言えませんが、やはり危険性の高いものは、行政の責任のもと、しっかりまた今後対応すべきと思います。

次の質問であります。通行人の被害を未然に防ぎ、安全を確保するため、個人の所有で、倒壊の恐れのあるブロック塀等があります、の撤去費用の補助金を出す自治体が増えてきております。これに関しましては、昨日も質問がありましたが、撤去したいが、費用を考えると悩むという方もおそらくいらっしゃると思います。この撤去を希望する方に辰野町もそういった補助金を今後新設する検討を昨日も答弁がありましたけど、再度検討すべきと思いますが、その考えをお聞きいたします。

○総務課長

来年度、予算計上に向けて、検討していきます。

○成瀬（8番）

はい。前向きの答弁ありがとうございます。次に新潟で小学生が下校途中に連れ去られ、殺害されるというこれも大変痛ましい、悲しい事件が起きました。二度とこのような事件が起きないことを願うばかりであります。そこで質問いたします。町内小学校5つありますが、徒歩通学で自宅から学校まで一番遠い児童で通学に約何キロ、時間にしてどのくらいかかるか、お聞きいたします。

○教育長

はい。議員の質問にお答えしたいと思います。この通学の状況につきまして、各小学校にお聞きをいたしました。その結果でございます。辰野西小学校でございます。一番遠い児童、新町区の神戸ですけれど、3.5キロ、時間にして50分と。今これ南側になりますが、北側になりますと下辰野区ではたる童謡公園付近からということで2.5キロ、40分。辰野東小学校ですが、一番遠い児童、3.1キロ、45分くらい。これは樋口地区の山際地区でございます。辰野南小学校、2.0キロ、約30分。これは羽場駅の東の地区の児童ということになります。川島小学校、1.7キロ、約20分。下飯沼地区の児童。両小野小学校ですが、辰野側、雨沢地区の児童になりますが、2.5キロで約30分。北小野の関係ですが、古町地区の児童で2.7キロ、約40分ということになりますけれど、距離はいいんですが、時間っていうのは、これ児童によってね、歩くスピードって変わってまいりますし、1年生と6年生でもこれ大きく差は出てまいります。学校からいただいた時間ということで、ご理解いただければと思います。以上です。

○成瀬（8番）

私も町内、車で走っていると、通学路でね、長い距離の通学路、民家がなくなるちょっと寂しい場所も人通りが少ないっていう箇所もあるように感じます。次の質問であります、不審者対策として、お聞きいたします。各学校にボランティア活動として子ども見守り隊がおりますが、見守り隊の人数、配置場所は適正になっているのかをお聞きいたします。

○教育長

はい。各学校の児童の登下校時の見守り隊ということでございますが、これはあくまでもボランティアでございます。まず、見守り隊の人数ですが、辰野西小学校が22名、辰野東小学校が21名、辰野南小学校が11名、川島小学校が13名、両小野小学校が30名と。辰野町全体では、単純に足せばいいわけですね、97名ということになります。ただし、この数字はあくまでも小学校に登録をされて、ボランティアとして登録しますよということで、登録されて、小学校が把握している数ということになります。ですから、実際にはこのほかに登録はしてないんだけど、個人的にその通学の時刻に合わせて、自分のね、運動も兼ねて、通学路を中心に地域を歩いている方も何人もおります。このボランティア登録されたボランティアの中には、毎日この決まった場所に立たれて、見守っていただいている方も当然おりますし、先ほど言いましたように、通学時刻に合わせて、運動を兼ねて、地域を歩いているこんな方もおります。ボランティアですので、できるときにできる範囲でということで都合のつくときにといいことでお願いをしております。ですから、今議員言われるように、この学校としてボランティアの方が適切にこう配置されているかどうかというのは、これは把握しきれはおりません。ボランティアで行っておりますのでね、学校で何時から何時までにこの場所に立ってくださっていうことは、これはちょっと無理があるのではないかなあとそんなふうに思います。また、朝の登校時刻っていうのはね、大体7時から8時っていう時間が集約されるわけで、ボランティアの方達も比較的出やすいわけですけど、問題は下校なんですね。この下校時刻っていうのは、学年によって大きな差がございます。ですから、学年それぞれ下校時刻違う中で地域のボランティアの方達が全てに対応できるっていうことはこれは難しいところがあります。以上です。

○成瀬（8番）

私も一応、見守り隊をやらさしていただいておりますが、本当に毎日ではできません。夕方もなかなかできないんですが、朝なるべく外に、家の近くですけど立って子どもさん達と、ちょっとした会話をしながら見守るようにはしております。で、新潟で起きました小学生殺害事件であります、これは下校時に友達と別れた後、連れ去られて殺害されてしまったっていう事件であります。で、昨日であります、長野市教育委員会で、この事件を受け止め、通学路の危険箇所の総点検、例えば公衆トイレ、草木の茂っているところ、人通りの少ないところ等を歩いて、教育委員会の方達が、歩いてポイントポイントを点検したとニュースで報道しておりました。次の質問であります、児童が先ほど距離と時間を言っていたいただきましたが、この長距離をひとりで寂しく登下校するというような状況はないでしょうか。必ず、集団での登下校ができていないのか、お聞きいたします。

○教育長

はい。ひとりで登下校する児童がいるのか、あるいは何人いるのか、これ非常に大変難しい質問だと思うんですね。家から学校までずっとひとりで、ひとりっきりで歩いて行く児童は、僕はひとりだよとこういうふうに数えるわけですけど、途中までひとりで行くんだけど、途中から合流して、学校へ行く。こういう子達もいるわけですね。これ逆もあります、帰りなんかはね。実は辰野東小学校では、各学年毎、児童に聞いて、寄せていただいた数字がございますけど、非常にこれは難しい数字だなあと思っているんですが。登校時ですけど、ひとりの児童として、自分自身が手を挙げた数ですけど、1年生は1人、2年生は3人、3年生11人、4年生5人、5年生12人、6年生が13人いると。で、今度は下校のときですけど、ひとり、1年生は1人、2年生は2人、3年生が4人、4年生が6人、5年生が2人、6年生が8人ということになります。ですが、先ほどこう話ししましたけれど、児童もね、途中からひとりになる場合でも、もしかすれば手を挙げているかもしれないし、挙げなかったかもしれないっていうことで、こうはっきりしないんですね、きっと。児童にとってもね。実は私の孫も今年、小学校1年生に上がったんですけど、朝は地域の同じ学年の子、3人くらいでこう行きます。学校まで家の近くから学校まで複数で行きますけれど。帰りはこの子達皆、学童行ってしまいますので、うちの子は学校からずっと家までひとりということになります。うちの孫はどこで手を挙げたかわからないんですけどもね。そんなことがあります。ただ、はっきりしてるのは、集団で下校しても必ず最

後はひとりになるってことなんですね。家の近くで必ずひとりになる。ということでございます。はい。以上です。

○成瀬（8番）

はい。わかりました。ちょっと調べましたら、遠い、歩くにね、ちょっと時間のかかるようなところは、朝は友達と歩いてっても、帰りはおじいちゃんとか、おばあちゃんとか、ご家族が途中まで毎日迎え行ってるって家庭もお聞きしました。そういう方法もあるけど、どこの家庭も送り迎えできるとは限りません。で、これからの季節、日が短くなってきます。見守り隊の強化も大事ですが、見守り隊ばかりに頼ることはできません。農作業の方、また散歩中の方等のご協力も得まして、子どもの見守り強化を進めていただき、不審者対策に力を入れ、子どもの安全・安心を最優先課題といたしまして、多方面に向けての検討を要望いたしまして、この項目は終わります。

次に2項目目の防災について質問いたします。この件につきましては、昨日、幾人かの議員が質問しており、重なるところもありますが、再度質問させていただきます。今年7月の西日本豪雨災害は、14府県で200名を超える死者を出し、平成に入って最悪の豪雨災害となりました。さらに台風21号、そして北海道で起きた大地震、次から次と災害が日本列島を襲っております。犠牲となられました皆様に謹んで哀悼の意を表しますとともに、被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。毎年のように台風や大雨による豪雨災害が頻繁に発生しております。今回の豪雨災害では、同様の災害を二度と繰り返さないための教訓の浮き彫りになりました。例えば、ハザードマップ、地域防災計画、自主防災組織、地域防災計画まで再認識しなければ災害時に命を守ることは難しいと指摘されております。また、防災行政無線で、避難指示など災害情報を住民に知らせるための体制整備、災害時に自力で移動が困難な高齢者や障がい者などの避難対策も重要になってきます。さらに、インフラの老朽化対策も課題であります。7月の始めに辰野町も大雨警報が発表されるほどの事態になりました。幸いに大事には至りませんでした。辰野町の防災体制は万全か、日ごろから点検・整備をしておかなければ、いざというとき機能しません。今年は、例年に比べ、早いペースで次々と台風が発生している危険状況であり、9月2日の防災訓練は区毎、様々な訓練をされましたが、マンネリ化も感じられ、近年の大災害時を想定した訓練が必要と考えます。そこで質問いたします。各自治体で発表する避難情報について質問いたします。自治体が住民に避難を呼びかける情報には、避難準備、避難勧告、避難指

示があります。これは、災害対策基本法に基づき、各市町村が発令するわけでありませんが、発令の意味の理解の仕方の問題があります。今回の西日本の災害で、教訓となりましたが、従来の警報と混同してしまい、情報が正しく伝わらないのであります。特別警報、これはつまり最後の警告、この時点で逃げても命の保障はない状況ということすら正しく理解していないのです。町長が発令する避難開始、避難勧告、避難指示について、町民が理解できるよういざという時のために、わかりやすく説明をしておく必要があります。町長にわかりやすい説明をお聞きいたします。

○総務課長

昨日、今日とですね、防災について、避難情報については、いくつか質問いただいております。避難を呼びかける情報の内容についてはですね、昨年6月に全戸配布しました、ハザードマップに記載されてるわけでございますけれども、それに併せて広報で周知も行ったわけですが、なかなか議員さんおっしゃるとおり、住民の理解度については、厳しい状況かなあと感じておりますので、繰り返し機会ある毎に、説明をしていきたいと思っております。また午前中、向山議員の提案もありました、チラシの配布についても併せて考えていきたいと思っております。

○成瀬（8番）

一点、お聞きいたしますが、避難警報が出された場合、どこの地域もしっかり聞こえる状況にはなっておりますか。聞きづらい地域はないでしょうか。

○総務課長

なかなか防災無線でですね、全エリアを網羅するっていうのは難しいわけなんですけども、一番はですね、ほたるネットが家で見えるんですけども、今、携帯ですね、携帯の登録件数が約4,600件登録しております。ですから、徐々に携帯のですね、に登録してもらって、その情報を携帯でも見れるようにして、防災無線、携帯できればほたるネットと何重かのこう広報にしていければなあと感じております。以上です。

○成瀬（8番）

ほたるネットも全軒入ってるとは限りませんし、高齢の方は携帯電話、全員が持っているとも限りませんので、またその点もぜひ検討課題としていただきたいと思っております。町民も避難情報や気象情報の意味、つまり正しい情報伝達を日ごろから知っておくことが、大事でありますので、避難開始はどういうことか、避難勧告、避難指示はどういうことか、どういう事態になったらこれ指示が出るっていうようなことも、広報た

つの等に掲載するなどの方法もまた考えていただきたいと思います。

次の質問に入ります。災害が発生した際、避難勧告が発表され、速やかに避難するよう促す情報を出し、直ちに避難所を開設となります。指定する避難所や安全な場所へ移動しなければなりません。災害の状況によっては、長い避難所生活を送るような事態になります。東日本大震災のときの長い避難所生活を教訓に経験された方の声を元にし、見直し検討されました。例えば、ストレスがたまらない。またプライバシーを守れること。これは仕切りを作ること。女性の場合、着替えたりするときの仕切りは必ず欲しいというような要望だそうです。また、体が休めるような避難所の見直しの改善はされてきていますか。安心・安全面、衛生面、暑さ、寒さ対策などまだまだ課題は多くあります。そこで質問いたします。辰野町といたしまして、避難所開設といった事態が起きることを想定し、きちんとしたマニュアルを作成しておくべきと考えます。傷病者、障がい者、高齢者、小さなお子さんなど避難生活の困難な方への対応と、課題点は多くあります。その度に避難所開設運営訓練を町や区単位で開催していくことは、とても重要であると考えます。避難して来られた方々を守る大事な場所であります。ぜひ、辰野町として検討し、区長会で話し合っただき、区単位でも避難所開設運営訓練を実施することを要望いたします。町の考えをお聞きいたします。

○総務課長

避難所開設運営訓練の件ですけれども、町のですね、防災時の連絡協議会長であります有賀会長を講師にですね、昨年度の総合防災訓練時には宮木区、今年度の訓練では新町区で実施しております。過去にも上辰野や沢底区で行っておりますけれども、今後もですね、総合防災訓練のときや、区の防災の行事に併せて訓練を行いですね、最終的には全区で訓練対応できるように考えていきたいと思っております。

○成瀬（8番）

何年か前に町としても、確か、この避難所開設運営訓練、HUGですかね、やったことあると思いますけど、私もそこへ参加させていただきまして、各テーブル毎でやらさしてもらいましたけど、もの凄い課題があります。もう本当に課題は山ほどあります。ぜひこれ突然、避難所開設といってもとてもできることではありませんので、日ごろのこの訓練は非常に大切だと思いますので、また訓練をやったところでいろんな課題がみえてきますので、区単位でぜひこのやっていくことを、ぜひまた区長会ででも、検討していただきたいと思います。また、区でできなかつたら、町でもやっても

いいと思いますので、ぜひこれは、訓練であります、ぜひぜひ実施していただけたらと思います。

次の質問であります、被災者の生活用品の確保であります。生活必需品、食糧、飲料水、また乳児のミルク、オムツ等は避難所に行った場合は、待ったなしであります。町は被害協定を締結している民間企業との調整はどのようになっているかお聞きいたします。

○総務課長

お答えします。飲料水については、北陸コーラボトリングと平成 20 年に協定を締結しております。また、記憶に新しいところではですね、中学校スポーツ振興推進費付きの自動販売機の設置事業に関する契約をですね、今年度 5 月 17 日に辰野中学校、大塚製菓、日本中学校体育連盟、信州サンコーポレーションの 4 社契約を締結したところでございます。食糧、ミルク、おむつ等については、生活協同組合コープながのと平成 11 年に協定を締結しております。そのほかにですね、現在、法人コメリ災害対策センターとの協定の締結をですね、今月 27 日に行う予定で進めているところでございます。その他、燃料関係、資材関係等々ですね、各自治体との協定を含めますと、合計で 27 件の協定がでございます。

○成瀬（8 番）

それではこの 27 件の協定を結んでいただいております企業とは何かあった場合は、もう即、手を打っていただき、この生活必需品、必要なものはすぐ届けていただけるってことであります。で、捉えてよろしいでしょうか。はい。わかりました。頻繁に発生している災害、本当いつどこで起きるかわかりません。辰野町も、辰野町は昨日の町長の答弁ではありませんが、辰野町は大丈夫だ。我が家だけは大丈夫だっていうことは、もう今のこの時期、到底わかりません。もういつもご近所同士、声を掛け合い、常に心の準備をし、防災訓練の日に限らず、町や区等で災害時の災害を想定してのいろいろな形の訓練、話し合いを実施していくことをぜひ要望しまして、質問を終わります。

○議 長

進行いたします。質問順位 12 番、議席 3 番、熊谷久司議員。

【質問順位 12 番 議席 3 番 熊谷 久司 議員】

○熊谷（3 番）

今日は、人口減少の問題と、辰野病院の抱えてる課題について、質問してまいります。最初に町が進めている人口減少対策について、質問してまいります。私がかねがね、辰野町が抱えている一番大きな課題は、人口減少問題と考えてきました。人口減少が、町の盛衰に及ぼす影響、それは極めて大きく、人口減少が進むとまず町の経済活動が縮小し、そのことがまた人口減少をさらに推し進め、負のスパイラルに陥ることになります。町の財政にとっては、町税の収入が減少するなど、財政規模が縮小されます。財政規模が縮小されると、町が抱えている施設、すなわち庁舎、学校、病院、美術館、図書館、体育館等の維持管理費や、町道、橋梁、上下水道、公園といったインフラ設備の維持管理費の確保ができなくなることが想定されます。そうならないためには、人口減少の負のスパイラルから抜け出し、今の人口を何とか維持していくための長期ビジョンとその実現のための施策を着実に実行する必要があります。今回、人口減少問題を質問するにあたり、近隣4市町村と、辰野町について、30年前と今の人口を国勢調査の資料で比較してみました。この30年間に辰野町と岡谷市はおよそ2割人口が減少しています。塩尻市はおよそ1割の増加です。箕輪町がおよそ2割の増加、そして南箕輪村に至っては5割強の人口増加がありました。次に30年後の人口について、国立社会保障・人口問題研究所の推計値で比較してみますと、30年後の人口は、辰野町と岡谷市は今よりおよそ4割減少、箕輪町は3割減少、南箕輪村と塩尻市は今とほぼ同じと推計されています。この推計どおりにならないために、何らかの施策を講じていかなければなりません。質問します。町が進めている人口減少対策はどのようなものがありますでしょうか。そして、その効果はいかがでしょうか。

○町 長

はい。それではお答えいたします。人口減少対策は、活力ある地域形成と持続の観点から地方にとっての重要課題のひとつでありますことは、ただ今、議員ご指摘のとおりでございます。辰野町においての人口減少対策につきましては、平成27年度に5カ年計画となる辰野町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定しまして、現在事業をまちづくり政策課主管で推進しているところであります。戦略では、町に仕事をつくり、安心して働けるようにしよう。また、町への新しい人の流れをつくろう。若い皆の結婚・出産・子育ての夢を実現。また、いつまでも安心して暮らせる地域をつくろう。の4つを基本目標に各項目毎に重要業績評価指標、KPIと呼んでおりますが、を定めまして、各課年間目標計画を掲げて、取り組みを進めているところであります。

とりわけ町では、即時性のある施策のひとつである移住定住に関する取り組みに力を入れておりまして、空き家バンク制度や各種補助制度の充実を図っております。また、移住検討者向けのお試し住宅の整備のほか、辰野町移住定住促進協議会と連携した特長ある事業、空き家DIY事業等ではありますが、を実施しまして、地域おこし協力隊あるいは集落支援員の皆さんと一緒に緊密に連携して、移住希望者へのきめ細やかな支援などを展開しております。これらの取り組みの成果もありまして、平成26年度は2名であった町の移住支援制度を利用した移住者数はですね、平成29年度は85名と飛躍的に伸びまして、また今年9月1日現時点の累計では、233名、95世帯を数えております。ただ一方で、少子高齢化に伴います人口の自然減も顕著であることから、様々な分野において、引き続き人口減少対策に注力していきたいと考えております。以上です。

○熊谷（3番）

特に移住定住に力を注いできたということで、その成果がここ数年っていうことですかね、233名、95世帯が増えたということで、それなりはかなり大きな成果が出ているなあとということを改めて、そこの部分に関しては感じております。昨日の移住定住の成果の話の中で、川島、小横川、小野、宮木、平出ですか、が実績があるという話しでありました。下辰野には相当の空き家があるんじゃないかなあと思うこと。それから羽北、新町等々ほかのところもかなりあるんじゃないかと。さらなる掘り起こしと言いますかね、そういったことが必要ではないかと。川島、小横川、小野が確かに沢底が自然に恵まれた非常に良い場所であることは確かですが、いろんな用途があると思いますので、ぜひほかの部分の掘り起こしにも力を入れていただきたいというふうに思います。

次の質問ですが、次は人口減少対策として、町は何が不足しているのかというところではありますが、先ほども述べたように、非常に大きな減少、岡谷、辰野が著しく人口減少問題を抱えています。そのまま将来予測もずっとこのあと尾を引いていくっていうことになります。そんな中で、次の質問ですが、人口の変化は自然増減と社会増減の2つの要素が加算されて現れてきます。自然増減は出生数と死亡数の差のことですが、この自然増減について、近隣4市町村との比較をリーサスで調べてみました。リーサスというのは、内閣府のまち・ひと・しごと創生本部がネットで運用している地域経済分析システムのことです。一昨年の結果ですが、辰野町の自然増減は、195

人の減少です。箕輪町は44人の減少です。南箕輪村は42人の増加です。岡谷市は231人の減少、塩尻市は114人の減少でした。辰野町の自然減は22年前は、19人だったんですね、これ。リーサスでぱっと調べられるんですが、22年よりさらに以前はちょっと載ってきてませんでしたので、はっきりわからないんですが、およそ20年前から10倍に増えてるということですよ。22年前は19人だったのが、年々減少幅が拡大し、一昨年は195人ということですよ。今や危機的な状況にあると言えます。特に出生数の減少が問題であり、3町村で比較すると、一昨年辰野町が98人の出生に対し、箕輪町が204人の出生、南箕輪村が174人生まれてるわけですね。人口では、辰野町の8割である南箕輪村が出生数では、辰野町の1.8倍となっております。辰野町全体で出生数が100人に満たなかった、これは一昨年のことですけれども、これはショックと言うしかありません。この状態は何とかしなければなりません。質問します。人口減少対策として、町に不足しているのはどんなことでしょうか。

○まちづくり政策課長

はい。それではお答えいたします。ただ今の議員の質問でございます。自然減に対する部分でございます。先ほど町長の答弁の方はですね、4つの施策の内、町への新しい人の流れをつくろうという部分につきましては、効果的な部分が現れてるということでお答えをしているところでございます。ほかにも今3つ挙げているわけでございますけれども、自然減と言いますか、子どもを育てやすい、また子どもを産みやすい環境に、まちづくりをしようという点につきましては、若い皆の結婚・出産・子育ての夢を実現ということで、子育て世代の経済的への支援でございますとか、子育て環境の充実ということでいくつかの施策を立て、進めているところでございます。結果的にはまだ成果が数字的にはまだ現れてきていないところでございますけれども、徐々に浸透はこれからもしていくんじゃないかということで考えているところでございます。今の自然減という部分をおきますと、今そういうことで施策を進めさせていただいていると。また減という中には、亡くなってく方もいらっしゃいますので、そういう部分もですね、いつまでも安心して暮らせる地域をつくろうという目標を立てる中で、それぞれの計画も進めているということでございます。あとは人口減少対策の部分で、先ほど町長言った部分のことに對して、まだちょっと足りない部分があるので、申し添えますと、人口減少につきましては、様々な原因によるものでございます。その対策も広範囲に及ぶわけございまして、一概にこう言い切ることは難しいわけで

ございますが、先ほど述べました移住定住の部分でまだ足りないかなあという部分について、ここの部分が一番人口減という部分では、即時性がありますので、述べさせていただきますと、まずは、現在の部分で定住されてる方を町から離れて行かないようにするというはもちろんでございますけれども、新たに町に新しい方を呼び込むということもとても重要なことということ踏まえまして、定住というものを進めているわけでございます。定住の検討の入り口といたしましては、県内外の方にとってまだ辰野町の認知が、昨日の垣内議員の方ではいろんな部分で、報道にもよりまし、いろんな統計等にもよりまして、辰野町が上に上位ランクされていることもあるわけでございますけれども、実質的にはまだまだ認知が低いのではないかとということでありまして、今後もあらゆる取り組みを通じまして、辰野町自体をPRしていくことが大切だというふうに考えております。また、具体的に移住を検討される方にとりましては、まずは仕事と、それとですね、生活の拠点となる住まいを確保することが重要であろうかと思っております。特に住まいの確保につきましては、先ほどから話し出ております、空き家バンク制度の取り組みなどで、成果を上げているわけでございますけれども、まだまだ移住希望をされる方にとっては、まだ少ないと、依然として高い需要があるにも関わらず、そちらの方へのバンクへの登録が少ないという状況でございます。この部分も解消すると同時にですね、さらに需要高いと言ってもまだまだ確実に来ていただけるわけではないわけですので、そこら辺の制度の一層の周知を図るなどの取り組みも進めてまいりたいと思います。何が不足しているかということでございます。今のその移住部分ということに絡みますと、空き家ばかりではなくですね、結婚されたばかりの方、また単身の方にしてもアパートでありますとか、あるいは辰野に越して家を建てたいにも住宅建築用の土地を求めたりと、そういう点では要件は様々であるわけでございますけれども、辰野の場合、アパートですとか、住宅地について近隣住宅については、ちょっと選択肢が少ないかなあという点では、その部分が不足しているのではないかとというふうに、移住部分から推測するとそういうことが考えられるかというふうに思います。以上です。

○熊谷（3番）

移住定住施策が効果を上げている、それは今後の数値に現れてくると思います。私の調べられたのは、直近のデータというよりも一昨年までのデータですので、ここ2年での変化ってのは、期待するところ、数値の変化を期待するところでもありますけれども。

やはり子育て環境、婚活、移住定住、こういろいろ要素がある中で、子育て環境についてですが、私は、子育て支援って一番の子育て支援ってじいちゃんばあちゃんじゃないかなあと思うんですよね。親の近くに住むと、保育園の送り迎えをじいちゃんばあちゃんがしてくれると。これね、一番の子育て支援なんですよ。お金のかからない一番の子育て支援。町の費用がいらぬ支援ですね。これはね、大いに評価すべきだと思うんです。年金暮らしで時間を持て余してるじいちゃんばあちゃんの仕事としては、うってつけなんです。って言うのは、ちょっと私があんまり果たしてないんで怒られるんですけども。私はそう考えています。で、したがって、そういったその町の費用を投入するだけじゃなくて、創意工夫あるいは啓発、啓蒙その辺がとても大事じゃないかなあというのを子育て支援では感じております。あと、婚活ですね。婚活はね、今、二組に一人が離婚してるようですね。ということは、気楽に結婚しなさいと。一度は結婚しようよと。特に女性は一度は結婚して、自然と子どもが、そうすれば増えるわけですよね。ぜひですね、これね、私も驚いたんですけども、町勢要覧をみたら大体7、80組婚姻届が出て、3、40組離婚届が出てるようですね。って言うことは、半分は離婚するという今後の社会はそうなるよと。って言うか今そうなるよって言うことですので、気楽にあんまりこだわらずに気楽に結婚して、気楽にそのあと、って言うことはそこまでは申しませんが、運の良い人は続くし、ちょっと運が悪かったなという人はね、無理することはないよということでしょう。ですから、もっと気楽に結婚すべきですよということを婚活の要素として、取り上げていく必要があるのと、あとね、こういうところに地域おこし協力隊の若いメンバーが参加してくれないかなあと思うわけですよね。本人が結婚してようが、結婚してまいが、積極的にリーダーシップをとって、引っ張ってくれたら、合コンなんかどんどん企画してやってくれたらおもしろいんじゃないかなあなんて実に思うわけですね。とにかくアイデアを一生懸命出して、そういった気楽に、何て言うんですかね、ポジティブにアイデアをどんどん推し進めることが、婚活とか、子育て環境とかには重要ではないかというふうに思います。それに対してやはり、何て言うんですかね、お金が掛かってもやって整えていかなきゃいけない部分って言うのは、その物理的にあるわけですよね。その、だからそういうところ、つまり、工場立地を確保するとか、住宅の分譲地を確保するとか、分譲地が確保って言うか、どんどんできるような規制を取っ払うとかいったことが、町がやらなきゃいけない、行政がやらなきゃいけないことじゃ

ないかなというふうにつくづく思うわけであります。次の質問ですけれども、人口増減に大きく影響を及ぼす特殊合計出生率をリーサスで調べてみると、2008年から2012年において、辰野町の出生率は1.53、箕輪町が1.48、南箕輪村が1.64、岡谷市が1.55、塩尻市が1.52です。この数値をみる限り、辰野町が特に悪いということはないようですので、出生数が南箕輪村より少ないということは、単純に若い人が南箕輪よりも少なくなっていると捉えることができます。人口に占める若い人の割合は、それまでの社会増減の結果と捉えることができます。つまり、若者の転入、転出の増減で決定されると考えられます。若者が移転する機会は、主に3つあります。最初は高校を卒業して進学するとき。次に、大学や専門学校を卒業して就職するとき。そして3回目は、結婚して二人の新生活に入るとき。このほかにも再就職するとき、あるいは離婚・再婚をするときなども移転することが当然多いと思います。この中でとくに大事なのは、都会の学校を卒業し、就職するときに、辰野に帰って来てもらうことです。このとき就職先が多くあり、自分に合った選択ができることが重要です。辰野町からは、三方への地域から選べるわけですから条件は悪くないはずですが、このとき親と同居できない人のためのアパート物件がしっかりあることも大事になります。また、結婚して二人の新しい住まいを探すとき、二人の勤め先が岡谷と箕輪といった場合、辰野が最適地になるわけです。このときもアパート、マンション物件がたくさんあり、好きな所を選べることが重要です。そして、子どももでき、家を新築したいとき、分譲地の物件数がたくさんあり、やはり好きなところから選べることが重要です。そこで質問ですが、家や土地を求めやすくするためには何が必要でしょうか。

○まちづくり政策課長

はい。家や土地を求めやすくするためということでございます。ひとつはですね、今の物理的な部分もでございますけれども、支援制度的なものも辰野町の方ではいくつも展開をしているわけでございます。町に来ていただいた方についてはですね、辰野町の定住促進奨励金ということで、新築住宅あるいは購入住宅を新たに求められた方については、50万円以内での補助等もしているわけでございますし、あるいは空き家バンクに登録されている物件等につきましては、そのものの処分でありますとか、その中身の改修等についても補助を出して、そういう辰野町の方の建物ですね、そういうものを求めやすくしていただいているという部分を、もう現実的に施策としてやっております。多くの成果が出ているところでございます。今の部分のほかの部分、

今おっしゃられたように物理的な部分、アパートでありますとか、住宅地でありますとか、そういう点につきましては、ご承知のように辰野町は大きな森林に85%が山林、残りの15%の中に畑、あるいは住宅地があるということで、非常に居住に適した土地が少ないという現状であることは、もう議員先ほどから言われている部分かと思えます。そんな中でですね、一般的にアパートですとか、戸建ての住宅を新築等で希望する場合には、まず、土地の確保というものが課題になってくるのではないかとということでございます。町内の方ですとか、近隣の方はもとより、こちらの方に土地を求めて家を求めたいという方は、需要は一定程度あるわけでございます。そんな中でその部分が町の方では少ないということでございますので、今後そういう土地なりを広げていく部分においては、幾度もこの議会の中でも議論されているところでございますけれども、農地の方に目を向けていく必要があるわけでございますが、どうしてもそこには、農業振興地域の整備計画、いわゆる農振の網がかかっていたりとか、また埋文の網がかかっていたりとかいう部分があります。また、その部分解除するにあたってですね、どうしても若い方達が求める期間内になかなかそういう部分の申請解除ができないということがどうしてもネックになってしまっているのではないかとということでございます。今回、実施計画等を考えてく、今後の31年以降のそういう土地関係についての実施計画を考える中で、農振の解除みたいな部分についてはですね、総合見直しというものを今までも言葉には挙がってたわけですが、できないだろうという中で今終わっております。県、国にその制度的な部分、実際総合見直し、いわゆる今までは、虫食いの解除等もされていたわけですが、面的な総合見直しができないかという部分についてはですね、今後、関係各課揃い合う中で、検討に入り、計画的に今後は進めて行かなければならないのではないかとということで、土地問題等につきましては、そういう計画を立て検討を進めていくということでございますので、よろしく願いいたします。

○熊谷（3番）

都市計画の総合見直し、これをぜひ強力で推し進めていただきたいと思います。今日、副町長の方から道路網計画、町全体の道路網計画を検討しているというお話がありました。都市計画の総合見直しとイコールと言いますか、一心同体のことだと思いますので、両方合わせて検討していただくことが必要かと思うわけですが、その、やはり今、羽北地区でみられる虫食い状態の開発ってのが一番悪いんですね、あ

れが。将来、上下水道の維持管理を考えたり、道路の管理を考えたりしたときに、散らばっちゃったら管理が大変なわけですね。費用がどんどんかささんじゃう。これはもうまずい。で、なぜそんなことになったかっていうと、都市計画が曖昧だったからですね。もうちょっときちんとした計画を立てれば、無駄なお金、今後ですよ、将来無駄なお金が発生しなんで済むのにとということになるわけです。で、一方、箕輪と辰野の隣接してる羽北地区と、沢地区の人口増減の差っていうものは、もう極端ですね。もう箕輪はもの凄く、沢はもの凄く人口増えて、箕輪北小にあたるんですかね、本当に保育園も今回新しくして、沢の保育園新しくして、人口、園児数が増えて、そんなことが小学校も人数が多くて、運動会、私の孫がいたんでちょっと見たりしたんですけれども、やっぱり活気が違いますよね。人口が増えてくると。羨ましい限りでございましたけれども。やはりその都市計画というのの結果が現在の人口差を生んでるっていうくらい私は都市計画が大事であるというふうに、今からでも手遅れじゃないんですよね。これから我々の孫の世代が復活すればいいわけですから。今その種まきをぜひやっていただきたいというふうに思うわけでありまして。春日街道の沿線は、上下水道も布設してるわけですから、ぜひ活用をするための見直し、総合見直しをかけていただきたい、そんなふうに思うわけでありまして。

次に辰野病院の質問に入ります。昨年の今ごろですけれども、辰野町の決算書をみたとき、6,500万円もの損失が発生していることに一種の諦めにも似た気持ちになったものです。町からの多額の繰入金で医業外収益として、例年どおり入っていたにも関わらず、そのような結果でしたので、今後町は病院を維持していくことができるのだろうか心配をしていました。そして、先日29年度決算をみて、990万円ではありますが、利益が出たことを知り、驚いたと同時に安心もしました。お尋ねいたします。今回このような決算が好転した要因はどこにあるのでしょうか。

○辰野病院事務長

はい。平成28年度は本当に大きな赤字決算となり、議員の皆様や住民の方々から大変心配されていたわけです。赤字解消に向けまして、職員からの意見を聞く機会をつくる等、院内で検討してまいりました。特に入院の方に力を入れ、病床利用率を上げることを目標に職員の意識を高めてまいりました。その中で、地域包括ケア病床を20床から27床へ増床し、90%以上の利用率を回ったことも大きな要因となりました。数字でも現れておりますが、入院収益が前年度より、5,500万円ほど増収となりました。

た。また、外来患者数につきましては、減ってはおりますが、1,200万円ほど増収となりました。そのほかに前回の議会でもお話ししましたが、4つのプロジェクトチームがそれぞれ頑張ってくれ、職員の意識も高まったものと思っております。今回は黒字となりましたが、監査委員の報告にもありましたように、繰入金に頼っていることは確かです。改革プランに基づき、今年度は繰入金も減額となっております。また、体制も大きく変化しており、経営面においては、大変厳しいと思っております。少しでも良い方向にいけるようにさらに努力してまいりたいと思います。以上です。

○熊谷（3番）

そうですね、なんだ。繰入金が30年度、減ってしまうために苦しくなるということが、今想像されると、おっしゃったそのとおりかと思えます。なんせ、損失や利益よりも繰入金の額の方が何倍も大きいわけですので、儲かった損したっていう以前のその前の条件になるわけですから、かなり厳しい局面を迎えて頑張っておられるということは想像できるわけであります。そんな中で、今回好転した理由が、いくつかある中で、病床利用率が上がった、それから4つのプロジェクトチームで意識改革が進んでいる。非常に要因としてきちんと捉えておられるということがあるわけで、そのちょっと再質問ですけれども、地域包括云々のところをもうちょっと具体的に説明していただきたいと思えます。

○辰野病院事務長

はい。診療報酬の中におきまして、一般病床とか、療養病床とかいろいろありますが、地域包括ケア病床というものが、平成26年度、以前で言いましたら急性期病床というものが地域包括ケア病床となったと考えていただければ結構ですが、平成26年度からそういう名前に変更いたしました。当院の現状としましては、その病床を取り入れることの方が有益であると考え、最初から20床ということで申請しておりましたが、今年度もうちょっとやっぱりそれを増やした方がいいんじゃないかということで、増床の方に切り替えました。以上です。

○熊谷（3番）

積極的な改革が進んでいる、改善が進んでいるということに理解をいたしました。次の質問ですが、外来患者数が年々減少してきております。昨年度末から今年度末にかけて、1名の医師が退任し、2名の新任医師が着任され、そしてこの7月には、空席であった外科に信大より新任医師が来てくれました。このことにより、病院関係者

はもとより、私達も辰野病院は何か変わりそうだと感じるようになってきています。そこへ今回の決算内容の好転ですので、期待も高まってこようというところです。そこで、期待どおり、辰野病院が変わるために何が必要か注目したとき、監査委員が審査意見の中で、示しているように、外来患者数が年々減少していることが気になるわけです。そこでお尋ねします。入院患者数が増加傾向にあるのに対して、外来患者数が減少傾向にあるのはなぜでしょうか。

○辰野院事務長

はい。議員ご指摘のとおり、外来患者数は減っております。前段の質問にもありましたけれど、辰野町も人口減少、高齢化率が高くなっております。その数字が表しておりますように、当院の患者層はやはり高齢化しております。今まで外来で通院されていた方も入院となったり、また、施設に入所してしまったり、または入院して、お亡くなりになってしまったりということで、徐々に減少しております。新規の患者さんの獲得も診療体制が不十分であったため、診療科の揃っている病院へ行ってしまわないかと推測しております。今年度新たな体制となり、各診療科、特に要望の強かった整形外科は毎日診療が可能になりました。そのため若干期待はできるものの、逆に診療日が減ってしまった科もあるため、大きな伸びは難しいかと思っております。のちほど述べさせていただきますが、今年はじめた取り組みも数多くありますので、病院を身近に感じていただければと思っております。

○熊谷（3番）

本当ここにも少子高齢化のマイナスの面が現れているということですかね。高齢者が多いために、その先細りしてってしまうという現象でございませうか。何とか若い患者の増加が必要で、これはもうさっきの若い人口を増やさなきゃいけないということとイコール、プラスもうひとつ病院として、辰野病院が近隣の病院に打ち勝たなきゃいけないというそういった問題かと思えます。

次の質問に入ります。ここ数年、常勤医師の人数は2名の減少に対し、3名の増加ですから、今までより多くの患者の診察にあたれるようになると思うわけですが、その前に業績向上のためには、辰野病院を選ぶ、新たな患者の増加が必要となります。患者から辰野病院が選ばれるためには、何が必要だろうか。病院スタッフ全員がこの問いかけを持ち続けることが、最も大事と考えます。今は1人に1台の車社会ですので、諏訪日赤、岡谷、伊那中央、そのほかどこにでも自由に行けるわけですが、どう

すれば辰野病院が選ばれるのでしょうか。製造業では、お客様から選ばれるためには、QCDにおいて、どれかが競業他社より優れていることが必要です。他社より高品質であるか。他社より安くできるか。あるいは他社より早く納入できるか。このどれを狙うのかはその会社の得意とするところで決まってくる。病院の場合、急性期病院とか、慢性期リハビリ病院、さらに個人病院などあり、ある程度役割分担されていると思いますけれども、最初にどこの病院にかかるかは、各患者の考えで決まってくる。さて、患者から辰野病院が選ばれるために何が必要でしょうか。私はスピードだと思います。患者を待たせない、これをモットーにして、受付のあり方から予約のあり方まで見直す必要があると考えます。今は当日の予約はできないことになっていますが、午後の外来診療が可能であれば、午後は午前中に予約があった患者を診るといったそんなことも効果的かと思います。そこでお尋ねします。午後の外来患者の診察は可能でしょうか。いかがでしょう。

○辰野病院事務長

はい。午後の診療につきましては、3年ほど前から検討しておりましたが、医師の都合もあり、受付時間を決めて行うまでには至っておりません。ただ、医師によっては内科の場合ですが、午後3時ぐらいまでもずっと診療している日もあります。また、今年度は診療体制が変わっておりますので、午後も診療している科はあります。きちんと受付時間を決めてはおりませんが、例えば整形にしてみても午前中かなりの方が来ますともう時間が、患者数午後までも合わせても一杯になってしまうと一旦区切って午後來てくださいというパターンになります。また、午後は比較的予約患者を入れるようにしております。整形についても外科についても小児科についても。というところで、なるべく患者さんの便宜を図っているようにしておりますが、午後には必ず診療しないというわけではありませぬので、急に具合が悪くなったって方には、受診してもらって構いません。またできれば、来る前に一度、電話なり、何か連絡いただくと本当に対応がスムーズになりますので、この辺についてはご協力いただきたいと思います。またここでちょうどお知らせなんですけれども、10月から耳鼻科の診療ですが、火曜日の午後が追加となりました。信大の方から来ていただけるということです。これは受付時間決めて、ちゃんとしますんで、学校に行ってる方、お勤めしてる方は比較的都合が良いかなあとと思いますので、耳鼻科についてはご利用いただければと思っております。また、午後の診療につきましては、本当にいろいろ

科によって状況がありますので、一旦お問い合わせいただくということが一番良いかと思えます。午後まで診療していただけるような体制になれたということは大変うれしいと思っております。

それから、別件ではありますが、昨日からチラシの方、議場前に置かしていただきました。現在、病院の中で取り組んでいるものを紹介したいと思います。7月の病院だよりもありましたように、出前講座も現在行っております。15の講座がありますので、ぜひ多くの方に活用していただきたいと思います。また、先月から始まりました糖尿病教室についても5回シリーズで行っておりますが、1回のみ参加でも結構ですので、ぜひご参加いただければと思います。もうひとつ9月、ちょうど今月から始まったんですが、お手軽検査というものも始めました。1メニュー500円ですので、気楽にご利用いただければと思います。受付は午後1時から3時となっております。通院治療をしていない方とありますが、当日診療していなければ大丈夫です。ぜひご活用いただければと思います。最後ですが、9月30日に病院祭を行います。多くの方にぜひ来ていただきますようご来場お待ちしておりますので、ぜひよろしく願いいたします。

○議 長

熊谷議員、まとめてください。

○熊谷（3番）

いろんな今広報をされております。私はこの辰野病院だよりで情報を得るのが一番多いわけですが、かなり、明るい材料がこう多くなったなあというのがこういうところからも伺えると思えます。小児科の女医の先生なんかもいろんな意味でモデルケースという言葉はちょっと失礼かと思うんですけども、女性が活躍する妊娠・出産・子育てを終えたあとの復活ですかね、これはね、非常に大事なことで、ぜひですね、こういったことも辰野の良い事例ということでおおいに宣伝していただいて、価値あることだと思えます。それとか、事務長、それから町長の決断、活躍によりまして、辰野病院の体制が変わってるなあっていうのを動きが出てきたなあっていうのを感じておりますので、ぜひスタッフの皆さんに頑張ってください、そして我々も応援してまいりたいというふうに感じております。以上で質問を終わります。

○議 長

ただ今より、暫時休憩といたします。再開時間は、3時10分、3時10分といたし

ますので、時間までに入場をお願いいたします。

休憩開始 15時 03分

再開時間 15時 10分

○議長

再開いたします。質問順位 13 番、議席 10 番、宮下敏夫議員。

【質問順位 13 番 議席 10 番 宮下 敏夫 議員】

○宮下（10 番）

今議会最後の質問者となりました。もうしばらく辛抱していただいて、理事者の皆さんには適切な回答をお願いいたします。それでは、あらかじめ通告してあります、異常気象の続く中での危機管理強化として、次の 3 項目について質問致します。西日本豪雨で警察庁は 7 月 12 日に、7 月 7 日以降 1 週間で被災地での死者 14 府県 200 人に上がったと発表されました。15 府県で 7,000 人以上が避難を余儀されていると報道されましたが、以後さらに被害は拡大され、土砂崩れや河川の氾濫の被害を受けた地域では、インフラの復旧が進まず、生活の目途が立たない中、30 度を超える暑さが続く被災地では、熱中症の懸念が高まり、避難生活が過酷さを増し、先の見えない生活に、不安が募り、心身の不調を訴える声が挙がっていると報道されております。また 9 月 6 日未明に発生した震度 7 による北海道地震は、北海道全域に大きな被害をもたらしております。近年の異常気象の怖さを痛感し、改めてハード整備と同時にソフト対策の重要性を痛感している所であります。町としても一層の危機管理の強化が求められております。そこで 1 つ目として熱中症対策について質問いたします。信濃毎日新聞報道によると、7 月 20 日県内 26 市町村で少なくとも 55 人が熱中症で救急搬送されたこととあり、今後の暑さが続く見通しで、气象台は改めて熱中症対策の徹底を求めており、20 日県内で熱中症とみられる症状で救急搬送された 55 名の内、重症 1 名、中等症 19 名で、辰野町の人も含まれているとの報道がありました。さらに、7 月から 8 月に入り、気温は上昇し続け、さらに熱中症患者は増え続けている状態でありました。お伺いします。この夏期間の町内救急車出動状況についてであります。119 番で救急車出動を依頼した場合は、上伊那広域消防本部より、出動指示が出される事は承知しておりますが、町は町内での救急車出動内容を把握しているのか。また広域消防本部との連携は取れているのか、お伺いします。

○総務課長

まず最初にですね、町内の救急車出動状況ですけれども、昨年と比べてみますとですね、平成29年度1月から12月まで1年間でですね、救急出動825件ありました。その内、熱中症とみられる患者は、3件でございます。今年ですけれども、平成30年度1月から8月末まで、8ヶ月間になりますけれども514件で、内熱中症とみられる患者が13件と増加している状況でございます。全体の月数がですね、違いますけれども、29年度、30年度の同時期の出動の比率にしますと、今年のが20件少ないと聞いております。次にですね、上伊那広域消防との連携、それから出動内容を把握しているかという点でございます。救急搬送等につきましては、大規模な交通事故、死亡事故等ですね、については、危機管理の方に連絡がありまして、その後、理事者に報告をしているような状況でございます。また、重症、重病者がですね、発生した場合についても同様としております。報告内容の判断については、上伊那広域消防の判断に委ねられていますので、全ての案件について報告があるわけではございません。町では、署からですね、情報提供があったもののみ把握しているわけですけれども、そのほかについては、把握できないこともございます。個人情報保護の観点からですね、全ての出動を把握することは困難であります。しかしながら、今の答弁したとおりですね、今年の夏の熱中症の件数と、町からですね、情報の提供を求めれば、内容によってですけれども情報提供をいただくと考えております。前段のとおり、署より報告のある事例は把握しております。以上です。

○宮下（10番）

今年の7月、8月は早朝から連日、救急車出動のサイレンが鳴り響いておりました。朝早くから熱中症患者がなかったかなあと心配する毎日でありました。辰野消防署に出動回数を伺ったところ、昨年より出動回数は少ないとの回答でありました。内容についても消防組合の方へ直接119番で通報されるので、全てを把握はしてないとのことでありました。そこで今回、辰野町で熱中症対策を出されたわけですが、この町が出している熱中症予防情報は何を基準にしているのか、お伺いします。

○こども課長

私の方からは、保育園、学校に関して、お答えをしたいと思います。今回の熱中症対策におきましては、臨時の校長会などを開きながら随時その状況に応じまして、対策を講じてまいりました。そうした中で、各学校、各園の状況を的確に把握する中で、

保護者宛に熱中症対策に関する通知等出してまいりました。この際に参考としましたのは、国・県から出ているような様々な熱中症、また取り組み等の関係について、情報を参考にしております。以上です。

○宮下（10 番）

この救急車の出動については、個人情報とかプライバシーなど制限はあることは承知しておりますが、内容が病気を除く事故とか、熱中症などは町としても把握しておく必要があると考えます。何年か前までは、まだ広域連合に入る前は、救急車が1日に出動したものは全て消防署長が町長のところへ文書で報告されていたということも聞いております。実際にちょっとした蜂に刺されて、ドクターヘリが会社まで来たとか、そういうようなことも町に聞いてみても把握してないようなときもありましたので、辰野町で起きたこの熱中症も災害と今言われておりますけども、事故とかそうした特殊なものについては、いち早く町も把握して、行動に出ることが危機管理の面からおいても知るべきだと思いますので、広域消防本部との連携をさらに強化していただいて、そういう縛りがあるならそういう面においては、報告して欲しいという要請をしていただきたいと思います。次にまた今年の夏の猛暑に続き、県内の学校現場などでは、熱中症対策を強化する動きがあり、部活の制限等実施されていると聞いております。辰野中学の野球部と諏訪地域の中学との試合計画が諏訪地域であり、行ったところ熱中症対策により、中止になったとも聞いております。お尋ねします。保育園、学校のイベント、あるいは部活動など中止変更があったか。また来年度への考えについて、お伺いします。

○教育長

はい。議員の質問にお答えしたいと思います。先ほど子ども課長も触れましたけれど、7月17日の愛知県豊田市の小学校1年生のね、熱中症による死亡事故を受けて、辰野町では翌18日に臨時の校長会を開催し、熱中症に対する対応を協議するとともに、各学校に対策の指示、それから家庭への協力依頼の文書出すよう指示をいたしました。これ保育園も同様でございます。その中で、学校の実情により弾力的な教育活動するようにも併せて指示をしたところでございます。各学校では、様々な活動の変更、あるいは中止ということを取りましたけれど、一例挙げますと、例えば西小学校や両小野小学校では、壮行会だとか、終業式などの開始時刻を、当初の予定時刻より早めて実施をするとか。東小学校では、総合的な学習の時間を利用した畑作業だとか、郊外

活動ですね、ゆめやまへ行く活動を中止いたしました。さらに、夏休みのプールも環境省より発表される暑さ指数を参考に2回、午後のプールを中止しております。南小学校では、育ちの森活動で植樹した苗木の水やりを取り止める。川島小学校では、朝のマラソンを体育館で行うとか、終業式の会場も体育館からより涼しい多目的広場に変更をしております。辰野中学校では、同様に壮行会だとか、生徒集会の時間短縮。さらにPTA活動の日程の変更を行い、体育の授業だとか、部活動では、激しい運動、それから持久力を求める運動の全面禁止。7月の後半は午後の部活動を取り止め。さらに第二体育館ですね、第二体育館、特に2階ですけれど、室温が非常に高く38度にもなりましたので、7月18日以降、一切使用を全面的に停止して言いますか、禁止いたしました。保育園も同様で、各園で運動会について時間短縮とか、休憩時間を設けるなどの工夫をし、平出保育園では、当初9月初旬に予定しておりました運動会を9月下旬に延期をいたしました。そのほか、夏の子ども会、夏祭り、参観日、その他、体を動かす活動への内容の変更、あるいは中止をしたりしてまいりました。来年度以降も同じようなね、猛暑が続くことが想定されるわけです。長野県教育委員会が来年度以降の夏休みのあり方について、検討する旨、過日報道がございましたけれど、実はそれ以前に、県に先行する形で既に、8月の校長会において、来年度以降の夏休みのあり方について検討するように指示を出し、今後町の校長会で、町内全ての小中学校の夏休みのあり方については、今後方向を出していくということになります。その他の行事につきましても、各学校、現在内容だとか、時間等の見直しを進めているところでございます。今年末、12月末までには全容がはっきりしてくるんだろうなあと考えておるところでございます。以上ですが。

○宮下（10番）

町も熱中症対策について、それぞれ既にいろいろの方面から進めているということですので、安心しましたけども、この熱中症は、災害とも言われております。そこで、お尋ねします。町民、また特に保育園、学校現場、高齢者に対し、熱中症予防に対する広報など周知対策の推進状況について、お伺いします。

○保健福祉課長

それではまず住民向けの熱中症予防に対する進捗状況について説明をさせていただきます。熱中症対策につきましては、毎年7月が熱中症予防強化月間と定められ、熱中症の予防や、応急対策等に係わる知識の普及、啓発等を強化し、熱中症対策の一

層の推進を図ることとされております。ここ数年、暑い夏が続いておりますが、特に今年の夏は、連日の記録的な猛暑により、全国的に熱中症の被害が多発したことから、さらなる熱中症対策のため、7月31日の日付でしたが、国から熱中症予防強化月間を8月まで延長するという通知を受けまして、辰野町でも熱中症予防のための広報周知徹底に努めてまいりました。まず、住民向けでありますけれども、これ危機管理担当と調整しながら、ポスターの掲示、町ホームページでのお知らせ、ほたるチャンネル、ほたるネットでの文字放送を行ってまいりました。それから、特に強化月間が延長された8月以降でございますけれども、乳幼児や保護者の皆さんには、乳幼児健診等で行うオリエンテーションでリーフレット等を使用して、注意喚起を行い、また保育園、幼稚園については、熱中症予防の取り組みのお願いを行ってまいりました。それから、高齢者の皆さんには、民生児童委員に担当地区の見守り世帯を訪問し、熱中症への注意喚起をお願い。それから介護保険ケアマネージャー連絡会で、熱中症予防の周知。各地区の介護予防事業、ふれあいサロンや出前講座における呼びかけ。それから老人クラブ事務局や、シルバー人材センターへの広報を行ってまいりました。特に熱中症への注意が必要な高齢者、子ども等に対しては周囲の方々が協力して、注意深く見守る等の重点的な呼びかけも行ってまいりました。また、熱中症患者が発生した際には、適切に治療がなされるよう医療機関や、介護サービス事業者へもお願いをしてまいりました。なお、高齢者のための運動教室を冷房のない施設で行う予定だったものを急遽、冷房設備のある会場に切り替える等の工夫もしてまいりました。それから、最初の質問の中で、熱中症予防の予報等の基準についての質問がありましたけれども、食中毒注意報のように、特に基準があって、県等から通知が来るものではありませんで、それぞれの自治体等で対応するものだと思っております。で、環境省からの通知には、自治体等における熱中症対策にかかる取り組みを、国として収集しまして、これからその事例について分析し、効果的な熱中症対策の推進に役立てるっていうことでありますので、国としてはこれから対策に予防って言いますかね、基準等の対策に取り組んでいくものだと思います。以上です。

○教育長

はい。先ほども触れましたけれど、小中学校、保育園の関係ですが、家庭通知を出して依頼をしたところでございます。国が以前ですけれど15年間にわたって、学校現場において、子どもが熱中症によって死亡したのをまとめたデータがあるんですね。

それをみますと1日の中でね、熱中症が一番多く発症しているのが、午前中なんですね。午前中に一番多く熱中症が発症して、亡くなっていると。そのことから、特に各家庭にお願いしたのは、朝食をしっかりとっていただきたいと。朝食をとってこない、十分とらなかった子どもの多くが熱中症になっているっていうような事実がございますので、これ国のデータでございます。そこで、特に家庭にお願いしたのは、その朝食をしっかりとっていただきたい。そしてまた、食欲がないような場合は、味噌汁1杯でもいいので、飲ませていただきたい。そんなお願いも細かなことですが、今回はさせていただきます。以上です。

○宮下（10番）

熱中症という言葉が今年ここにきてこの夏、新しく町民も今まで具合悪くてもそういうことに気がつかないでいた人がほとんどだと思いますので、こうして、熱中症に対する広報をしっかりとやっていただいて、自分の身を守るためにも、またこれからまだ暑さが続くと思いますので、さらに広報等通じて周知していただきたいと思います。それでは次に、町は今年の夏の災害級の猛暑を受け、熱中症対策のための緊急措置として、保育園・学校の一部にエアコンの設置をされましたが、未設置の普通教室についての整備については、昨日同僚議員から質問がありましたので、その中で、私は設置に対する推定予算額、昨日もお聞きしましたが、また、その財源について再度お聞きしたいと思います。

○こども課長

予算ということですので、私の方から説明をさせていただきますと思います。次年度、町内小中学校普通教室への設置につきましては、約2億2,100万円を見込んでおります。その翌年度、残りの特別教室等を整備を予定でございまして、約1億9,300万円を見込んでおります。このための設計費用、来年度の普通教室の空調設備、設置に掛かる設計費用としまして、2,000万円を今回の9月の一般会計補正予算に計上したところでございます。この財源でございます。学校につきましては、文部科学省の交付金、学校施設環境改善交付金事業、補助率が3分の1というものがございますが、これを財源と見込んでいるところでございます。保育園につきましては、昨日申し上げましたとおりに、活用できる補助金がございます。また、そういった中で、事業費自体も現在検討中でございます。以上であります。

○宮下（10番）

今、財源についてと、それから予算についてお聞きしましたけども、この財源については、先日の8月23日の新聞に載っておりましたけれども、伊那市と駒ヶ根市が長野県の市長会の総会の中で、県・国に対する要望書を出したということで、これが今度10月に上田である市長会、上越の市長会で、また採択されて、そこで国にこの要望を出すということで、内容においては、ちょっと提案理由、伊那市と駒ヶ根市が出したものをちょっと読みますが、件名が「保育園、幼稚園等及び小・中学校への冷房設備整備に係る財政支援等について」ということで、記録的な猛暑により、子ども達の熱中症が心配されるため、保育施設等については、保育室を中心に冷房設備を設置していく予定であるが、多額の費用が掛かること。また、冷房設備に関わる国等からの補助制度がないことなどから、財政負担が大きくなり、保育園運営に支障をきたすことが懸念されるため、公立、私立とも国・県の財政支援をお願いしたいということ。これは保育園に対するもので、また小中学校については、国が冷房設備設置の補助を検討する意向を示しており、これに伴う調査を実施されているものの、今までに耐震化等の事業への交付金が不採択となっている状況があり、冷房設備設置のために、交付金が採択されるか、不透明と言えるとされております。また、このことにより冷房設備の設置時期が遅くなると、来年度の猛暑時期に対応できないため、交付決定を早めていただくことで、早期に事業を進めたいということで、これは、先ほど子ども課長が言った公共保育施設等冷房の対する交付金の同じそのお金を使ってということですけども、3分の1と言われましたけども、もし、このお金が実際にそのとおりに交付されなかった場合でも、町はこのエアコン設備は、ほかの事業をさておいても、実施する覚悟でいるのか、その点をちょっとお聞きします。

○町 長

はい。ただ今、宮下議員のお話のとおりですね、財政支援的なものがまだ、国・県等からまだ明らかにはなっていない部分は多々ございますけれども、一応覚悟、決意としましてはですね、この子どもの命、健康と安全な保育、教育環境を確保するための対策でありますので、国の交付金の採択状況に関わらず、最優先で取り組んでいきたいと考えております。

○宮下（10番）

今、町長の答弁をいただき、安心しました。大切な子ども達のために、最善の対策を期待して、この質問は終わります。

次に、ゲリラ豪雨災害に対する減災対策についてであります。ここ数日続きの大型台風による町への影響は大きく、町民も不安な日々を送り、災害の少ない事を祈っておるところであります。町内の災害防止策など複数の議員から昨日、課題解決への提案・要望がありましたので、私は、平成24年3月議会において、減災対策について質問しておりますが、今回はその中で、宮木西山裾の土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域の中に、宮木湯舟団地・桜ヶ丘団地・辰野高校・北湯舟・南湯舟介護予防センター・宮木公民館など多くの施設があり、この西山から流れ出る楡沢川・梨洞・草堀川の土石流防止対策についてお尋ねします。24年の対策取り組みへの指摘以来、町は長野県が事業主体となり治水・治山を合わせ、砂防堰堤・保安林など含め、調査しており、調査結果から防災ハザードマップの更新等、警戒避難体制の整備や砂防施設の建設を進めたいとの回答でありました。以後、この地域で一部改良はされましたが、根本的な改良がなされないまま現在に至っております。お伺いします。竜西宮木地区土砂災害特別警戒区域内の楡沢川・梨洞・草堀川の災害防止策の進捗状況についてお伺いします。

○建設水道課長

はい。それでは私の方からですね、楡沢川と草堀川についてお答えしたいと思います。まず最初に草堀川の状況でございますが、町道7号線、通称農免道路という道路より上流の区間におきまして、長野県が整備する予定でございます。それで工事内容ですが、根固め工としまして、高さ9メートル、延長38メートル、また溪流保全工としまして、長さ230メートルを予定しております。今までの経過でございますが、平成29年の10月に関係者また地権者への事業説明会を行っておりまして、同年12月関係者・地権者との境界立会いを行っております。平成30年の7月には、砂防指定地の申請を行っております。平成30年度は、用地交渉を今現在行っている状況でございます。用地取得でき次第ですね、工事に入ってくような形になっております。また、草堀川でございますが、これにつきましては、県単砂防事業で整備をしております。毎年、伊那建設事務所の現地調査においては、要望しているわけでございますが、今までの経過としましては、平成21年度に根固め工、ふとんかごの23メートルを実施しておりまして、24年度溪流保全工、これが15.3メートル、26年度同じく19.2メートルの工事が施工されております。今後も引き続き要望しながらですね、こちらの方については、施工していきたいと思っております。以上でございます。

○産業振興課長

産業振興課の方ではですね、梨洞につきましての状況についてご説明を申し上げます。宮木西山の辰野町霊園の北側に位置する梨洞地籍では、以前より豪雨時に山からの水が桜ヶ丘一帯の住宅地に流れ込む被害がありまして、その対策を求められてまいりました。当地域は、山から出た水を直接河川に放流することができず、効果的な対策を講ずることができていないのが実態でございます。7月の4日から6日にかけての豪雨の際にも山から水が出たということで、区を通じて対策要望がございました。町としましては、地域一帯が扇状地でもあることから、山から出た水を霊園の北側の町有地の中に、導水路を掘って、誘導しながら散らすような形で浸透させる応急対策を検討しておりまして、このように現時点でできる対策を講じてまいりたいと思っております。以上でございます。

○建設水道課長

すみませんでした。先ほどですね、楡沢川のことについて、ご説明したつもりなんですが、最初に草堀川と言ってしまうので、楡沢川の状況は先ほど言いましたように、農免道路より上ですね、区間において、長野県が整備しますので、よろしくお願いいたします。

○宮下（10番）

この山林については、地権者がいてなかなか交渉等難しいと思いますけども、この最近の日本各地で起きる大きな災害をみますと、いつここの辰野町でも起きるかわかりませんので、ぜひともこの6年を既に経過しておりますけれども、早期の対応を指摘し、この質問は終わります。

次に、西天竜幹線水路の雨天・豪雨時の水量調節管理についてであります。この西天竜幹線水路は、岡谷市川岸地区天竜川水門から辰野町上辰野宮所間の隧道をえて、伊那市小沢川までの25キロに及ぶ辰野町新町、北大出、箕輪町、南箕輪村、伊那市小沢川への主要な農業用水路として、また終末での県営発電所として発電用水の重要な水路であります。この水路は西山の山林を背に、先ほどの桜ヶ丘団地、泉水団地、富士塚団地、新町西ヶ丘団地の下段を流れており、水路の下方の東側は宮所区、宮木、新町、北大出、羽場地区の住宅地域であります。通常は農業用水と発電用水のため用水を止めることはできません。しかし、近年の異常気象による、長雨・豪雨により岡谷市の釜口水門の緊急増量放流、土石流など一気に西天竜に流れ込み決壊する恐れ

があり、土石流発生が心配されるところであります。質問します。豪雨災害時、また異常時等の際には、災害防止策として、水量調節を西天竜土地改良区は、消防署長に委任するとの過去数年前に理事長と約束した経緯がありますが、最近、辰野消防署長、あるいは町の担当課とこの内容についてお聞きしましたが、曖昧で実際にこれが対応できないんじゃないかということをお聞きしてるところであります。この現在の取り扱い主管はどこか。それから宮所サイホンでの水量調節など取り決めは今あるのかどうか、それについてお伺いします。

○産業振興課長

はい。増水時での西天竜幹線水路の水路調整に係る宮所サイホンの関係でございます。こちらの消防署と西天竜土地改良区との取り決めでございますが、平成19年7月の6日付で、宮所サイホン排泥工管理委託に関する協定書が締結され、現在に至っております。その内容につきましては、ゲリラ豪雨などで西天竜用水路が溢れそうになり、流域の宮木、新町、羽場、及び北大出区からの要請により、宮所サイホン排泥工、これは土砂ばけとも呼んでおりますが、こちらの小横川川への緊急排水を行う必要が生じた場合には、辰野消防署に保管してある操作盤の鍵を使用して、辰野町が緊急排水操作を行い、水位を下げるということが、西天竜土地改良区から委任されているという内容でございます。実際の運用の場合は、豪雨による警戒態勢が既に取られているケースが多いので、土砂災害警戒本部として、私ども産業振興部が操作することとなります。なお、宮所サイホン排泥工の開閉操作マニュアルというものは、完備されております。以上でございます。

○宮下（10番）

こうした災害に直結するような内容については、人事異動等で職員が異動した場合には、今もこの取り決めした以降、歴代の退職された消防長に聞いたところ、いやそういうことは鍵はもらった、預かったことはあるよと。たまに行ってみたこともあるとは言ってはいるんですけども、実際にそうした災害だとかなかったのによかったんですけども、最近、この災害で心配になって聞いたところ、さて誰が鍵がここにあるわけで、その責任の所在が全くわからなかったの、ぜひこの機会に総務課の危機管理でもそういうことはしっかり把握して、危機管理のところで、どこの責任、主管、取り扱いはどこだよということを把握していることがこれからの災害防止、大事な防止になると思いますので、その今、産業振興課で管理しているということですけども、

それがまた時間ずれるとわかんなくなっちゃうと思いますので、あくまでも危機管理が、ほいじゃあこの部分はどこで管理をして、誰がやっているとすることは掌握してもらって、その年に1回防災訓練とかそういうときにそれを繰り返し、訓練にも使ったりすることでしとかなないと、いざというときに、何も役に立たないということが心配されますので、ぜひ緊急時の対応に支障のないように主管部署、及び取扱者の指名など危機管理の徹底をお願いしたいと思います。

それから次に、新たな福祉避難所設置についてであります。西日本豪雨による避難生活が過酷さを増しているとの報道がされている中、つい先日の北海道地震による大規模な山崩れ、町の防災訓練はもとより、近隣市町村の防災訓練も避難所、特に福祉避難所の開設訓練を重要視されております。辰野町防災ハザードマップには、指定緊急避難所、指定避難所、福祉避難所が明示されております。災害から、人命を守ることはまず安全な場所へ避難することではありますが、町内で指定されている福祉避難所としての老人福祉センターは別として、特別養護老人ホームかたくりの里、グレイスフル辰野、第二グレイスフル辰野は、このかたくりの里は土砂災害警戒区域外ですけども、それぞれ区域内の場所もありますので、また緊急時の搬送にもこのグレイスフル等も地理的に心配されるところがあります。また、逆にこの施設においては、施設から避難のために入所者の搬出支援も考えられます。送り込むだけでなく、逆にこの福祉避難所となっている人達を搬出することの方が多くなることも心配されてると思います。そこで、大災害に即対応できる福祉避難所を設置すべきと提案します。私が提案するのは、全ての条件が整っている、宮木にあるJAパレスたつとの提携を提案します。その理由として、JA上伊那介護サービスステーション伊北、これはJA上伊那訪問介護事業所としてケアマネージャー、ホームヘルパーが常勤し、このパレスたつのと建物は併設しており、常時この職員もいるということで、福祉避難所内のサービスも受けられる。それから2つ目として、介護1、2の自宅で介護を受けている高齢者などは、パレス1階に収容できる。2階となるとなかなか収容大変ですけども、こうした方達でも駐車場からもう直ぐ入れるということと、それから室外は駐車場も広く完備されているし、室内は空調設備が完備されてる。また2階は小部屋があり、プライバシーが守られると。それから隣接の辰野西小学校校庭は夜間照明が完備され、また指定緊急避難所及びヘリポートにも指定されており、辰野西小学校の体育館は指定避難所となっております。それともうひとつ大きな条件として、辰野町

防災ハザードマップには、土砂災害警戒区域及び浸水想定区域外の安全区域の唯一の安全地帯だと思っております。この宮木の中心地で交通の便の良い、好条件を整えている災害時の福祉避難所としての提案をしますが、町の考えをお伺いします。

○保健福祉課長

避難所の設置等につきましては、地域防災計画の中で、全体の計画の中に盛り込むべきものだと思いますけれども、今回は福祉避難所ということですので、保健福祉部門からお答えをさしていただきたいと思います。災害が発生し、避難所生活が必要になった場合には、学校や公民館などの避難所のほかに、一般の避難所で過ごすことが困難で、特別な支援が必要な高齢者や障がい者等といった要配慮者向けの福祉避難所が必要になってまいります。議員ご指摘のように、辰野町では現在、福祉避難所として、老人福祉センターを指定し、町内3つの高齢者福祉施設と協定を結んでおります。これらの施設につきましては、その立地条件等の理由により、地震・洪水・土砂災害といった災害の種別によっては、適・不適もあると思われまます。今後も避難所の確保を図ってかなければならないと考えているところでございます。議員のご提案と重複するところがあるわけでありまますけれども、辰野町防災ハザードマップをみてみますと、実に多くの地域が土砂災害警戒区域や浸水想定区域となっておりますが、議員ご提案のJAパレスたつの様は、想定されるどの危険区域にも該当しない場所にあり、また町の中心部で幹線道路が走り、町のいずれの方向からもアクセスがよく、広い駐車場とヘリポートともなりうる辰野西小学校校庭も近くにあり、避難所としては、好条件であると思われまます。さらに介護のサービスステーションも併設され、そこに所属する専門職の皆さんに、要配慮者の対応をお願いすることができれば、福祉避難所的なイメージも湧いてくるところでございます。ただし、内閣府が出しております福祉避難所の確保・運営ガイドラインによりまますと、福祉避難所につきましては、災害対策基本法施行令に災害対策基本法による避難所の指定基準が規定されているようであります。パレスたつの様がすぐにこの基準を満たすものではないにしても議員ご提案の連携につきましては、危機管理担当とも調整をし、まずはJA様に相談をしてまいりたいと思っております。以上です。

○議 長

宮下議員、5分切りましたのでまとめてください。

○宮下（10番）

J Aにつきましては、この辰野町にJ Aの組合員も大勢おりますので、たぶん快く提携には受けてもらえると確信しておりますので、ぜひこの災害から人命を守るのは、まずその第1は早期の避難ということです。1日でも早い提携をされたいと思います。異常気象の続く中、安全なまちづくりのために、さらなる危機管理の強化への推進を進言し、私の質問は終わります。

○議 長

以上で、一般質問は全部終了いたしました。よって本日はこれにて散会といたします。大変ご苦労様でした。

9. 散会の時期

9月11日 午後4時 30分 延会